令和2年度

消費者行政の概要

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課

もくじ

I	消費	者行政の課題と取組1
П	福岡	県の消費者行政施策
	1	令和2年度生活安全課(消費者安全係)及び消費生活センターの施策3
	2	令和2年度福岡県の消費者行政施策一覧
Ш	令和	元年度事業実績
	1	消費者行政の企画・調整25
	2	消費生活の安全性の確保26
	3	消費者取引の適正化27
	4	消費生活相談体制の充実・整備29
	5	主体的・自立的な消費者になるための支援31
IV	令和	元年度消費生活相談の概要
	1	相談の概況35
	2	契約当事者の属性別の相談件数
	3	商品等分類別の相談件数37
	4	販売購入形態別の相談件数38
	5	多重債務相談の件数39
	6	あっせんの件数39
	7	危害・危険に関する相談の件数40
	8	各種統計資料42
	9	県及び県内市町村に対する相談の概況48
V	ホッ	トな消費者ニュース(令和元年度)51
VI	消費	者トラブル注意報!!(令和元年度)65
参え	 肾資料	
	1	消費者基本計画の概要73
	2	消費者行政主要組織図74
	3	福岡県消費者行政関連施策体系75
	4	消費者基本法
	5	消費者安全法80
	6	福岡県消費生活条例95
	7	福岡県消費生活条例の体系 101
	8	福岡県消費者行政活性化基金条例102
	9	福岡県生活安全課・消費生活センターの業務103
	10	福岡県消費者行政のあゆみ104
	11	令和2年度市町村消費者行政担当部署106
	12	県内の消費生活センター・相談窓口110

I 消費者行政の課題と取組

1 消費者行政の現状

消費者を取り巻く社会経済環境は、規制緩和の進展や経済社会のIT化、国際化、新型コロナウイルス感染症の拡大などを反映し大きく変化している。

このような中、情報通信技術を活用した新しい商品・サービスの出現や取引方法の多様化により、消費者の選択肢が広がり消費生活は豊かになってきている反面、取引の方法や内容をめぐる新たな消費者トラブルが発生し、消費者問題は複雑多様化している。

令和元年度に県及び県内市町村の消費生活センター等の相談窓口が受け付けた消費 生活相談の件数は49,270件であり、前年度の49,358件に比べて88件(0.2%)減少し ている。このうち福岡県消費生活センターが受け付けた相談件数は9,087件であり、前 年度の9,225件から138件(1.5%)減少している。

県消費生活センターで受け付けた相談の内容は、1位が「デジタルコンテンツ」、2位が「商品一般」(架空請求など)、3位が「不動産貸借」の順であり、高齢者からの相談が依然として多数寄せられている。

また、令和2年1月以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「イベント や宿泊などの解約・キャンセル」、「生活必需品の不足や転売」に関する相談が増加し ている。

2 消費者行政の課題

消費者被害を防止するためには、住民が消費生活に関して気軽に相談することのできる身近な相談窓口が存在することが重要であるが、そのためには県においては勿論のこと、市町村における消費生活センター等の相談窓口の整備充実が望まれる。

このため、県では、市町村における消費生活センター等の相談窓口の整備充実を促すことに努めてきたが、その結果、平成 23 年度までに県内全市町村において消費生活に関する何らかの相談窓口が設置され、平成 29 年度までには、県内全ての市町村が専門の消費生活相談員を配置した相談窓口(広域連携によるものを含む。)を設けるに至っている。

このような市町村相談窓口の拡充に伴い、身近な消費生活相談や消費者への情報提供等を担う市町村に対し、県消費生活センターには、市町村の特性に応じた適切な支援や市町村相互間の連絡調整、広域的見地からの助言・情報提供等、「センター・オブ・センターズ」としての機能を確実に実施することが求められているところである。

他方、消費者トラブルは、社会経験と消費生活に関する知識が不足しがちな若年者や、 判断力の衰えと身近な相談相手の不在などにより悪質事業者の標的となりやすい高齢 者に深刻な被害をもたらす傾向がある。これらの者を悪質事業者の違法・不当な行為か ら守ることも消費者行政の重要な目的の一つである。

この目的の達成のためには、法執行の強化のほか、消費者教育の充実、地域住民の意識向上や担い手育成等を含めて取組の充実を図るべきである。その際、取組の効果的・効率的な推進、実効性の確保の観点から関係機関、団体等と幅広く連携が図られるよう取組を推進していく必要がある。

3 消費者行政の取組

福岡県消費生活条例は、県民の消費生活の安定及び向上を図ることをその目的としており、消費者施策の推進は消費者の権利の確立を図ること及び消費者の自立を支援することを基本とするものと定めている。

福岡県ではこれを踏まえ、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に対応するほか、関係の行政機関及び団体とも連携して、若年者や高齢者の消費者トラブル、不当・架空請求等の不法行為、多重債務問題等、消費者行政上の様々な課題に取り組んできた。

平成21年3月には福岡県消費者行政活性化基金を設置し、平成27年1月に設立された国の消費者行政推進交付金を活用して県内市町村における消費生活センター等の相談窓口の整備拡充、消費生活相談員及び関係行政職員に対する研修、消費者教育・啓発の充実等に活用し、本県消費者行政の充実・強化を図ってきた。消費者教育・啓発の推進については、市町村や消費者団体など多様な主体の取組とも連携を行っている。

また、悪質事業者に対する取組強化のため専任の組織(県消費生活センター事業者指導課)を設けて積極的な指導・処分を行ってきたが、高齢者をターゲットにした悪質商法の被害の増加やその手口の巧妙化など、消費者行政の重要性の高まりをふまえ、平成28年度から執行体制の強化を図るため、生活安全課の内部組織であった消費生活センターを独立した出先機関として設置している。

今後も取組の一層の充実・適正化及びフォローアップを行い、県民の消費生活における安全・安心を確保していくこととしている。

Ⅱ 福岡県の消費者行政施策

1 令和2年度生活安全課(消費者安全係)及び消費生活センターの施策

人づくり・県民生活部生活安全課及び消費生活センターでは、消費者行政の総合的な企画から消費生活に関する県民からの相談・苦情に対する支援、消費者教育・啓発、事業者の調査・ 指導・処分までを連携して行い、県民の安全・安心な消費生活の確保を図っている。

(1)消費者行政の企画・調整

ア 基本方針(消費生活の安定及び向上)

消費者と事業者との間の情報の質及び量、交渉力等の格差に鑑み、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関する施策により、県民の消費生活の安定及び向上を図る。

イ 消費者行政強化事業及び推進事業並びに活性化事業の実施

地方消費者行政強化交付金及び平成 21 年 3 月に設置した福岡県消費者行政活性化基金を活用して、県民が身近な窓口で消費生活の相談をすることができるよう、市町村の消費生活相談窓口の整備・拡充を図る。

また、相談窓口の強化のため、消費生活相談員及び関係行政職員の能力向上のための取組、高齢者向けの啓発、教育関係機関と連携した若年者向けの消費者教育の実施並びに事業者指導・法執行の強化を図る。

ウ 消費者関連法、福岡県消費生活条例の普及

消費者基本法、消費者契約法、特定商取引に関する法律等の消費者関連法や福岡県消費生活条例を消費者及び事業者に周知する。

エ 消費者行政関連機関や市町村との連携

消費者行政関連機関が連携して対応する必要がある消費者問題について、日頃から相互に情報交換や施策の調整を行う。

また、県民に最も身近な行政機関である市町村に対し、迅速な情報提供を行うとともに、 消費生活相談員や関係行政職員の相談対応能力の向上を目的とする研修や相談解決のため の助言等を行う。

(2) 消費生活の安全性の確保

ア 商品等の安全性の確保

福岡県消費生活条例や消費生活用製品安全法等に基づき、消費者に対し、商品等の安全性に関する情報提供を行うとともに、経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構

(NITE¹) に情報提供を行い、被害の拡大防止を図る。また、消費者安全法の重大事故等について、県民に情報提供を行う。

(3)消費者取引の適正化

ア 事業活動の適正化 (違法・不当な事業活動に対する調査・指導・処分)

消費生活相談窓口に苦情等が寄せられ、販売方法等に問題があると考えられる事業者について、その販売方法等に関して調査し、改善指導・処分を行う。

イ 規格、表示の適正化

商品や役務の表示の適正化に向けて、事業者に対する改善指導・処分を行う。なお、食品表示の適正化については、食品表示法を所管する関係機関と連携して行う。

ウ 価格・需給動向調査

県民の消費生活との関連性が高い商品等の需給及び価格の動向について情報を収集する とともに、必要な情報を県民に提供する。

エ 被害の未然防止・拡大防止

消費者トラブルや不法行為による消費者被害の発生を抑止するとともに、初期段階での被害防止、拡大防止を図るため、関係機関や市町村等と連携して情報収集を行い、事業者に対する指導及び県民への注意喚起を速やかに行う。

(4)消費生活相談体制の充実・整備

ア 相談対応機能の強化

福岡県消費生活センターの相談員が市町村を訪問して相談処理に関する助言を行う「巡回相談」や、市町村の相談員等に電話で相談処理に関する助言を行う「経由相談」の実施を通じて県内市町村との連携を強化し、もって県域全体での相談対応機能を強化する。また、弁護士の無料法律相談(週2回)を実施して高度な相談にも対応する。

イ 相談担当職員の能力向上

相談担当職員が法令等の専門研修等に参加する機会を増やし、相談対応能力の向上に努める。

ウ 多重債務問題への取組

福岡県消費者安全確保地域協議会の部会として、多重債務問題対策部会を設置し、県、

[「]National Institute of Technology and Evaluation」の略称であり、「ナイト」と読む。

財務支局、弁護士会、司法書士会、県警察、民間支援団体等との緊密な連携のもと、多重債務問題への総合的な対策を推進する。

(5) 主体的・自立的な消費者になるための支援

ア 消費者への情報提供の充実

福岡県消費生活センターを消費者教育の拠点と位置付け、消費者トラブルを未然に防止するための情報をインターネット等により広く県民に提供するとともに、同センターに設置した消費者サロンにおいて消費生活に関する様々な資料やパンフレットの配置、パネル等の展示による情報提供を行う。

また、市町村や高校、大学等に消費者被害の最新情報を電子メールで配信する。

イ 消費者教育・啓発の推進

消費生活に関する知識に乏しい若年者が消費者トラブルの対処法を身に付けるため、高校生、専門学校生及び大学生を対象とした啓発講座を開催する。

また、福岡県消費者安全確保地域協議会を設置し、悪質商法の被害に遭うことが多い高齢者や障がい者等に対し、関係団体や行政、警察などと連携して被害防止に努める。

ウ 消費者教育の担い手育成

消費者行政担当職員や、消費生活相談員等を対象として消費者教育の進め方等に関する研修会を実施する。

また、高齢者等の消費者被害を防止するため、消費生活に関する知識を身に付け、地域の見守り活動や啓発活動を行う住民ボランティア (消費生活サポーター)を育成するための講座を開催する。

エ 消費者団体の活動推進

消費者団体が消費者の視点から積極的に行動し意見を表明するとともに、消費者に対する教育及び啓発を行うことができるよう消費者団体の自立的活動を支援する。

2 令和2年度福岡県の消費者行政施策一覧

(1)消費者行政の企画・調整

	施策	概要	所管課
総	福岡県消費生活 審議会の運営	福岡県消費生活条例の規定によりその権限に属する 事項について調査審議し、調停を行うほか、知事の諮 問に応じて消費生活の安定及び向上に関する重要な事 項を審議する。	生活安全課
総合調整等	福岡県消費者行政推進事業	地方消費者行政強化交付金等を活用して消費者行政 の強化を図るとともに、市町村の消費生活センター及 び相談窓口の強化を図る事業等に対する助成を行う。 ・消費生活相談員等に対する研修の実施 ・消費者教育・啓発 ・消費生活センターの広報・周知	
消費者行政関係機関等と	福岡県消費者安 全確保地域協議 会	高齢者、障がい者等の消費者被害の発生又は拡大防止のための取組、多重債務問題の対策等、消費者の安全の確保の取組を関係団体等による緊密な連携の上で、効果的かつ円滑に行うとともに、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置及び取組の支援を図るため、消費者安全法に基づく協議会を設置する。・福岡県消費者安全確保地域協議会 ・高齢者・障がい者問題対策部会・多重債務問題対策部会・地域会	
	市町村との連絡 会議	住民にとって最も身近な行政主体である市町村における消費生活センター等の相談窓口の整備・強化を図るとともに、県と市町村の連携を深めるため、市町村との連絡会議を開催する。 ・市町村消費者行政担当課長会議	
	福岡県消費者安全確保地域協議会(地域会) ※再掲	地域における悪質商法等による消費者被害の解決と被害の未然防止を図るため、県内4地域で会議を開催する。 ・北九州、福岡、筑豊、筑後の4ブロック・構成員 市町村、警察署、弁護士会、司法書士会	消費生活センター

	施策	概要	所管課
消費者行政関係機関等との連携	消費者安全確保 地域協議会の設 置促進 ※再掲	市町村における消費者安全確保地域協議会の設置促進を図るため、市町村へ必要な情報提供や助言を行うとともに、市町村の消費者行政担当職員及び消費生活相談員等を対象とした研修を開催する。 ・消費者安全確保地域協議会設置促進研修 ・行政職員(消費、福祉)向け研修 ・消費生活相談の専門研修 ・相談対応研修 ・消費生活相談事例検討	生活安全課消費生活センター
	福岡県食品安全 ・安心委員会	福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例に基づき、県が策定する基本計画及びその他の食品の安全・安心の確保に関する重要事項を調査審議する。	生活衛生課
	福岡県食品の安 全・安心推進会 議	食品の安全・安心の確保対策を推進するため、県庁 内関係部局で構成する推進会議を設置し、食品の生産 から販売に至る各段階で実施する施策等についての協 議及び調整を図りながら、総合的な施策の推進を図 る。	

(2)消費生活の安全性の確保

	施策	概要	所管課
商品・サービスの安全性の確保	消費生活用製品 安全法に基づく 監視指導	消費生活用製品のうち、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いものとして国が指定した特定製品の販売業者に対して立入検査を実施し、安全マークの付いていない商品は店頭から撤去するよう指導を行う。 (根拠法令 消費生活用製品安全法)	生活安全課消費生活センター
	生活衛生関係営 業施設等の指導	県民の日常生活に密接した施設(旅館、興行場、公 衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、特定建築 物、民泊施設等)に対し衛生的な維持管理をするよ う、環境衛生監視員による監視指導等を行う。 (根拠法令 生活衛生営業六法等)	生活衛生課
	食品衛生対策	食品に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生監視員により監視指導を行う。 (根拠法令 食品衛生法)	

	施策	概要	所管課
	食肉衛生事業	食肉に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、獣畜や食鳥の検査等を行う。 (根拠法令 と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品衛生法)	生活衛生課
	有害物質等を含 有する家庭用品 の監視指導	家庭用品に含まれる有害物質による保健衛生上の危害を防止する。 対象:規制基準が定められた繊維製品、液体状の住宅用洗浄剤、エアゾール製品、塗料など (根拠法令 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律)	薬務課
商品・サー	毒物・劇物の監 視指導	1 毒物及び劇物による保健衛生上の危害を防止する。 2 農薬である毒物・劇物の危害防止については、農林 水産部と連携をとって、立入調査、講習会を実施す る。 (根拠法令 毒物及び劇物取締法)	
ビスの安全性の確保	医薬品・医薬部 外品・化粧品及 び医療機器等の 監視指導	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性、安全性を確保するための監視指導を行う。 (根拠法令 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	
	動物用医薬品・動物用医薬部外品・動物用医療機器等の監視指導	動物用医薬品、動物用医薬部外品の適正販売及び動物用医療機器及び動物用再生医療機器等製品の品質、有効性及び安全性確保のため、監視指導を行う。 (根拠法令 医薬品医療機器等法、動物用医薬品等取締規則)	畜産課
	県消費生活条例 に基づく商品等 に係る危害防止	事業者が供給する商品等が消費者の消費生活における安全を害し、又は害するおそれがあると認められる場合は、当該事業者に対し、供給中止・回収等の措置をとるべきことを勧告する。 (根拠法令 福岡県消費生活条例)	生活安全課
	危険、危害情報 の提供	国民生活センター等から提供される危険商品等に関する情報を各種情報媒体により県民へ周知する。	消費生活センター

	施策	概要	所管課
商品・サービスの安全性の確保	貸金業法に基づ く貸金業務の適 正な実施	貸金業者に関する債務者等からの苦情相談に対応するとともに、貸金業法に基づき、登録貸金業者及びみなし貸金業者に対して立入検査等を実施し、適正な業務運営を行うよう指導監督を行う。 ・苦情、相談窓口福岡県商工部中小企業振興課(TEL 092-643-3423)	中小企業振興課
	農産物の安全性の確保	本県農産物の安全性を確保するための施策を実施する。 ① 生産農家に対し、「食品安全」や「環境保全」、「労働安全」等の取組を行うGAP(農業生産工程管理)を推進する。 ② 生産農家に対し、研修会等を通じて農薬適正使用について指導・啓発を行う。	食の安全・地産地消課
	福祉サービス第 三者評価事業の 推進	社会福祉事業の経営者が、事業運営上の改善すべき 点を把握し福祉サービスの質の向上に結び付けること ができるよう、第三者評価の受審促進を行う。	福祉総務課
生活環境	高圧ガス関係保 安対策	① 高圧ガス及び液化石油ガスによる災害事故防止 (根拠法令 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正化に関する法律) ② ガス用品販売事業者に対する立入検査 (根拠法令 ガス事業法)	工業保安課
の安全性	火薬類保安対策	火薬類による災害事故防止 (根拠法令 火薬類取締法)	
の確保	電気保安対策	① 電気工事の欠陥による災害の防止(根拠法令 電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律)② 電気用品販売事業者に対する立入検査(根拠法令 電気用品安全法)	

	施策	概要	所管課
生活環境の安全性の確保	農薬取締	 農薬取締対策 農薬取締職員を設置し、農薬販売者及び農薬使用 者への立入検査を実施(根拠法令 農薬取締法) 農薬安全使用の推進 農薬使用者に対し農薬使用基準の遵守、事故防止 等の啓発・指導を実施 農薬指導士の認定 農薬取扱業者を農薬指導士として認定し、農薬の 安全かつ適切な管理使用を推進する。 	食の安全・地産地消課
	飼料取締	① 飼料取締対策 飼料立入検査員を設置し、飼料製造業者・販売業者 等に対して立入検査及び飼料の収去検査を行う。② 飼料の適正使用の推進 (根拠法令 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関 する法律)	畜産課
	家畜衛生及び人 獣共通感染症対 策	 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止 畜産農場への立入検査を実施 高原病性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症への対応 口蹄疫等防疫対策を強化 (根拠法令 家畜伝染病予防法) 	

(3)消費者取引の適正化

	施策	概要	所管課
事業活動の	訪問販売等に関する不当な取引 行為の指導取締 り	訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入取引のうち、県内における取引等について悪質な事業者に対し、指導を行う。 (根拠法令 特定商取引に関する法律)	生活安全課消費生活センター
の適正化	前払式特定取引 業者の指導監督	前払式特定取引業者(冠婚葬祭互助会及び友の会) に対し調査指導を行う。 (根拠法令 割賦販売法)	

	施策	概要	所管課
	ゴルフ場等の会 員契約に関する 不当な行為の監 視指導	会員制事業者に対し、会員誘引時における誇大広告 や会員契約解除時に関する不当な行為について監視指 導を行う。 (根拠法令 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関 する法律)	生活安全課消費生活センター
	不当景品・不当表示の監視指導	過大な景品付き販売や不当な表示による顧客誘引の 防止のため監視指導を行う。 (根拠法令 不当景品類及び不当表示防止法)	
	県消費生活条例 に基づく不当な 取引行為の監視 指導	商品・サービスの品質等の適正な表示及び不当な取引行為の防止のため監視指導を行う。 ・規格、表示等の適正化 ・不当な取引行為に関する調査及び勧告、消費者への情報提供 (根拠法令 福岡県消費生活条例)	
事業活動の適	ニセ電話詐欺対 策推進事業	犯行手口をイメージしやすい啓発素材を、インターネット等において情報発信する。 啓発素材は、学生防犯ボランティアや防犯分野の専門家による検討ワーキングにおいて、若年層等による 意見を取り入れた上で制作する。	生活安全課 (地域防犯推進係)
週正化	適正な計量の実 施を確保するた めの指導取締り	・取引若しくは証明に使用される特定計量器(ガス・水道メーター、燃料油メーター、タクシーメーター、質量計など)の検定・検査を行う。 ・スーパーマーケット等への商品量目に対する立入検査を行う。 ・計量証明事業者に対する指導・立入検査を行う。 (根拠法令 計量法)	計量検定所
	宅地建物取引業 者の適正指導	宅地建物取引の公正を確保するための指導を行う。 (根拠法令 宅地建物取引業法)	建築指導課
	有料老人ホーム の指導	高齢者が安心して入居し、適切なサービスを受ける ことができるよう、有料老人ホームに対して指導を行 う。 (根拠法令 老人福祉法)	介護保険課
	介護サービス事 業者の指導	適切なサービス提供を確保し、利用者が安心してサ ービスを利用できるよう、介護サービス事業者に対し 個別指導や集団指導を実施する。 (根拠法令 介護保険法)	

	施策	概要	所管課
	介護員養成研修 実施機関の指導	介護員養成研修事業実施団体に対し、事業の適正な 実施のための指導・助言を行う。	高齢者地域 包括ケア推 進課
事業活動	障がい福祉サー ビス事業者の指 導	障がい福祉サービス事業が、適正に運営され、利用 者が安心してサービスを受けることができるよう、事 業者に対して個別・集団による指導を行う。 (根拠法令 障害者総合支援法)	障がい福祉 課
動の適正化	旅行業者、旅行 業者代理業者及 び旅行サービス 手配業の登録事 務	旅行業務に関する取引の公正な維持並びに旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため、旅行業者等の登録を行う。 (根拠法令 旅行業法)	観光政策課
	農産物検査登録 検査機関の指導 監督	農産物検査が適正かつ確実に実施されるよう、農産物 検査登録検査機関に対し、調査指導を行う。 (根拠法令 農産物検査法)	水田農業振興課
	家庭用品品質表 示法に基づく監 視指導	家庭用品について、消費者の適正な商品選択に資するため、販売事業者に対し立入検査を実施し、指導を行う。 (根拠法令 家庭用品品質表示法)	生活安全課 消費生活センター
表示	直売所巡回調査	一般消費者向け生鮮食品及び加工食品について、食品表示基準に基づく適正な食品表示がなされるよう、 巡回調査・指導を実施する。 (根拠法令 食品表示法)	食の安全・ 地産地消課
示の適正化	食品品質表示巡 回員の設置	一般消費者を「食品品質表示巡回員」としてボラン ティア登録し、消費者による生鮮食品店舗の表示状況 の監視を行う。	
	食品表示法(品 質表示)情報受 付	不適正表示に係る情報提供、品質表示の内容に関する相談を受ける。	
	食肉のトレーサ ビリティの推進	食肉表示の信頼性を保証するため、農場から食卓までの生産、加工、流通経路にわたる一連の情報を消費者に提供する取組を推進する。	畜産課

	施策	概要	所管課
	米のトレーサビ リティの推進	事業者等に対して「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の周知・啓発を図る。	食の安全・ 地産地消課
表示の適正化 価格監視・需給の	食品の栄養表示 に関する指導及 び普及啓発	① 指導 製造・販売業者に対して、栄養成分表示、栄養機能 食品、特定保健用食品、特別用途食品、機能性表示食 品及び虚偽誇大広告等に関する表示の適正化を図るた め指導・相談を行う。また、食品の健康保持増進効果 の虚偽誇大広告の適正化について、情報収集、調査、 指導・相談を行う。 ② 普及啓発 消費者に対して、栄養表示や特別用途食品等の適正 な活用や摂取方法等について、各種講習会を通じ普及 啓発を行う。	健康増進課
	生活関連商品等 の価格動向等の 調査	県民の消費生活との関連性が高い商品等の価格動向 等について調査を行う。	消費生活センター
格監視	野菜価格安定対 策	野菜の市場価格が一定以下に下落した場合、その差額を補填し、生産農家の経営に及ぼす影響を緩和するとともに消費者への安定供給を図る。 (根拠法令 野菜生産出荷安定法)	園芸振興課
給の安定	畜産物の価格安 定対策	鶏卵、牛肉等の畜産物の市場価格が一定以下に下落した場合、その差額を補填し、生産農家の経営に及ぼす影響を緩和するとともに、消費者への安定供給を図る。 (根拠法令 畜産経営の安定に関する法律、肉用子牛生産安定等特別措置法)	畜産課

(4) 生活相談体制の充実・整備

	施策	概要	所管課
	県消費生活センタ ーにおける消費生 活相談への対応	消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じ、当該苦情の処理のためのあっせんを行う。 相談場所 福岡県消費生活センター 月〜金 9:00~16:30 日(電話のみ)10:00~16:00 ※祝祭日、年末年始除く	消費生活センター
	巡回相談及び経由 相談による市町村 支援	市町村における消費生活相談窓口の機能強化を図る ため、市町村の消費生活相談対応業務について助言等 を行う巡回相談及び経由相談を実施する。	
沿	法律相談事業	県消費生活センターにおいて弁護士が無料で消費者 からの法律相談に応じる。(週2回実施)	
消費生活相談体制	消費生活相談に伴 う商品テスト	県消費生活センターで消費者から相談・苦情があった商品等のうち必要なものについて商品テストを実施する。	
体制	消費者苦情処理に 係る調停	県消費生活センターであっせん等を行ったにもかかわらず、解決が著しく困難で、県民の消費生活に著しい影響を与える等、公益性の高い消費者トラブルについては、福岡県消費生活審議会(消費者苦情処理委員会)の調停に付する。 (根拠法令 福岡県消費生活条例)	生活安全課
	消費者訴訟資金の 貸付け	消費者と事業者との間で訴訟が行われる場合において、当該訴訟が福岡県消費生活審議会の調停に付された消費者苦情に係るものであることその他の要件に該当するときは、当該消費者に対し当該訴訟の費用に充てる資金の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行う。 (根拠法令 福岡県消費生活条例)	

	施策	概要	所管課
各種生活相談体制	男女共同参画センターにおける相談事業	すべての人が抱える心と体、家庭、暮らし、就業等 広範多岐にわたる相談に、電話及び面接によって対応 し、相談者自身が問題解決に向けて自己選択・自己決 定できるように支援する。 また、関係機関との連携により各種の専門相談を実 施する。 ・相談場所 福岡県男女共同参画センター あすばる相談室 春日市原町3-1-7 福岡県あすばる相談ホットライン TEL:092-584-1266	男女共同参画推進課
	福祉サービス利用 援助事業(日常生 活自立支援事業)	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や、日常的金銭管理を行う。 ・相談窓口 お住いの市町村の社会福祉協議会	保護・援護課
	家計改善支援事業	家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、 相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた 支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必 要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生 を支援する。 (県事業実施自治体:31町村)	
	福岡県国民健康保 険団体連合会にお ける介護保険苦情 処理事業	福岡県国民健康保険団体連合会に苦情処理委員会等を置き、介護保険サービスに関する利用者からの苦情等に総合的に対応する。 ・苦情相談窓口福岡県国民健康保険団体連合会 TEL: 092-642-7859	介護保険課
	福岡県運営適正化 委員会における福 祉サービス苦情解 決事業	福岡県社会福祉協議会に設置される福岡県運営適正 化委員会において、高齢者、障がい者、児童の福祉サ ービスに関する利用者からの苦情相談に対応する。 ・苦情相談窓口 福岡県運営適正化委員会 (福岡県社会福祉協議会 施設福祉部 評価推進課) TEL: 092-915-3511	

	施策	概要	所管課
各種生活相談体制	施策 再生エネルギー・コージェネレーション総合相談窓口 福岡県医療相談支援センター	概要 住宅用太陽光発電等の再生可能エネルギーや、エネファーム等のコージェネレーション(熱と電気を同時に作り出すシステム)などの導入を検討する消費者からの問合せや相談等に対応する。 ・相談窓口福岡県企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室 TEL:092-643-3228 FAX:092-643-3160 医療に関する患者、家族等の苦情、相談等に迅速に対応し、医療機関にこれらの苦情、相談等の情報を提供することによって、医療機関における患者サービスの向上を図り、もって、患者、家族等の不安や不満の解消を図る。	所管課 総合政策課 医療指導課
		・相談窓口 福岡県医療相談支援センター TEL:092-474-6633 (月~金(祝、祭日及び年末年始を除く。) 9:30~11:00、13:30~16:00)	

	施策	概要	所管課
各種生活相談体制	県民相談	① 行政相談 県民相談室及び北九州県民情報コーナーに相談員を 配置するとともに、保健福祉(環境)事務所の総合相 談窓口において、県政に対する意見、要望、苦情、問合 せや県民生活に関する相談等に対応する。 ・県民相談室 TEL: 092-643-3107 ・北九州県民情報コーナー TEL・FAX: 093-581-4934 ・保健福祉(環境)事務所総合相談窓口 筑紫保健福祉環境事務所 TEL: 092-513-5610 FAX: 092-513-5610 FAX: 092-513-5698 粕屋保健福祉事務所 TEL: 092-939-1529 FAX: 092-893-1186 糸島保健福祉事務所 TEL: 092-322-5186 FAX: 092-893-1186 FAX: 092-322-52 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 TEL: 0940-36-2045 FAX: 0940-32-2592 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 TEL: 0948-21-4876 FAX: 0948-24-0186 田川保健福祉事務所 TEL: 0947-42-9313 FAX: 0947-44-6112 北筑後保健福祉環境事務所 TEL: 0946-22-4185 FAX: 0944-74-3295 京築保健福祉環境事務所 TEL: 0944-72-2111 FAX: 0944-72-2111 FAX: 0944-74-3295 京築保健福祉環境事務所 TEL: 0930-23-2379 FAX: 0930-23-4880	県 報

	施策	概要	所管課
各種生活相談体制	県民相談 ※再掲	 ② 弁護士による法律相談 ・県民相談室 毎月第1及び第3金曜日(13時30分~16時30分) ・北九州県民情報コーナー、筑後県民情報コーナー、京築保健福祉環境事務所毎月第4金曜日(13時30分~16時30分) ・嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所毎月第4木曜日(13時30分~15時30分) 	県民情報広 報課
	住宅相談	住宅に関する情報の提供、住宅に関する設計施工、各種付帯工事、設備機器等の相談、住宅に関する建築関連法規、不動産関連法規、税務関連法規、住宅金融手続、マンション管理等の県民に対する相談業務を行う。 ・相談窓口 (一財)福岡県建築住宅センター TEL:092-781-5169	住宅計画課
	耐震・バリアフリ ーアドバイザー派 遣事業	適切な住宅リフォームが行われるよう、リフォーム の企画段階に施主からの相談を受け、建築士等の専門 家を派遣し、バリアフリー化、耐震診断・改修などに 関するアドバイスを行う。 ・派遣事務局 (一財) 福岡県建築住宅センター TEL: 092-781-5169	
多重債務問題への	福岡県消費者安全 確保地域協議会 (多重債務問題対 策部会) ※再掲	多重債務問題について、関係機関との緊密な連携の もと、総合的な対策を図るため、福岡県消費者安全確 保地域協議会に部会を設置し、会議を開催する。 ・多重債務問題対策部会 構成団体 庁内各課、市長会、町村会、弁護士会等	生活安全課
取組	ヤミ金融対策のた めの連携強化	県警生活経済課や中小企業振興課と連携して、無登 録業者や違反業者の情報提供を行う。	

(5) 主体的・自立的な消費者になるための支援

	施策	概要	所管課
消費者	多様な媒体(インターネット等)による消費者情報の提供・啓発資料の作成	消費者問題に関するトラブルを未然に防止するため、年代やテーマに応じた情報をインターネット等で広く県民に提供する。 福岡県消費生活センターホームページ https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ shouhiseikatsu.html	消費生活センター
	消費者サロンの設 置・活用	県消費生活センターに消費者サロンを設け、悪質商 法等に対する注意喚起のパンフレット、チラシ、消費 生活に関する図書、資料、パネル等を展示又は設置す る。	
者への情報提供	高齢者向け情報提供	高齢者が被害に遭いやすい消費者トラブルとその相 談窓口を掲載したパンフレットを作成し、市町村や宅 配事業者と連携して高齢者宅へ配布する。	
延供 の充実	消費者被害の最新 情報の提供	市町村、高等学校、大学、専門学校等に消費者被害 の最新情報を電子メールで配信する。	
)	介護サービス情報 の公表	国が整備する公表システムを活用し、事業者に関する情報を公表することにより、利用者が事業者を適切に選択できるよう支援する。 (根拠法令 介護保険法)	介護保険課
	地域密着型サービス外部評価	地域密着型サービスである認知症高齢者グループホームに関して、第三者機関による評価を公表することにより、利用者が質の高いサービスを受けられる環境を整備する。 (根拠法令 介護保険法)	

	施策	概要	所管課
消費者 への情報提供の充実	医薬品等に関する知識の普及	① 医薬品による副作用や、いわゆる「健康食品」による健康被害を防止するため、消費者に医薬品等に係る正しい知識の普及を図る。 ② (公社)福岡県薬剤師会が設置した薬事情報センターに、一般県民を対象とした「くすりなんでもテレホン」を開設し、医薬品等の相談業務を行う。・くすりなんでもテレホン TEL:092-271-1585 ③ かかりつけ薬剤師・薬局の役割やジェネリック医薬品に係る正しい知識の普及を図るため、「くすりと健康フェア」や出前講座などの機会を通じて県民への啓発を行う。	薬務課
	住宅情報提供推進	(一財)福岡県建築住宅センターにおいて、公的機関による情報提供を含め、住宅に関する様々な情報を県民に提供する。	住宅計画課
	モデル住宅の展示	住宅に関する情報の提供や消費者が多様な情報から 適切な選択ができるよう、バリアフリー、耐震、防 犯、省エネ・創エネ等に対応したモデル住宅を展示公 開する。 ・生涯あんしん住宅 (春日市 クローバープラザ敷地内)	
	住宅の品質確保の 促進に関する情報 提供	住宅の品質確保の促進、住宅購入者の利益の保護等に関する情報を提供する。 (根拠法令 住宅の品質確保の促進等に関する法律、 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法 律)	
	太陽光発電のメン テナンスに関する 情報提供	太陽光発電のメンテナンスの必要性について情報を 発信する。 また、太陽光発電メンテナンス事業者のデータベー ス化を行い、広く紹介する。	総合政策課
	自主広報媒体等に よる情報提供	広報紙や新聞、テレビ・ラジオ、ホームページ、ツイッター等の各種広報媒体で、消費者問題に関する情報提供や県の施策の紹介等を行う。	県民情報広 報課

	施策	概要	所管課
消費者教育・	消費者教育推進連 絡会議の運営	消費者教育を総合的に推進するため、県及び県教育庁の関係各課による連絡会議を開催する。 (根拠規程 消費者教育推進連絡会議設置要綱平成3年9月24日施行)	生活安全課
	巣立ち応援事業	若年者の消費者被害の未然防止・拡大防止のため、 県内高校生、特別支援学校生、高校生の保護者、及び 大学・専修各種学校生を対象に教育関係機関と連携し て啓発講座を開催し、契約の基本や家計管理等の大切 さを実践的に学び、自立した消費者になるための必要 な知識やリスク対応方法を身につけられるよう支援す る。	消費生活センター
	大学等との連携に よる学生向け啓発 事業	大学等において、学生等の消費者トラブル未然防止 等に関する啓発その他の自主的な取り組みを実施しよ うとするサークル、ゼミ等の自主活動団体に対し、ア ドバイザーを派遣し、啓発に関するアドバイスを実 施。また、学生の視点で同世代に向けた啓発方法の開 拓を図る。	
・啓発の推進	学校指導者用教材 ・カリキュラム作 成事業	小・中・高校において活用できる消費者教育の指導 者用教材・カリキュラムを作成し、各校に配布する。	
	大学・専門学校職 員向け研修	大学・専門学校の教職員に対して、消費者被害についての情報提供を行う研修会を開催する。	
	消費者教育人材育成研修	市町村の消費生活相談員等を対象に、消費者教育に 関する基本的な知識、効果的な技法や伝え方について 研修を行う。	
	消費生活サポーター育成事業	地域の見守り活動や啓発活動を行う住民ボランティア (消費生活サポーター)を育成するため、民生委員、ヘルパー、自治会役員などを対象に、消費者問題についての基礎的な知識を習得するための講座を開催する。 また、消費生活サポーターとなった者にフォローアップ研修を行う。	

	施策	概要	所管課
の活動推進	消費生活協同組合の監督・育成		
物価情報提供	・小売物価統計調査 国民の消費生活上重要な支出の対象となる小売価格、サービス料金及び家賃を毎月調査し、月々の価格の変化や物価水準の変動を明らかにする。 ・家計調査 世帯の家計収支の実態とその動向及び地域的差異などを明らかにする。		調査統計課
環境に配慮した生活スタイルの推進	再生可能エネルギ ー・コージェネレ ーションに関する 情報の提供	再生可能エネルギーやコージェネレーション (熱と電気を同時に作り出すシステム)等の分散型エネルギー導入を支援するため、県ホームページ「ふくおかのエネルギーリを通じた情報の発信や「福岡県再生可能エネルギー導入支援システム」の運営による再生可能エネルギー導入のための環境の整備を行う。 〇ホームページ「ふくおかのエネルギー」 (福岡県エネルギー総合情報ポータルサイト) (https://www.f-energy.jp/) 再生可能エネルギーやコージェネレーションにかかるセミナー・イベントや助成に関する情報などを総合的に提供するホームページを運営。 〇福岡県再生可能エネルギー導入支援システム(https://www.f-energy.jp/search/) 再生可能エネルギーの導入検討に必要となる日照時間や風況などの適地に関する基本情報を、250mメッシュ単位でワンストップで提供するシステムをインターネット上に無料公開。また、太陽光パネルの向き、設置角度、設置容量を入力するだけで、太陽光発電の年間発電量を簡単に試算可能。	総合政策課

	施策	概要	所管課
	自主的な環境保全の取組の促進	県民・事業者・行政の自主的・積極的な環境保全の 取組を促し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を 構築する。 ・福岡県環境県民会議の開催 ・環境教育副読本及び地球温暖化対策ワークブックの 作成 ・こどもエコクラブ事業の促進 ・環境月間(6月)における啓発活動の実施	環境政策課
環境に配慮した生活	地球温暖化対策推進	地球温暖化対策を推進するため、次の取組を実施する。 ① 福岡県地球温暖化防止活動推進センターによる普及啓発(エコアドバイザー・環境マイスターの派遣、教育教材、啓発資材の貸出し) ② 福岡県地球温暖化防止活動推進員による地域に密着した普及啓発活動 ③ 家庭や職場における省エネ・省資源の推進(ふくおかエコライフ応援サイトによる温暖化関連情報の発信、エコファミリー・エコ事業所の募集)	環境保全課
スタイルの推進	ごみ減量化促進対策	循環型社会の形成を目指し、ごみの減量化・リサイクルへの取組を促進するため、県民・事業者への啓発及び市町村への情報提供等の支援を行う。 ・容器包装廃棄物等の減量化・リサイクルの推進・ふくおかプラごみ削減キャンペーンの実施・「リサイクル施設見学会」の実施・「3Rの達人」の派遣・「九州まちの修理屋さん」事業の実施・福岡県循環型社会形成推進功労者知事表彰の実施	循環型社会推進課
	食品ロス削減の推進	食品ロス(食べられるのに捨てられてしまう食品)の削減に県民運動として取り組み、資源の有効利用を通じて循環型社会の推進を図るため、食品ロスに関する情報、食品ロス削減に協力する店舗情報を県のホームページやパンフレットに掲載するなどして県民に紹介する。	

Ⅲ 令和元年度事業実績

1 消費者行政の企画・調整

(1)福岡県消費生活審議会の開催

会議名	開催日	会場	議題
福岡県消費生活審議会		福岡県吉 塚合同庁 舎 特 5 会議 室	 ・消費者苦情処理委員会委員及び消費者施策検討部会委員の指名について ・平成30年度福岡県消費者行政の概要について ・令和元年度福岡県消費者行政の取組について ・事業者に対する行政処分について ・福岡県消費者教育推進計画(第2次)の進捗について ・消費者庁新未来創造戦略本部等の取組について

(2) 消費者行政関係機関等との連携

会議名	開催日	会場	議題
令和元年度市町 村消費者行政担 当課長会議		福岡県庁 行政2号 会議室	・福岡県消費者行政の概要について ・福岡県消費者教育推進計画(第2次)について ・消費者安全確保地域協議会について ・地方消費者行政強化キャラバンについて ・消費者行政推進事業補助金について ・相談啓発について ・事業者指導について

(3) 福岡県消費者安全確保地域協議会の開催

開催日	会場	議題
R元. 8. 29	福岡県吉塚合同庁舎 特6会議室	 ・福岡県の消費者安全確保のための取組について ①平成30年度の実績 ②令和元年度の計画 ③消費者安全確保地域協議会の設置状況 ・平成30年度の福岡県内の消費生活相談及び事業者に対する 行政処分の概要について ・県からの情報提供について ・各団体・機関の取組について

(4) 福岡県消費者安全確保地域協議会多重債務問題対策部会の開催

開催日	会場	議題	
R 元. 8. 29	福岡県吉塚合同庁舎	・生活困窮者自立支援制度の動向について	
	特6会議室	・ギャンブル等依存症対策基本法の概要について	
		・多重債務者相談強化キャンペーンに係る取組について	
		・各団体・機関の多重債務対策に係る取組について	

(5) 消費者安全確保地域協議会地域会の開催

開催日	地域会	会場	参 加 者	議題
R元. 9.18	福岡	福岡県吉塚合同庁舎	各市町村、各	・地域における悪質商法による消費者被害の未然防止
R 元. 9.25	北九州	ウェルとばた	警察署、県弁 護士会、県司	・地域における消費者教育・
R元.10.4	筑豊	飯塚市立岩交流センター	法書士会、県	啓発の推進に関すること ・その他地域における消費者
R 元. 10. 16	筑後	えーるピア久留米	消費生活センター	被害防止のため必要な事項・意見交換等

(6) 地方消費者行政強化交付金事業の実施

消費者教育・啓発、悪質事業者に対する調査、指導及び処分の強化などの実施
市町村が行う相談窓口の整備拡充や消費者被害の未然防止のための教育・啓発などの事

業に対する支援の実施52 市町村 95,467 千円

2 消費生活の安全性の確保

(1)消費者被害の防止対策

事業者が消費者に供給する商品による消費者被害の未然防止及び拡大防止を図るため、販売店への立入検査を実施するとともに、必要に応じて商品名や事業者名等の情報を消費者に提供した。

(2) 消費生活用製品安全法に基づく立入検査

特定製品	立入販売店 件数	違反店	違法内容(点数)		
村		件数	無表示	不適正表示	その他
家庭用の圧力なべ及び圧力がま	2	0			
乗車用ヘルメット	2	0			
石油ストーブ	1	0			
合計	3	0			

[※]家庭用圧力なべ及び圧力がまと乗車用ヘルメットの立ち入り販売店は同一店舗である。

(3) 製品安全に関する広報啓発活動

パネル展示により製品安全に関する広報啓発活動を行った。

・福岡県吉塚合同庁舎1階 消費者サロン (R元.11.1~11.30)

3 消費者取引の適正化

(1) 事業活動の適正化

消費生活センターに対する相談の件数が多く、販売方法等に問題があると認められる事業者に対し、特定商取引に関する法律や福岡県消費生活条例に基づき、問題となる販売方法等の具体的な事例を示して改善措置を求めるなど、個別に対応している。

令和元年度においては、住宅リフォーム工事、電気小売、換気扇フィルター等の訪問販売事業者、通信教育等の通信販売事業者や食料品の店舗販売を行う業者等に対し、販売方法等の改善を求めるための文書等による指導等を行った。

ア 具体的取引の適正化

特定商取引に関する法律、福岡県消費生活条例に基づく指導・行政処分等

- ·業務停止命令 1件(訪問販売)
- ・指示 1件(訪問販売)
- ·業務禁止命令 1件(訪問販売)
- ・文書指導 22 件(訪問販売(13)、訪問販売及び電話勧誘販売(1)、通信販売(2)、訪問購入(1)、食料品店舗販売(1)、俳優養成レッスン業(1)、住宅リフォーム工事業(1)、通信教育講座等(1)、資格試験業(1))

イ 消費生活の安全・安心ネットワーク会議

平成19年9月に九州各県、沖縄県及び山口県で構成する「消費生活の安全・安心ネットワーク会議」 を設置し、悪質な取引行為等を広域的に行う事業者に対応するための広域的な連携体制を整備した。

この会議は、主に特定商取引に関する法律に基づく指導、処分及び公表について、関係各県の連携を通じて消費者被害の未然防止・拡大防止等を図ることを目的とするものであり、令和元年度は次表のとおりで開催した。

開催状況	構成団体	内容等
実務担当者会議 R元. 6. 28 R2. 1. 31	 ・福岡県消費生活センター ・佐賀県県民環境部くらしの安全安心課 ・長崎県県民生活部食品安全・消費生活課 ・熊本県環境生活部県民生活局消費生活課 ・大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課 ・宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課 ・鹿児島県総務部男女共同参画局・くらし共生協働課 ・沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課 ・山口県環境生活部県民生活課消費生活センター ・経済産業省九州経済産業局(オブザーバー) 	行政機関の連携による消費者 被害未然・拡大防止等に関す る協議 ・各県の取組状況 ・広域的な行政処分等 ・広域連携による合同立入検査 ・処分事業者の公表

(2) 表示等の適正化

ア 不当景品類及び不当表示の防止

事業者が消費者に供給する商品やサービスの品質等に関して適正な表示を行うことにより、消費者が 自主的かつ合理的に商品やサービスを選択することができるように、事業者に対する立入調査、指導等 を行った。

処理件数	景	品	表示	
建工工件 数	違反有	違反無	違反有	違反無
31件	0件	0件	6件(注)	25件

(注1) 違反に対する措置の内訳は、口頭指導4件、文書指導2件である。

イ 表示、規格の適正化等

表示、規格の適正化等に関する事業者等からの問合せに対し、助言又は指導を行った。

令和元年度 56件(うち表示に係る相談39件、景品に係る相談17件)

ウ 食品表示の適正化

(ア) 県関係部署との連携

本県の食品の表示に係る県民からの問合せや情報提供等に対し、迅速かつ的確に対応するため、「食品表示情報の海部・受付マニュアル」により県の関係部署間の連携、協力及び情報の共有を図った。

(イ) 食品表示関係機関との連携

食品表示法等の食品表示関係の法令を所管する関係機関と連携しながら、消費者への情報提供等の必要な措置をとった。

(ウ) 家庭用品品質表示法に基づく立入検査

検査品目	立入 販売店件数	検査商品数	不適正 表示数
繊維製品(ブラウス等7品目)	2	7	0
合成樹脂加工品(盆等2品目)	2	2	0
電気機械器具(ジャー炊飯器等4品目)	1	4	0
雑貨工業品(ショッピングカート等6品目)	2	6	1
合計	7	19	1

(3) 生活関連商品等の価格動向の監視

県民の消費生活との関連性が高い生活関連商品等の価格動向について情報の収集・分析を行うとともに、インターネットにより必要な情報を県民に提供することによって不適正な価格形成の発見・防止に努めた。

4 消費生活相談体制の充実・整備

(1)消費生活相談への対応

福岡県消費生活センターに専門の相談員を配置して消費者からの相談や苦情を受け付けるとともに、特に法律的な問題が生じた場合には弁護士による法律相談の中で解決を図り、国、他の都道府県及び県内市町村の各関係機関と緊密に情報交換をしながら、相談・苦情の処理を行った。

令和元年度に福岡県消費生活センターで受け付けた消費生活相談の件数は 9,087 件であり、前年度の 9,225 件と比べて 138 件 (1.5%) 減少した。なお、県及び県内市町村の消費生活センター等の相談窓口で受け付けた消費生活相談の件数は 49,270 件であり、前年度の 49,358 件と比べて 88 件 (0.2%) 減少している。

(2) PIO-NETの活用

PIO-NET^I(パイオネット)とは、「国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報(消費生活相談情報)の収集を行っているシステム^{II}」である。

地方公共団体においてはこのシステムによって全国で蓄積された相談情報を閲覧することができるので、県ではこれに加入して相談対応、事業者指導及び消費者啓発に活用している。なお、県内においては、福岡県消費生活センターのほか次に掲げる27市町村及び8広域(2市町村以上)の消費生活センター・相談窓口がPIO-NETへ接続されている。

《PIO-NET接続市町村》

北九州市、福岡市、大牟田市、田川市、八女市、筑後市、大川市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、筑前町、新宮町、東峰村

(2市町村以上のセンター・相談窓口)

久留米市消費生活センター、直鞍広域消費生活センター、飯塚市消費生活センター、柳川・みやま 消費生活センター、行橋市広域消費生活センター、かすや中南部広域消費生活センター、吉富・上毛 消費生活相談窓口、田川郡消費者センター

(3)消費生活相談員等に対する研修会の開催

研修名	開催日	対象者及び内容	場所
消費者安全確 保研修	R元. 7. 3	【行政職員、消費生活相談員、地域包括支援センター職員等】 ・消費者行政に係る基礎的な知識	福岡県吉塚 合同庁舎
(基礎編)	R元. 7.12	・消費者の安全の確保の取組に資する先進事例の紹介 (市町村発表)	KIPROホール (北九州市)

^I 全国消費生活情報ネットワークシステム(<u>P</u>ractical Living <u>I</u>nformation <u>O</u>nline <u>Net</u>work System)

Ⅱ 独立行政法人国民生活センターのウェブサイトの記述による。

研修 名	開催日	対象者及び内容	場所
消費者安全確 保研修	R元. 9.20	【行政職員、消費生活相談員、地域包括支援センター職員等】 ・基礎編を踏まえ、消費者被害の防止及び消費者被害の回	福岡県吉塚 合同庁舎
(応用編)	R元. 9.27	復に係る能力の向上(座学及びワークショップ形式等)	KIPROホール (北九州市)
消費生活相談 専門研修	R元. 7.27 R元. 8.10	【消費生活相談員、行政職員等】 ・消費生活相談関係法令の知識	福岡県吉塚 合同庁舎
	R元. 8. 3 R元. 8.31	・複雑化する消費生活相談に対応するための専門知識(デジタルコンテンツ、情報通信等) ・名重信務問題対応(「名重信務相談フェュアル」を活用)	ウェルとば た
R元. 9. 7	R元. 9. 7	・多重債務問題対応(「多重債務相談マニュアル」を活用)	久留米地域 職業訓練セ ンター
	R元. 9.14		飯塚コミュニティセンター
相談対応研修	R元. 10. 5	【消費生活相談、行政職員等】 ・相談対応技法(コミュニケーション、クレーム対応等)	福岡県吉塚 合同庁舎
	R元. 10. 26	・相談対応後の相談員等のセルフケア	ウェルとばた
相談事例検討会	R元.11.2	【消費生活相談員等】 ・実際の相談事例を基にした相談対応の検証による実務	福岡県吉塚 合同庁舎
R元.11.9 的な相談対応技法 ・悪質事業者の情報共有	的な相談対応技法 ・悪質事業者の情報共有	ウェルとばた	
	R元. 11. 30		久留米地域 職業訓練セ ンター
	R元.12.7		飯塚コミュニティセンター

(4) 多重債務問題への取組

ア 多重債務者無料相談ウィークの実施

国の多重債務者相談強化キャンペーン (R元.9.1~12.31) の一環として、県弁護士会及び県司法書士会と合同で多重債務者無料相談ウィークを実施した。

(面談相談会)

実施期間	実施場所
R元. 11. 11~11. 15	県弁護士会及び県司法書士会の相談センター(県内25か所)

5 主体的・自立的な消費者になるための支援

(1)消費者啓発の実施及び情報の提供

消費者の主体的かつ自立的な消費生活を支援するため、消費者啓発を実施するとともに、的確な 消費選択に有用な情報を幅広く提供した。

ア トラブル未然防止のための教材等の作成・配布

作成月	資 料 名	配 布 先
	どんな所にもトラブルのタネ (障がい者編)	市町村、介護事業者、障がい者
9月		団体等
	要注意!身近に潜む悪質商法	市町村
11月	架空請求急増中!	市町村
12月	要注意!あなたを狙う悪質商法	市町村
1月	どんな所にもトラブルのタネ (中・高年編) A4版	市町村
	消費者教育用啓発資料(障がい者等)	市町村、学校等、障がい者団体
3 月	自然災害時に発生するトラブルに要注意!	市町村
	消費者啓発用ステッカー(シール)	市町村

イ 悪質商法撲滅キャンペーンの実施

実施時期	場	所	内	容
R元. 12	県内市町村		テーマ:キャッチセールス等悪 内容:①県庁ロビーで啓発チ ②行橋市広域(行橋市、 大野城市と連携して行 ③市町村や宅配事業者	ラシ等の展示を実施 、みやこ町、築上町)、筑後市、

ウ ホームページ等における情報提供

福岡県消費生活センターのホームページ及び福岡県庁のTwitter アカウントにより、消費者行政に関する情報提供を行った。

福岡県消費生活センター:

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shouhiseikatsu.html

福岡県庁 (Twitter) : @Pref_Fukuoka

エ NHK「はっけんTV」における情報提供

NHK福岡放送局にて放送中の「はっけんTV」において消費者行政に関する情報提供を行った。 放送日時: 奇数月第3水曜日 午前11:45~11:54 (原則)

コーナー名:「教えて!センター長」

オ 生活設計の促進及び金融経済情報の提供

福岡県金融広報委員会と連携して、金融経済情報の提供や生活設計及び金銭教育の推進を図った。

カ 消費者サロン

福岡県吉塚合同庁舎1階の消費者サロンにおいて、悪質商法に対する注意喚起の情報提供、パネル、 関係団体の資料等の展示を行った。

キ 県民ホールを活用したロビー展示

福岡県庁1階の県民ホールにおいて、悪質商法に関する注意喚起のためのパネル展示を行った。 (年2回:5月、12月)

(2) 消費者教育の推進

主体的で自立した消費者を育成するためには、関係機関が協力して体系的に消費者教育を推進することが重要である。このため、福岡県消費者教育推進計画(第2次)を策定するとともに、若年者啓発出前講座等を実施した。また本計画で取り組むこととした事業・施策の進捗を消費者教育推進連絡会議において把握し、今後の取組について関係各課と協議した。

ア 消費者教育推進連絡会議の開催

開催日	会場	議題
R元. 7. 22	福岡県庁人づくり・ 県民生活部会議室	・福岡県消費者教育推進計画(第2次)について ・消費者教育施策・事業の進捗について ・昨年度の消費生活相談の状況について ・地方消費者行政強化交付金について ・その他
R2. 3. 23 (通知文 施行日)	書面開催	・消費者教育施策・事業の進捗について・その他

イ 巣立ち応援事業(消費者教育出前講座)の実施

民法改正の施行に伴い、成年年齢の引き下げによる若者の消費者トラブルの増加が懸念されることから、トラブルの具体的な事例等を基に実践的に学ぶことでリスクに対する対応方法を身に着ける啓発講座を県立・私立高校、特別支援学校(高校課程)とその保護者、大学・専門学校生を対象に154回開催した。

ウ 大学等との連携による学生向け啓発事業

大学生等の消費者被害の未然・拡大防止のため、大学の自主活動団体(サークル)等に対し、 学生が行う啓発に関するアドバイスや講演会の開催に係る支援を行い、効率的かつ効果的な消費 者教育を実施した。

エ 大学・専門学校等教職員向け研修会

大学、専門学校等の教職員を対象として、消費者被害の最新情報や学生に対する支援の方 法等について次表の研修会を実施した。

実施日	研修内容等	参加者		
R 元. 8. 26	多様化する決済手段、若者の消費者トラブル	大学・専門学校等の教職員 24 名		

オ 学校指導者用教材・カリキュラム作成事業

小・中・高等学校において、活用できる消費者教育の指導者用教材、カリキュラムを作成し、各校に配布する事業を実施した。

カ 消費生活サポーター育成事業

悪質商法や製品事故等による消費者被害を防止するため、消費者問題について基礎的な知識を 習得し、高齢者等への情報提供をしていただくボランティア(消費生活サポーター)を育成する 講座を実施した。講座終了後、受講者には各市町村の消費生活サポーターとして活動してもらう。

実 施 日	研 修 内 容 等	参 加 者
R 元. 9~R2. 1 (6 回)	【消費生活サポーター育成講座】 ・くらしと契約 ~契約の基礎知識等~ ・くらしの中のかくれた危険 ・消費者トラブルの現状と対処法	23 市町村 計 82 名 民生委員・児童委員、地域包括支 援センター職員、社会福祉協議会 職員、老人クラブ 等
R 元. 10~12 (4 回)	【消費生活サポーターフォローアップ研修】 ・最新の消費者トラブル事例 ・実践活動グループ討議	平成 26~30 年度消費生活サポーター育成講座 受講者

キ 消費者教育人材育成事業

消費者教育の担い手育成のため、効果的かつ具体的な講座で活用できる技法や伝え方、消費 者教育に関する基本的な知識などについての研修を実施した。

実 施 日	研 修 內 容 等	参 加 者
R2. 2. 1(福岡地域)	・消費者教育基礎地域(消費者教育の重要性)・消費者教育講師養成(学校や地域への出前	消費生活相談員、行政 職員、地域包括支援セ
R2. 2.27(北九州地域)	講座の実践)	ンター職員等 48名

(3)消費者組織の活動の促進

県所管の23の消費生活協同組合(連合会)について、次に掲げる取組を行った。

- ・消費生活協同組合法に基づく監督行政(組合の設立、運営及び解散に関する助言・処分等)
- ・福岡県生活協同組合連合会の事業に対する助成
- ・平成30年度福岡県消費生活協同組合研修会の開催(福岡県生活協同組合連合会との共催)

開催日:令和2年2月7日

場 所:福岡県吉塚合同庁舎 603 会議室

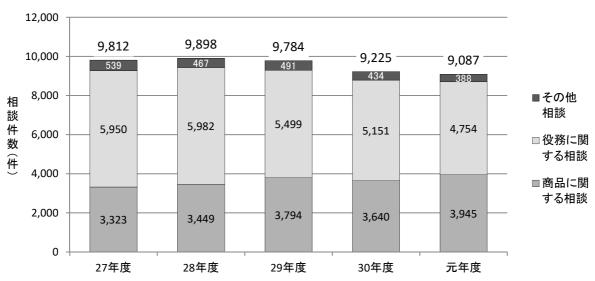
参加者:県内の消費生活協同組合役職員61名(主催者側参加者を除く。)

Ⅳ 令和元年度消費生活相談の概要

1 相談の概況

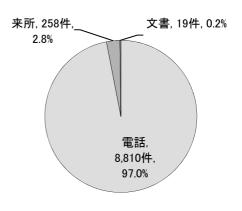
(1) 相談件数の推移

令和元年度に福岡県消費生活センターに寄せられた全相談件数は 9,087 件であり、前年 度の 9,225 件に比べて 138 件 (1.5%) 減少している。



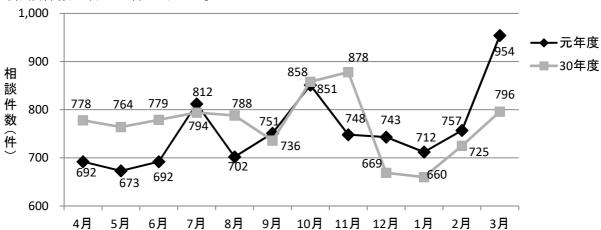
(2) 相談方法別の相談件数

令和元年度の相談件数を相談方法別に集計すると、電話による相談が 8,810 件 (97.0%)であったのに対し、来所による相談は 258 件 (2.8%)であった。



(3) 月別の相談件数

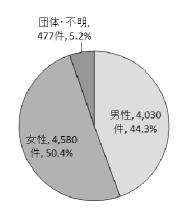
令和元年度における各月の相談件数は 673 件から 954 件の間に分布し、1 か月当たりの平均相談件数は約 757 件であった。



2 契約当事者の属性別の相談件数

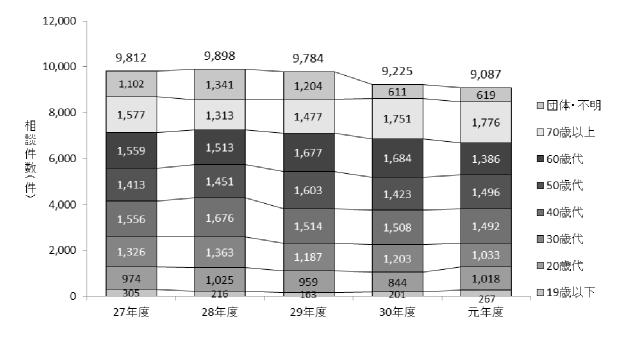
(1)性別の相談件数

令和元年度の相談件数を契約当事者の性別で分けると、 男性の相談が 4,030 件 (44.3%) であったのに対し、女 性の相談は 4,580 件 (50.4%) であった。女性の相談が やや多い傾向が見られる。



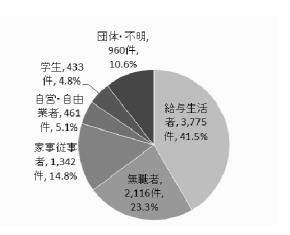
(2) 年代別の相談件数

令和元年度の相談件数を契約当事者の年代別に集計すると、第 1 位が 70 歳以上で 1,776 件 (19.5%)、次いで 50 歳代が 1,496 件 (16.5%)、40 歳代が 1,492 件 (16.4%) の順であった。



(3) 職業別の相談件数

令和元年度の相談件数を契約当事者の職業別に集計すると、給与生活者の相談が3,775件(41.5%)で最も多く、続いて無職者の相談が2,116件(23.3%)、家事従事者の相談が1,342件(14.8%)の順であった。



3 商品等分類別の相談件数

(1) 商品等分類別の相談件数

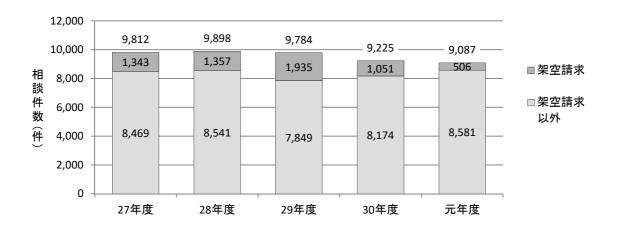
令和元年度の相談件数を商品・サービス分類別に集計すると、最も件数が多かったのは「デジタルコンテンツ」の 711 件 (7.8%) であった。「デジタルコンテンツ」の第 1 位は 17 年連続である^I。 なお、「デジタルコンテンツ」の相談のうち 34.6%はアダルト情報サイト等の有料サイトの利用料等を名目とした架空請求に関するものであった。相談件数の第 2 位は「商品一般 \mathbb{Z} 、第 3 位は「不動産貸借」となっている。

順位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1	デジタルコンテンツ 1,618件 (16.5%)	デジタルコンテンツ 1,738件 (17.6%)	デジタルコンテンツ 1,544件 (15.8%)	デジタルコンテンツ 970件 (10.5%)	デジタルコンテンツ 711件(7.8%)
2	不動産貸借 507件(5.2%)	不動産貸借 501件(5.1%)	商品一般 1,076件(11.0%)	商品一般 873件(9.5%)	商品一般 689件(7.6%)
3	商品一般 408件(4.2%)	1.4		不動産貸借 540件(5.9%)	不動産貸借 497件(5.5%)
4	相談その他 369件(3.8%)	商品一般 405件(4.1%)	相談その他 355件(3.6%)	相談その他 319件(3.5%)	健康食品 445件(4.9%)
5	インターネット接続回線 345件(3.5%)			フリーローン・サラ金 249件 (2.7%)	相談その他 282件(3.1%)
	9,812件 (100.0%)	9,898件 (100.0%)	9,784件 (100.0%)	9,225件 (100.0%)	9,087件 (100.0%)

注)最下行は各年度の全相談件数を示す。

(2) 架空請求の相談件数

令和元年度の架空請求に関する相談件数は 506 件であり、前年度の 1,051 件に比べて 545 件 (51.9%) 減少している。



^I 「デジタルコンテンツ」は、インターネットを通じて得られる情報に関する相談(アダルト情報サイト、出会い系サイト、オンラインゲーム等)。

^{□ 「}商品一般」は、商品の相談であることが明確であるが、分類を特定できない、又は特定する必要のない相談で、消費者が身に覚えのない架空請求に関する相談が含まれる。

(3) 商品等分類別の架空請求の相談件数

分類		元年度 左のうち架空請求		兴空請求	主な商品・サービス
	刀類	相談件数	件数	比率	土な間品・リーレス
1	デジタルコンテンツ	711件	246件	34.6%	携帯電話、パソコンによる有料サイト利用料
2	商品一般	689件	207件	30.0%	「総合消費料金」など商品分類できない架空請求

4 販売購入形態別の相談件数

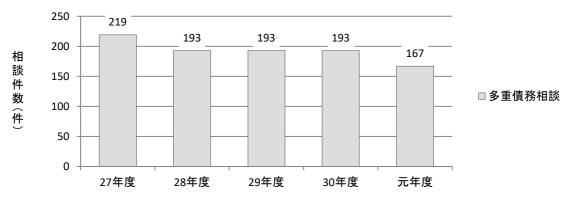
令和元年度の相談件数を販売購入形態別に集計すると、無店舗販売(購入)の相談が 4,252件(46.8%)であったのに対し、店舗購入の相談は 2,471件(27.2%)であった。

無店舗販売(購入)の相談件数の内訳では、「通信販売」の相談が3,021件(33.2%)で最も多く、次いで「訪問販売」の相談が586件(6.4%)、「電話勧誘販売」の相談が346件(3.8%)と続いている。

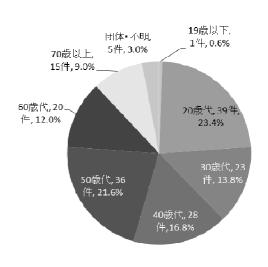
	- v								» // * - -		7/1/1/2/1	
	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	第1位		ビスの分類による内訂 第2位		第3位	
無	通信販売	2,919件 (29.7%)	3,302件 (33.4%)	3,319件 (33.9%)	2,799件 (30.3%)	3,021件 (33.2%)	テ゛シ゛タルコン	635件 (7.0%)	健康食品	386件 (4.2%)	商品一般	180件 (2.0%)
	訪問販売	828件 (8.4%)	767件 (7.7%)	611件 (6.2%)	639件 (6.9%)	586件 (6.4%)	新聞	78件 (0.9%)		75件 (0.8%)	電気	51件 (0.6%)
	電話勧誘 販売	554件 (5.6%)	542件 (5.5%)	384件 (3.9%)	336件 (3.6%)		インターネット 接続回線		固定電話サービス	25件 (0.3%)	商品一般	22件 (0.2%)
店舗販売	マルチ・マルチ まがい販売	139件 (1.4%)	146件 (1.5%)	106件 (1.1%)	114件 (1.2%)		ファンド型 投資商品	31件 (0.3%)	他の内職・ 副業	23件 (0.3%)	健康食品	20件 (0.2%)
元(購入	訪問購入	75件 (0.8%)	84件 (0.8%)	68件 (0.7%)	46件 (0.5%)	29件 (0.3%)	商品一般	7件 (0.1%)	食器	3件 (0.0%)	アクセサリー	3件 (0.0%)
	ネガティブ・オプション	15件 (0.2%)	17件 (0.2%)	7件 (0.1%)	9件 (0.1%)	18件 (0.2%)	商品一般	5件 (0.1%)		2件 (0.0%)	雑誌	2件 (0.0%)
	その他無店舗	180件 (1.8%)	123件 (1.2%)	133件 (1.4%)	120件 (1.3%)	97件 (1.1%)	モバイル データ通 信	6件 (0.1%)	工事•建築		デジタル コンテンツ	5件 (0.1%)
	小計	4,710件 (48.0%)	4,981件 (50.3%)	4,628件 (47.3%)	4,063件 (44.0%)	4,252件 (46.8%)						
店舗購入		3,096件 (31.6%)	2,880件 (29.1%)	2,611件 (26.7%)	2,544件 (27.6%)	2,471件 (27.2%)	不動産貸借		携帯電話 サービス	143件 (1.6%)	エステ ティック サービス	137件 (1.5%)
不明•無回答		2,006件 (20.4%)	2,037件 (20.6%)	2,545件 (26.0%)	2,618件 (28.4%)	2,364件 (26.0%)						
	合計	9,812件 (100.0%)	9,898件 (100.0%)	9,784件 (100.0%)	9,225件 (100.0%)	9,087件 (100.0%)						

5 多重債務相談の件数

令和元年度に福岡県消費生活センターに寄せられた多重債務相談は167件であり、前年度の193件に比べて26件(13.5%)減少している。



令和元年度の多重債務相談の件数を契約 当事者の年代によって分けると、最も相談 が多かったのは20歳代の39件(23.4%)で 次いで50歳代の36件(21.6%)、40歳代の 28件(16.8%)の順であった。



6 あっせんの件数

消費生活センターが消費者と事業者の間に入って交渉の手伝いをしたもの。 令和元年度に福岡県消費生活センターで行ったあっせん件数は 422 件であり、前年度の 363 件に比べて 59 件 (16.3%) 増加している。

			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	あっせんの件数 (全相談に占める割合)		568件 (5.8%)	486件 (4.9%)	413件 (4.2%)	363件 (3.9%)	422件 (4.6%)
内	1	通信販売	173件	185件	173件	164件	237件
訳	2	店舗購入	231件	177件	131件	112件	97件
販	3	訪問販売	58件	40件	33件	33件	36件
売	4	電話勧誘販売	43件	35件	28件	23件	18件
購	5	その他無店舗	9件	6件	7件	1件	4件
入形	6	マルチ・マルチまがい	9件	5件	3件	4件	3件
態	7	ネガティブ・オプション	3件	1件	0件	0件	1件
別	8	訪問購入	2件	1件	5件	1件	1件
	9	不明・無関係	40件	36件	33件	25件	25件

^{**} 上記、「6 あっせんの件数」は、パイオネット (PIO-NET) に登録された令和 2 年 5 月 7 日現在の相談件数である。

7 危害・危険に関する相談の件数

(1) 危害に関する相談の件数

令和元年度に福岡県消費生活センターに寄せられた相談のうち危害に関するものは 136 件であり、前年度の 103 件と比べて 33 件増加している。その内訳を見ると、「皮膚障害」に関する相談が 50 件 (36.8%) で最も多く、次いで「消化器障害」に関する相談が 30 件 (22.1%) の順になっている。

(単位:件)

在中の任 権	/山, 半/。			内訳		
危害の種類	件数	危害部位	件数	商品・役務の種類等		
		頭部	8			
		顔面	22			
		眼	2	* 등급 개발되고 1 - 인 > 1 - * 전 전 2 2 전 전		
 	50	首	2	美容液、化粧品、サプリメント、育毛剤、発毛剤、		
皮膚障害	50	腕•肩	3	白髪染め、ブライダルエステ、ノンアルコールビ ール、サンダル 等		
		足首から先	1	一ル、リングルー等		
		全身	2			
		不明	10			
消化器障害	30	腹部	30	ダイエットサプリメント、外食、健康食品 等		
		頭部	1			
		眼	2			
		耳•平衡器	3			
		口・口腔・歯	3			
スの仲の復伝及び辞伝		鼻•咽喉	3	 アイライナー、カイロプラクティック、カセットコン		
その他の傷病及び諸症 状	21	食道	1	/ 1/1/		
		腹部	1	ロ、カフェルバリハホママ処共、リフリハマト・・・・・		
		腕•肩	1			
		大腿·下腿	3			
		全身	2			
		不明	1			
		顔面	2			
		胸部·背部	1			
		腰部•臀部	1	スーパーでのケガ、ホテル、テーブルタップ、マ		
擦過傷•挫傷•打撲傷	9	腕•肩	2	スク、トイレットペーパー、光脱毛、化粧品、歯科		
		手掌·手背(手首)	1	治療		
		全身	1			
		不明	1			
中毒	6	全身	6	外食、惣菜、レストラン、ダイエット茶 等		
		口・口腔・歯	1			
刺傷•切傷	5	手指	1	カット野菜、ダイニングテーブル、プール、洋品		
14.2 lb3 - 32 lb3		大腿•下腿	1	店、銭湯		
		足首から先	2			
		頭部	1			
熱傷	5	腕·肩	1	ヘアカット・ブロー、冷却スプレー、家庭用光脱毛		
W 199		大腿•下腿	1	器、痩身エステ 等		
		不明	2			
感覚機能の低下	2	耳•平衡器	1	民間療法 等		
ALTERNATE A PORT		鼻•咽喉	1	e squazza per		
呼吸器障害	2	気道	1	· 軽自動車 等		
		胸部•背部	1			
骨折	1	腕•肩	1	コンビニでの転倒		
不明	5	不明	5	ダイエットサプリ、健康食品 等		
計	136					

(2) 危険に関する相談の件数

令和元年度に福岡県消費生活センターに寄せられた相談のうち危険に関するものは 20 件であり、前年度の 18 件と比べて 2 件増加している。その内訳を見ると、「発火・引火」に関する相談が 5 件(25%)で最も多く、次いで「発煙・火花」「破損・折損」「機能故障」「異物の混入」に関する相談がそれぞれ 2 件(10%)の順になっている。

(単位:件)

相談の内容	件数	相談に係る商品・役務の種類
発火・引火	5	カセットボンベ式ストーブ、スチームオーブントースター、
		ハードディスクドライブ、ワイヤレスイヤホン、加熱式タバコ
発煙・火花	2	中古車、電子レンジ
破損・折損	2	折り畳み式ベビーベッド、洗濯機
機能故障	2	中古普通自動車、自動車の修理
異物の混入	2	もやし、発泡酒
火災	1	ハンディークリーナーのバッテリー
過熱・こげる	1	EMS振動機器
点火・燃焼・消火不良	1	卓上ガスコンロ
燃料・液漏れ等	1	軽自動車
破裂	1	電気煮込み鍋
転落・転倒・不安定	1	洗濯機
その他	1	柚子胡椒
計	20	

8 各種統計資料

以下の各表は、令和元年度に福岡県消費生活センターに寄せられた消費生活相談 9,087 件を過去との比較も交えて様々な観点から整理したものである。

(1) 商品等分類別の相談件数(上位15位)

順位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1	デジタルコンテンツ 1,618件	デジタルコンテンツ 1,738件	デジタルコンテンツ 1,544件	デジタルコンテンツ 970件	デジタルコンテンツ 711件
2	不動産貸借 507件	不動産貸借 501件	商品一般 1,076件	商品一般 873件	商品一般 689件
3	商品一般 408件	インターネット接続回線 453件	不動産貸借 485件	不動産貸借 540件	不動産貸借 497件
4	相談その他 369件	商品一般 405件	相談その他 355件	相談その他 319件	健康食品 445件
5	インターネット接続回線 345件	相談その他 342件	インターネット接続回線 294件	フリーローン・サラ金 249件	相談その他 282件
6	フリーローン・サラ金 311件	フリーローン・サラ金 243件	フリーローン・サラ金 234件	インターネット接続回線 246件	インターネット接続回線 231件
7	工事·建築 231件	四輪自動車 工事·建築	工事·建築 202件	工事·建築 237件	携帯電話サービス 220件
8	携帯電話サービス 225件	220件 220件	健康食品 199件	他の行政サービス 236件	フリーローン・サラ金 209件
9	健康食品 187件	健康食品 206件	携帯電話サービス 191件	携帯電話サービス 230件	工事·建築 200件
10	四輪自動車 169件	携帯電話サービス 185件	四輪自動車 171件	健康食品 181件	四輪自動車 164件
11	他の行政サービス 155件	他の行政サービス 134件	エステティックサービス 142件	四輪自動車 164件	エステティックサービス 154件
12	新聞 137件	新聞 128件	他の行政サービス 128件	エステティックサービス 122件	基礎化粧品 143件
13	エステティックサービス 126件	エステティックサービス 117件	役務その他のサービス 119件	新聞 デレビ放 送サービス	他の行政サービス 137件
14	役務その他のサービス 109件	モバイルデータ通信 112件	テレビ放送サービス 108件	110件 110件	他の化粧品 129件
15	医療サービス 107件	携帯電話 110件	新聞 103件	修理サービス 102件	役務その他サービス 127件
	9,812件	9,898件	9,784件	9,225件	9,087件

注) 最下行は各年度の全相談件数を示す。

(2) 販売購入形態別・商品等分類別の相談件数(令和元年度・上位 10 位)

順位	通信販売	訪問販売	電話勧誘販売	フリエ		ネガティブ・ オプション	
1	デジタルコンテンツ 635件	新聞 78件	インターネット接続回 線 106件		商品一般 7件	商品一般 5件	
2	健康食品 386件	工事·建築 75件	固定電話サービス 25件	他の内職・副業 23件	食器 3件	台所消耗品 2件	
3	商品一般 180件	電気 51件	商品一般 22件	健康食品 20件	アクセサリー 3件	雑誌 2件	
4	基礎化粧品 128件	テレビ放送サービス 36件	広告代理サービス 11件	商品一般 14件	指輪 3件	他の菓子類 1件	
5	他の化粧品 126件	台所消耗品 19件	健康食品 11件	複合サービス会員 10件	和服 2件	健康食品 1件	
6	酵素食品 59件	修理サービス 17件	フリーローン・サラ金 10件	化粧品 9件	着物類 2件	電気空調·冷房機器 1件	
7	役務その他サービス 57件	インターネット接続回 線 16件	工事·建築 8件	基礎化粧品 6件	他の酒類 1件	ふとん類 1件	
8	航空サービス 55件	給湯システム 11件	デジタルコンテンツ 8件	他のデリバティブ取引 5件	家具·寝具 1件	他のシャツ 1件	
9	高麗人参茶 53件	健康食品 11件	相談その他 8件	鍋·釜類 2件	被服一般	他の理美容用具 1件	
10	化粧品 37件	ソーラーシステム 10件	鮮魚 7件	他の台所用品 2件	洋服一般 1件	電話関連機器·用 品 1件	
	3,021件	586件	346件	155件	29件	18件	

(3)契約当事者年代別の相談件数

年度	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
元年度	267件 (2.9%)	1,018件 (11.2%)	1,033件 (11.4%)	1,492件 (16.4%)		1,386件 (15.3%)	1,776件 (19.5%)	619件 (6.8%)	
30年度	201件 (2.2%)	844件 (9.1%)	1,203件 (13.0%)	1,508件 (16.3%)		1,684件 (18.3%)	1,751件 (19.0%)	611件 (6.6%)	
29年度	163件 (1.7%)	959件 (9.8%)	1,187件 (12.1%)	1,514件 (15.5%)	1,603件 (16.4%)	1,677件 (17.1%)	1,477件 (15.1%)	1,204件 (12.3%)	
28年度	216件 (2.2%)	1,025件 (10.4%)	1,363件 (13.8%)	1,676件 (16.9%)		1,513件 (15.3%)	1,313件 (13.3%)	1,341件 (13.5%)	
27年度	305件 (3.1%)	974件 (9.9%)	1,326件 (13.5%)	1,556件 (15.9%)	1,413件 (14.4%)	1,559件 (15.9%)	1,577件 (16.1%)	1,102件 (11.2%)	

(4) 契約当事者年代別・商品等分類別の相談件数(令和元年度・上位5位)

順 位	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	全年代
1	デジタルコン テンツ 54件 (20.2%)	109件	102件	テンツ 120件	120件	180件	商品一般 179件 (10.1%)	
2	健康食品 50件 (18.7%)	105件	テンツ 68件		117件	テンツ	97件	商品一般 689件 (7.6%)
3	他の化粧品 33件 (12.4%)	93件	商品一般 53件		109件	健康食品 58件 (4.2%)	66件	497件
4	商品一般 9件 (3.4%)	42件	39件	健康食品 83件 (5.6%)	74件		64件	
5	コンサート 7件 (2.6%)	商品一般 37件	サラ金 29件	38件	接続回線 41件		63件	282件
	267件	1,018件	1,033件	1,492件	1,496件	1,386件	1,776件	9,087件

注1) 年齢不明者からの相談があるため、各年代の計と全年代の数値は一致しない。

(5) 多重債務相談の件数(契約当事者年代別)

年度	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
元年度	1件	39件	23件	28件	36件	20件	15件	5件	167件
	(0.6%)	(23.4%)	(13.8%)	(16.8%)	(21.6%)	(12.0%)	(9.0%)	(3.0%)	(100.0%)
30年度	0件	19件	40件	40件	36件	29件	24件	5件	193件
	(0.0%)	(9.8%)	(20.7%)	(20.7%)	(18.7%)	(15.0%)	(12.4%)	(2.6%)	(100.0%)
29年度	2件	26件	32件	41件	28件	28件	15件	21件	193件
	(1.0%)	(13.5%)	(16.6%)	(21.2%)	(14.5%)	(14.5%)	(7.8%)	(10.9%)	(100.0%)
28年度	0件	42件	27件	42件	26件	24件	15件	17件	193件
	(0.0%)	(21.8%)	(14.0%)	(21.8%)	(13.5%)	(12.4%)	(7.8%)	(8.8%)	(100.0%)
27年度	0件	38件	40件	49件	31件	32件	9件	20件	219件
	(0.0%)	(17.4%)	(18.3%)	(22.4%)	(14.2%)	(14.6%)	(4.1%)	(9.1%)	(100.0%)

注2) 最下行は各年代の全相談件数を示す。

(6)通信販売の相談件数(商品等分類別・上位 10 位)

(単位:件)

順	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度	
位	商品等の分類	件数	商品等の分類	件数	商品等の分類	件数	商品等の分類	件数	商品等の分類	件数
1	デジタルコン テンツ	1,565	デジタルコン テンツ	1,624	デジタルコン テンツ	1,464	デジタルコン テンツ	894	デジタルコン テンツ	635
2	健康食品	98	健康食品	138	商品一般	339	商品一般	251	健康食品	386
3	商品一般	73	インターネット 接続回線	87	健康食品	154	健康食品	140	商品一般	180
4	興信所	54	商品一般	78	基礎化粧品	53	基礎化粧品	79	基礎化粧品	128
5	インターネット 接続回線	52	興信所	69	他の化粧品	48	酵素食品	74	他の化粧品	126
6	パソコン	44	酵素食品	49	野菜飲料	43	他の化粧品	54	酵素食品	59
7	フリーローン・ サラ金	34	役務その他 サービス	38	他のネット通信 関連サービス	42	他のネット通信 関連サービス	48	役務その他 サービス	57
8	解約代行サー ビス	29	野菜飲料	37	酵素食品	40	ファンド型投資 商品	41	航空サービス	55
9	基礎化粧品	27	基礎化粧品	35	インターネット 接続回線	39	航空サービス	36	高麗人参茶	53
10	役務その他 サービス	25	海外パックツ アー	33	役務その他 サービス	27	他の内職・副 業	33	化粧品	37
	27年度 通信販売計	2,919	28年度 通信販売計	3,302	29年度 通信販売計	3,319	30年度 通信販売計	2,799	元年度 通信販売計	3,021

(7) 訪問販売の相談件数(商品等分類別・上位 10 位)

順	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度	
位	商品等の分類	件数								
1	新聞	128	新聞	114	新聞	94	新聞	96	新聞	78
2	工事·建築	84	工事·建築	73	工事·建築	68	工事·建築	90	工事·建築	75
3	テレビ放送 サービス	75	テレビ放送 サービス	71	テレビ放送 サービス	65	テレビ放送 サービス	47	電気	51
4	インターネット 接続回線	59	インターネット 接続回線	64	インターネット 接続回線	39	インターネット 接続回線	37	テレビ放送 サービス	36
5	ふとん類	31	ふとん類	37	修理サービス	15	修理サービス	20	台所消耗品	19
6	修理サービス	24	ソーラーシステ ム	19	役務その他 サービス	14	台所消耗品	18	修理サービス	17
7	他の台所用品	22	給湯システム	18	台所消耗品	13	役務その他 サービス	14	インターネット 接続回線	16
8	ソーラーシステ ム	22	台所消耗品	15	給湯システム	13	定気	13	給湯システム	11
9	給湯システム	16	他の台所用品	15	ふとん類	12	モバイルデー タ通信	13	健康食品	11
10	エステティック サービス	16	調味料	14	普通生命保険	12	エステティック サービス	13	ソーラーシス テム	10
	27年度 訪問販売計	828	28年度 訪問販売計	767	29年度 訪問販売計	611	30年度 訪問販売計	639	元年度 訪問販売計	586

(8) 相談内容別・商品等分類別の相談件数(令和元年度)

(単位:件)

区分	相談内容	安全衛生	品質 機能	法規 基準	価格 料金	計量量目	表示広告	販売 方法	契約解約	接客対応	包装 容器	施設設備	買物相談	生活知識	その他	相談件数
	商品一般	6	7	36	38	1	59	281	496	69	0	2	0	1	13	689
	食料品	81	109	18	71	4	124	419	660	135	2	1	0	0	3	840
	住居品	29	89	10	20	0	21	115	212	66	1	0	0	0	0	310
	光熱水品	5	9	5	27	2	4	56	110	33	0	0	0	0	0	155
	被服品	12	42	6	37	1	21	167	268	67	0	0	0	0	0	336
商品	保健衛生品	52	77	13	53	1	90	303	502	88	1	0	2	0	1	621
	教養娯楽品	18	84	22	45	1	35	236	419	112	0	0	0	1	2	548
	車両・乗り物	11	49	4	17	0	14	52	188	48	0	0	1	1	1	231
	土地・建物・設備	5	25	12	30	0	6	60	118	29	0	1	0	0	2	187
	他の商品	0	3	2	2	0	0	4	21	3	0	0	0	0	0	28
	商品計	219	494	128	340	10	374	1,693	2,994	650	4	4	3	3	22	3,945
	クリーニング	3	21	3	4	0	0	2	21	15	0	0	0	0	0	37
	レンタル・リース	22	74	35	142	0	7	51	437	135	0	0	0	0	3	559
	工事・建築・加工	4	43	9	37	0	9	72	129	35	0	0	0	0	1	204
	修理·補修	3	21	2	23	0	4	13	43	18	0	0	0	0	1	69
	管理·保管	0	3	1	3	0	3	2	13	6	0	0	0	0	1	20
	役務一般	0	0	0	0	0	0	11	15	2	0	0	0	0	0	16
役	金融・保険サービス	2	10	51	78	0		163	543	112	0	0	0	2	2	671
務	運輸・通信サービス	12	88	48	192	2	112	737	1,355	293	0	0	2	1	12	1,681
	教育サービス	1	1	3	6	0		6	24	5	0	0	0	0	0	35
	教養・娯楽サービス	8	13	9	55				265	57	0	4	0	0		333
	保健・福祉サービス	26	51	25	63			93	341	109	1	1	0	0		
	他の役務	9	24	14	89		43	144	306		0	0	1	1	3	429
	内職・副業・ねずみ講	0	2	1	6			47	77	3		0	0	0		88
	他の行政サービス	2	4	29	7	0		9	33	30		0	0	2		
そ	役務計	92	355	230	705	4	248	1,479	3,602	912	1	5	3	6	81	4,754
の他	他の相談															388
	合計	311	849	358	1,045	14	622	3,172	6,596	1,562	5	9	6	9	103	9,087

注)1件の相談に複数の相談内容が含まれていることがあるため、相談内容と相談件数は一致しない。

(9) 市町村別の相談件数(令和元年度)

次の各表は、令和元年度に福岡県消費生活センターに寄せられた 9,087 件の相談を相談者 の居住地別に集計したものである。

(北九州地域)

(北九州地域)										
	門司「	$\overline{\mathbf{x}}$	42件							
	小倉北	$\overline{\mathbf{x}}$	83件							
	小倉南	X	96件							
北	若 松 [区	29件							
九州	八幡東	$\overline{\mathbf{x}}$	27件							
市	八幡西	\vec{x}	106件							
	戸畑「	<u>X</u>	22件							
	不	明	68件							
	計		473件							
行	橋i	市	56件							
豊	前 i	†	44件							
中	間i	†	56件							
	芦屋	町	17件							
	水巻	町	31件							
遠賀	岡垣	町	32件							
郡	遠賀	町	22件							
	不	明	7件							
	計		109件							
	苅 田 🏗	町	98件							
京都	みやこ	町	13件							
郡	不	明	1件							
	計		112件							
	吉 富 日	盯	7件							
築		町	19件							
上	-14	盯	15件							
郡	不	明	3件							
	計		44件							
北九	州地域合詞	+	894件							

(福	岡地	域)		
	東		区	739件
	博	多	区	632件
	中	央	区	432件
福	南		区	516件
岡	西		区	373件
市	早	良	区	376件
	城	南	区	252件
	不		明	286件
		計		3,606件
筑	紫	野	市	200件
春	日		市	229件
大	野	城	市	203件
宗	侈	Į	市	121件
太	宰	府	市	174件
古	賀	ĺ	市	187件
福	洋	ţ	市	177件
朝	倉		市	64件
糸	島	j	市	160件
那	珂	Ш	市	168件
	宇	美	町	91件
	篠	栗	町	95件
	志	免	町	112件
糟	須	恵	町	59件
屋	新	宮	町	107件
郡	久	Щ	町	30件
	粕	屋	町	135件
	不		明	23件
		計		652件
4	筑	前	町	47件
朝倉	東	峰	村	5件
郡	不		明	3件
		計		55件
福岡] 地:	域 合	計	5,996件

(筑後地域)

大	牟	田	市	86件
久	留	米	市	285件
柳	JI		十	77件
八	\$	ζ	市	81件
筑	移	É	市	98件
大	JI		市	89件
小	君	ß	市	92件
う	き	は	中	59件
み	Þ	ま	市	40件
三井	: 大	刀洗	于町	27件
郡		計		27件
三潴	大	木	町	13件
郡		計		13件
八女	広	Л	町	33件
郡		計		33件
筑後	货地	域合	計	980件

(筑豊地域)

直	方	î	市	85件					
飯	垑	ŧ.	丰	137件					
田	Л		丰	60件					
宮	若	i	丰	42件					
嘉	麻	ŧ	丰	23件					
	小	竹	町	11件					
鞍手	鞍	手	町	19件					
郡	不		明	3件					
		計		33件					
嘉穂	桂	Щ	町	16件					
郡		計		16件					
	香	春	町	19件					
	添	田	町	18件					
	糸	田	町	24件					
田	Ш	崎	町	34件					
Л	大	任	町	13件					
郡	赤		村	5件					
	福	智	町	45件					
	不		明	18件					
		計		176件					
筑 豊	筑豊地域合計 572件								

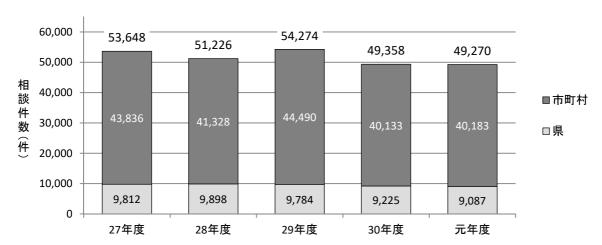
끆	九	州地	域	894件
福	岡	地	域	5,996件
筑	後	地	域	980件
筑	豊	地	域	572件
県			外	294件
不			明	351件
総		合	計	9,087件

9 県及び県内市町村に対する相談の概況

次の各統計は、令和元年度に県及び県内市町村の消費生活センターその他の相談窓口が対応した消費生活相談の件数を様々な観点から整理したものである。なお、集計方法の違いにより $^{\text{III}}$ 、(1)及び(2)の相談件数と(3)以降の相談件数では合計が異なるので注意されたい。

(1) 相談件数の推移

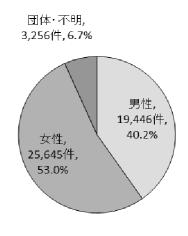
令和元年度に県及び県内市町村が対応した消費生活相談の全件数は 49,270 件であった。前年度の 49,358 件から 88 件(0.2%)減少している。



県及び県内市町村が対応した消費生活相談の件数

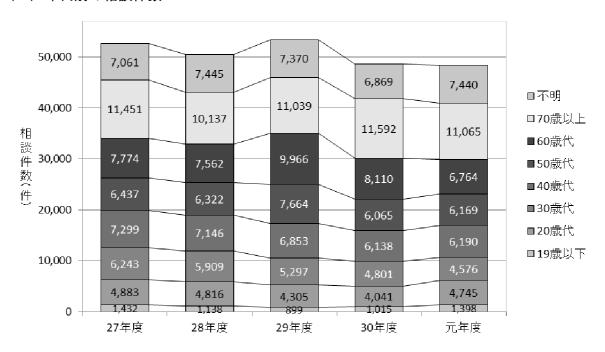
(2)性別の相談件数

令和元年度の相談件数を契約当事者の性別で分けると、男性の相談が19,446件(40.2%)であったのに対し、女性の相談は25,645件(53.0%)であった。



 $^{^{}III}$ このページの 9(1)の市町村の相談件数は、県が各市町村に照会して得た回答によるものである。他方、 9(2)の相談件数は、パイオネット(PIO-NET)に登録された県及び県内 53 市町村に係る相談件数(令和元年 5 月 7 日現在)である。

(3) 年代別の相談件数



(4) 商品等分類別の相談件数

令和元年度の相談件数を商品・サービス分類別に集計すると、福岡県消費生活センターと 第1位と第2位の順位が逆になっているが、第3位と4位は同じ順位となっている。

順位	27年	度	28年	度	29年	度	30年	度	元年	Ĕ 度
1	デジタルコ	ンテンツ	デジタルコンテンツ		デジタルコンテンツ		商品一般		商品一般	
	7,750件	(14.7%)	8,098件	(16.0%)	8,020件	(15.0%)	6,415件	(13.2%)	4,613件	(9.5%)
2	商品一般		不動産賃借		商品-	一般	デジタルコ	デジタルコンテンツ		コンテンツ
	2,838件	(5.4%)	2,644件	(5.2%)	7,700件	(14.4%)	5,109件	(10.5%)	3,649件	(7.5%)
2	不動産	賃借	商品一般		不動産賃借		不動産	貸借	不動産	賃借
J	2,697件	(5.1%)	2,470件	(4.9%)	2,508件	(4.7%)	2,535件	(5.2%)	2,377件	(4.9%)
1	フリーローン	/・サラ金	インターネット	接続回線	相談そ	の他	相談そ	の他	健康	食品
4	1,940件	(3.7%)	2,007件	(4.0%)	1,584件	(3.0%)	1,576件	(3.2%)	2,149件	(4.4%)
5	相談そ	の他	相談そ	の他	インターネット	接続回線	フリーローン	/・サラ金	インターネッ	卜接続回線
3	1,818件	(3.5%)	1,599件	(3.2%)	1,555件	(2.9%)	1,407件	(2.9%)	1,488件	(3.1%)

^{**} このページ(3)から(4)までの各相談件数は、パイオネット (PIO-NET) に登録された県及び県内 53 市町村に係る相談件数 (令和 2 年 5 月 7 日現在) である。

^{※「}W 令和元年度消費生活相談の概要」における割合は、四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

V ホットな消費者ニュース (令和元年度)

※県内の消費生活相談窓口に寄せられた相談の中から、注意が必要な 事例について紹介しています。

2019年 4月号	●知らないうちに電気の契約が切り替わった!? ●マルチの投資話は親しい人からでも要注意!!	P51
2019年 5月号	●クレジットカードの不正使用に注意! ●パソコン使用中に表示される警告や警告音にだまされないで!	P52
2019年 6月号	●通信会社を装った「不正アクセス等を知らせるメール」に注意! ●チケット購入はよく確かめて!	P53
番外編 No.10 (2019 年 6 月)	●個人情報を削除してあげる」と県庁職員をかたる不審電話に注意!!	P54
2019年 7月号	●契約は簡単に解約できません。注意を!!●根拠法のない共済のマルチ商法にご注意!	P55
2019年 8月号	●保険申請のシナリオを渡す屋根修理業者に注意! ●「お試し」のつもりで注文した商品、定期購入ではありませんか?	P56
2019年 9月号	●加入している保険の契約内容を理解していますか?●インターネットでの中古車の購入、ネットだけで契約しても大丈夫?	P57
2019年 10月号	●賃貸不動産退去時のトラブルを回避しましょう! ●3億円もらえるはずが・・・・!?	P58
2019年 11月号	●回数券は使えなくなることがあります。購入前によく考えて!!●トラブルが多い新聞の購読契約!先付け契約はしないで!!	P59
2019年 12月号	●フリマアプリでのトラブルは個人間で解決!●ふるさと納税の偽サイトにご注意ください!	P60
2020年 1月号	●不審な通知は無視して!ご相談は消費生活センターへ!! 弁護士事務所などをかたった架空請求に注意しましょう	P61
2020年 2月号	●本当の狙いは貴金属!?強引な訪問買取にご注意ください!!●消費者金融のアプリの不正使用に気をつけて!	P62
2020年 3月号	●エステ店のコース契約など、長期で高額の契約にはリスクがあります!●オンラインゲームは親子で遊び方を話し合ってから楽しみましょう!	P63





★知らないうちに電気の契約が切り替わった!

・・・飯塚市消費生活センター

(相談事例)

自宅に「新しいメーターに変えたら、電気代が安くなる。」と業者が訪問してきた。「近所はみんな新し いメーターに変更した。」と言うので契約を了承した。近所の人にこの話をしたら、「数年前にオール電化 工事をした際に変更済みだ。」と言う。おかしいと思っていたら、契約書面が届き、訪問してきた業者が電 力会社ではなかったことに気が付いた。元の電力会社との契約に戻してほしい。

(処理結果)

訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取って8日間はクーリング・オフができることを説明しまし た。簡易書留で通知するよう助言し、消費生活センターから業者にその旨連絡したところ了承されました。

(アドバイス)

- ◆2016 年 4 月 1 日の電力小売全面自由化により、様々な事業者が一般家庭向けの電気を販売できるよう になり訪問や電話勧誘によるトラブルが発生しています。検針票の情報を聞かれたので答えたら、いつ の間にか契約が切り替わっていたなどの相談も寄せられています。
 - 現在、各電力会社でスマートメーターに交換する作業が順次行われていますが、原則として費用はかか りません。スマートメーターの交換に便乗した勧誘に注意しましょう。
- ◆電気の切り替え契約について電話があった場合は、事業者名を確認し、不要であれば検針票の記載情報 は伝えず、きっぱり断りましょう。

★マルチの投資話は親しい人からでも要注意!!

・・・福岡県消費生活センター

(相談事例)

ごく親しい知人から誘われ、一緒に投資コンサルを名乗る A に会った。 仮想通貨を使用して海外不動産 に50万円投資すると毎月4万円相当の仮想通貨が配当され、会員を紹介すれば紹介料ももらえるという ことだった。 バイト生活だが、 職業は正社員、 年収 200 万円、 使用目的は歯科矯正と偽れば消費者金融か ら融資を受けられると言われ、2 社から 50 万円借りて A に手渡した。配当があったので信用できると思 い、さらに 100 万円借金して追加出資したが、その後は配当がない。解約したい。

(アドバイス)

- ◆親しい人からの紹介でよくわからないまま投資話に乗ってしまったという相談が増えています。 当初は他の会員からの融資金を回す自転車操業で配当を支払い信用させますが、先細りになってきます。 解約したいといっても言を左右にして簡単には応じず、弁護士に依頼しようにも相手の住所、氏名すら わからない例が少なくありません。特に、海外の事業者が関与した場合の返金交渉は極めて困難になる ことが多いようです。
- ◆事例のように、消費者金融から偽りの情報で借金した場合、そのこと自体が違法行為とされる可能性も

友人等を紹介して友人が損害を被った場合は、その損害を賠償する責任が生じることもあります。

◆例え親しい人からの紹介であっても、高額な配当をうたう投資話は、まずは疑ってかかりましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可) 0948-22-0857

092-632-0999 (日曜日も電話相談可) 福岡市 092-781-0999 (第2·第4土曜日も電話相談可) 久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)

> 宗像市 0940 - 33 - 5454行橋市広域 0930-23-0999

大牟田市 0944-41-2623 092-332-2098

092-923-1741 筑紫野市

* **消費者ホットライン TEL**(局番なし) **188**(いやや!)(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します) ※ナビダイヤル通話料金が発生します



2019年5月号

★クレジットカードの不正使用に注意!



(相談事例)

会員制の整体院で「月額1万円 通い放題」の契約をし、クレジットカード払いにした。 退会したにもかかわらず、継続してクレジットカードの請求がくる。

しばらく見ていなかった請求明細には、月数万円の引き落としもあり、驚いてカード会社に相談すると、 販売店に返金を求めるよう言われた。整体院に連絡するが、休業中で連絡がつかない。

勝手にカード請求をする整体院を信用できない。(50歳代 女性)

(アドバイス)

- ◆サービスを購入した後に、サービスを受けることをやめた場合であっても、クレジットカードで決済をしていれば、クレジット会社からの請求は行われてしまいます。クレジット契約は、販売者とクレジット会社の間の「加盟店契約」、購入者とクレジット会社の間の「立替払契約」、購入者と販売者との間の「売買契約」からなる3者間契約であり、「売買契約」を解消したからといって、直ちに「立替払契約」まで解消されるわけではないからです。
- ◆クレジットカードの請求明細は、毎月確認しましょう。
- ◆クレジットカードの買い物でトラブルがあって、販売店との間で問題が解決できなかった時、まずはカー ド会社に相談しましょう。それでも解決できない時や、不安な時は消費生活センターに相談しましょう。

★パソコン使用中に表示される警告や警告音に だまされないで!

(相談事例)

パソコン使用中に、突然「ウィルスに感染した。至急連絡を」という内容と電話番号が表示された。 慌ててその番号に電話をすると片言の日本語で「セキュリティがおかしいので対策が必要」と言われた。 3 年のサポート契約で 74,000 円と言われ、クレジットカード番号を聞かれたが、クレジットカードは 持っていないと伝えると「人から借りて」などと言われたので不審に思い電話を切った。 画面は表示されたままだが本当にウィルスに感染したのだろうか(70歳代 男性)

(処理結果)

相談者はプロバイダの有料サポート契約をしていたので、プロバイダに連絡しチェックしてもらうよう助言したところ、警告画面も消えウィルス感染もなかったことがわかりました。

(アドバイス)

- ◆実際には異常がないにもかかわらず、消費者の不安をあおって電話をかけさせて、不要なセキュリティ ソフト等の契約をさせる手口の相談が増えています。警告音が鳴ったり警告表示がでてもウィルスに感 染しているわけではありません。慌てて相手に電話をせず、その画面を閉じるか電源を落としましょう。
- ◆画面が消せない場合は情報処理推進機構(IPA)に相談しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可) 福岡市 092-781-0999 (第2·第4土曜日も電話相談可) 北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可) 久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)

飯塚市0948-22-0857宗像市0940-33-5454大牟田市0944-41-2623行橋市広域0930-23-0999糸島市092-332-2098筑紫野市092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します) ※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供:北九州市立消費生活センター、宗像市消費生活センター



2019年6月号

通信会社を装った「不正アクセス等を 知らせるメール」に注意!



(相談事例)

スマートフォンに「不正なアクセスが確認された」と、使用しているスマートフォンの通信会社からメールが届き、URLが添付されていたので開いてID・パスワードなどを指示されるまま入力した。その数時間後、キャリア決済で10万円を利用したとのメールが届き、インターネット通販で不正利用されたことがわかった。通信会社にその旨伝えたが、本人のパスワード等が用いられている経緯から請求の取消しはできず、次回のスマートフォン代金とあわせて一括で引き落されると言われた。

(アドバイス)

◆偽のメールを送信し、偽のログイン画面などに誘導して、IDやパスワード、カード情報などの個人情報を不正に入手するフィッシング詐欺に合わないために、安易にメールに添付されているURLは開かないようにしましょう。

もし、URLを開いてしまった場合は、IDやパスワード、個人情報は入力せず、すみやかに通信会社の問い合わせ窓口に連絡をしましょう。

◆キャリア決済は、携帯電話料金と一緒に商品代金や通信サービス料金を支払うことができる便利な決済サービスですが、分割払いができません。支払ができない場合は、携帯電話の利用停止、さらには他の通信会社への乗換えもできなくなります。

不正利用されないために、日頃から迷惑メール対策や、2 段階認証を設定するなど、セキュリティ対策を強化しておくことも大切です。

チケット購入はよく確かめて!

(相談事例)

ラグビーワールドカップのチケットを購入しようとインターネットで検索した。一番上に表記されたサイトに申込みをし、クレジット決裁をした。

ところが、購入したサイトは、公式サイトではなく転売仲介サイトであることが分かった。公式サイトには、「転売チケットは無効」と書いてあり、キャンセルしようとしたが、連絡が取れない。海外のサイトのようで、交渉もできなくて困っている。

(アドバイス)

- ◆観劇やスポーツ観戦等のチケットを購入しようとインターネットで検索し、誤って転売仲介サイトで 購入してしまったという相談が寄せられています。
- ◆公式サイトの中には、「公式サイト以外で購入したチケットは利用できない」とうたっているところも 多く見られます。
- ◆特に海外の転売仲介サイトは、トラブルが起きても解約金や返金の交渉は困難です。チケットを購入する際は、公式の販売サイトであることを必ず確認しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可) 福岡市 092-781-0999 (第2·第4土曜日も電話相談可) 北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可) 久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)

飯塚市0948-22-0857宗像市0940-33-5454大牟田市0944-41-2623行橋市広域0930-23-0999糸島市092-332-2098筑紫野市092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します) ※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供:福岡市消費生活センター、大牟田市消費生活センター

「個人情報を削除してあげる」 県庁職員をかたる

不審電話に注息

★相談事例

県庁職員を名乗る男から「あなたの個人情報が通販会社3社に漏れている。2社は削除できたが、1社だけは削除できない。削除するための方法を後ほど電話するので電話の前に待機するように」と言われ、連絡先電話番号として「188」を伝えられた。

個人情報が漏れていると言われ不安になったが、部署名も名前も言わなかったので、不審に思った。

その後、同じく県庁職員を名乗る別の男から電話がかかってきたので 「本当に県庁職員ですか?どこの課の方ですか?」と言うと、突然電話 が切れた。

県庁からこのような電話をかけることがあるのか。(60代女性)

188とは?

6

全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している最寄りの消費生活センター・相談窓口を案内する「消費者ホットライン」の電話番号です。

★ひとことアドバイス

- ◎ 県庁職員や監督官庁など、公的機関をかたり、「あなたの個人情報が漏れているので削除してあげる」などと持ちかけ、最終的にはお金をだまし取る詐欺手口が発生しています。
- ◎ 公的機関が「個人情報を削除してあげる」などと電話をすることは「絶対に」ありません。
- ◎ このような電話は相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- ◎ 一度お金を払ってしまうと取り戻すことは非常に困難です。 「絶対に」支払ってはいけません。
- このような電話がかかってきたら、すぐに最寄りの警察署または 消費生活センターに相談してください。

★福岡県警察

110 または #9110

★福岡県消費生活センター 092-632-0999

相談時間 月~金曜日9:00~16:30/日曜日10:00~16:00

契約は簡単に解約できません。注意を!!

(相談事例)

一人暮らしの母が施設に入ることになったので、新聞配達店に電話をして「明日から新聞をやめる」と伝えたら、店主から「配達の契約は 2025 年 12 月までの約束なので、急にやめられるのは困る」と言われた。了承しないので散々文句を言うと「これは契約なので一方的に解除できません」と強い口調で言い返された。



新聞社に苦情の電話を掛けたが、新聞の配達契約は新聞社に関係ないと退けられた。 いったいどうなっているのか?

(アドバイス)

- ◆新聞の配達は個人と配達店との契約になりますから、新聞社はこの契約には関係ありません。ここで 注意してほしいのは、一度結ばれた契約は一方的に解約することが出来ないことです。新聞の配達も 契約ですので、解約は双方の合意が必要です。今回のように「いつまで新聞を取ります」と期間を定 めた契約であれば、先ずは契約者が施設に入るという事情を配達店に説明し、解約の条件を協議する ことが必要です。
- ◆契約書に印鑑を押さないと契約は成立しない、あるいは契約しても簡単に解約できる、と誤解をしている方も多いようです。

契約は口約束でも成立し、一方的に解約や変更は出来ません。

生活状況が変わることもあるので、長期間の契約や数年先の契約をする場合は注意しましょう。

根拠法のない共済のマルチ商法にご注意!

(相談事例)

知人から近くのファミレスに呼び出され、保険の共済のような組織へ入会を勧誘された。会員になれば生活全般に会員限定のサービスが受けられる。例えば、映画や宿泊が安価に利用でき、結婚や出産には祝い金が支給されるなどのサービスだ。さらに、知人を紹介するとマージンがもらえると言われた。入会金と1か月分の会費1万2000円を支払い、近くの施設で開催されるセミナーにも参加した。しかし、よく考えると知人も少なく、共済のサービス内容もよく分からないうえに、毎月引き落とされる会費も負担だ。

(アドバイス)

- ◆相談者が契約した共済は法的裏付けのある共済団体のものではありませんでした。「共済」という名称を 使用すること自体は違法なことではありませんが、業者には法的責任はありません。また、月々の会費 は払い戻されません。
- ◆共済を広める手段としてマルチ商法を用いていますが、儲かるのは上位者のごく一部です。
- ◆知人から勧められたからと言って安易に契約をしないようにしましょう。不審に思ったら一旦契約を白 紙にしましょう。

マルチ商法のクーリング・オフ期間は20日間です。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可) 福岡市 092-781-0999 (第2·第4土曜日も電話相談可) 北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可) 久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)

飯塚市0948-22-0857宗像市0940-33-5454大牟田市0944-41-2623行橋市広域0930-23-0999糸島市092-332-2098筑紫野市092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します) ※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供: 久留米市消費生活センター、行橋市広域消費生活センター



2019年8月号

保険申請のシナリオを渡す屋根修理業者に注意!



(相談事例)

インターフォンが壊れたので近所のA業者に修理を頼んだ。作業後、「アンテナの様子がおかしい。見てみる」と言って屋根に上がった。すると「アンテナが倒れていて危ない。屋根も傷んでいる。火災保険を使えば費用は一切かからない。知り合いのB業者を紹介する」と言われた。1週間後、B業者がやってきて、撮った写真を見せながら「これは火災保険が使える。保険会社に電話するように。A業者の紹介で訪問したのでクーリング・オフは出来ない」と言われ修理を申し込んだ。更に2日後「保険会社に申請書類を請求する時に使って」とシナリオを持ってきた。シナリオは使わずに保険会社へ申請したが、娘から「おかしい」と言われ不安になっている。

(アドバイス)

- ◆紹介でやってきたB業者は、消費者が来訪要請をしたわけではありません。訪問先で工事を勧誘するのであれば訪問販売にあたるので、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。
- ◆実際の屋根の状態と、渡されたシナリオの内容が違っていた場合、虚偽の保険金請求として保険金詐欺を 疑われるおそれがあります。注意しましょう。
- ◆「火災保険が使える」と言って勧誘された時は、本当に保険が使えるのか、自分自身で確認しましょう。
- ◆不安なときはすぐに消費生活センターに相談しましょう!

「お試し」のつもりで注文した商品、定期購入ではありませんか?

(相談事例)

1か月前にスマートフォンの広告を見て、初回割引価格 2,000 円の美容クリームを注文した。肌に合わないので使用を中止した。先日、また、美容クリームが届き、定期購入になっていることがわかった。販売会社からは、4回以上の購入が初回割引の条件だから、4回までを受け取った後、解約を申し出るようにと言われた。4回までの総額は 32,000 円と高額で支払えない。今すぐ、解約できないのか。

(アドバイス)

- ◆販売会社のサイトには、4回の定期購入が条件で初回が割引価格になること、自己都合による返品不可の表示がありました。最終確認画面にも、初回を含めた4回の総額表示がありました。この場合、初回割引価格のみを支払っての解約は困難です。
- ◆インターネット通販をはじめ通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。購入者の都合で返品できるかどうか、返品できる場合の送料負担などの条件は、表示内容に従うことになります。
- ◆割引価格の「初回」「お試し価格」は、定期購入が契約条件となっていないか、通信販売の広告表示をよく 確認しましょう。
- ◆インターネット通販では、最終申込みの意思を伝えるボタンを押す前に、「最終確認画面」で、契約に関する重要な情報を確認しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可) 福岡市 092-781-0999 (第2·第4±曜日も電話相談可) 北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可) 久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可) 飯塚市 0948-22-0857 宗像市 0940-33-5454

 大牟田市
 0944-41-2623
 行橋市広域
 0930-23-0999

 糸島市
 092-332-2098
 筑紫野市
 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します) ※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供:糸島市消費生活センター、福岡県消費生活センター



ホットな消費者ニュース~あなたの地域の危ない商法 2019年9月号



加入している保険の契約内容を理解していますか?

(相談事例)

「現在加入している保険の説明をしたい」と、保険会社の担当者が高齢の母宅に来た。母は理解しないままタブレット上で署名してしまい、銀行口座からの引き落としがあって初めて新規契約をしていたことに気づいた。解約を申し出ると、「担当者不在」と引き延ばされ、「クーリング・オフ期間は過ぎた」と言われた。 (50代女性)

(アドバイス)

- ◆保険のパンフレットに書いてあるメリットばかりでなく、リスクや契約期間、保険金の受取時期 や、受取額などを確認しましょう。その保険が、本当に必要なのか、保障額は適正なのか計算し てみることも大切です。
- ◆高齢者が契約する際は家族や親族が同席しましょう。そして、話を聞いたその場で契約せず、検 討したり、周囲に相談できる時間を持ちましょう。
- ◆口頭での解約の申し出は「言った」「言わない」の水掛け論になることが多いため、クーリング・ オフの書面を出す必要があります。書き方がわからない場合は、消費生活センターに相談してく ださい。

インターネットでの中古車の購入、ネットだけで契約しても大丈夫?

(相談事例)

インターネットの中古車検索サイトで気に入った車を見つけた。他県の販売店だったので販売店とはメールでやり取りをし、実車は見ないまま契約した。しかし、納車後一か月でラジエーターから冷却水が漏れ、修理が必要になった。修理は保証の対象で無料修理になるようだが、車を購入した販売店に自分で持ち込まなければならない。時間も費用もかかるため現実的には不可能だ。(20代男性)

(アドバイス)

- ◆インターネットの中古車検索サイトでは、希望の条件を入力するだけで簡単に好みの中古車が見つかります。そのままネット上で契約することもできますが、中古車は新車と違い、一台一台の状態が違うものです。できれば購入前に一度販売店に出向き、実車を見ながら車の状態の説明を受けたり、試乗をすることをお勧めします。
- ◆購入後の不具合時の対処については保証の有無や内容も含めてしっかり確認し、商談の中で信頼で きるお店なのかもチェックしてみましょう。
- ◆自動車は高額な商品で、長い期間使用するものです。しっかり確認し慎重に契約してください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可) 福岡市 092-781-0999 (第2·第4土曜日も電話相談可) 北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可) 久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)

飯塚市0948-22-0857宗像市0940-33-5454大牟田市0944-41-2623行橋市広域0930-23-0999糸島市092-332-2098筑紫野市092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します) ※ナビダイヤル通話料金が発生します

ペノ L ソイドル 囲 品 科 並 か 光 土 し ま 9

事例提供:北九州市立消費生活センター、筑紫野市消費生活センター



ホットな消費者ニュース~あなたの地域の危ない商法 2019年10月号



賃貸不動産退去時のトラブルを回避しましょう!

(相談事例)

3年間住んだ賃貸アパート退去時に、チェックに立ち会った管理会社から、たばこのヤニと臭い がひどいので、クロス張替費用を敷引きとは別に請求すると言われた。クロス張替費用は、貸主負 担ではないのだろうか。

(アドバイス)

退去時の原状回復(修復)費用の貸主、借主の負担の在り方について、国土交通省の「原状回復 をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常の使用による損耗や経年変化による自然的な劣化、 例えば日焼けによるクロス、畳の変色などは貸主の負担としています。しかし、壁の落書き、喫煙 やペットを飼っていたことによるキズ、におい、汚れなどは通常の使用方法を超える使い方によっ て生じたものとして借主の負担とされています。

ただし、ガイドラインに法的な拘束力はなく、契約書の内容が優先されるので、契約時には、原 状回復の範囲や内容などについてよく確認しておきましょう。

また、その他のトラブルを防止するために、退去時だけでなく入居時も、家主や仲介業者などの 貸主側と一緒に部屋の現状を確認し、キズや汚れなど、確認した内容をメモや写真に撮り、証拠と して残しておくことも大切です。

3億円もらえるはずが・・・!?

(相談事例)

スマートフォンのフリーメールアドレスに3億円当たったので受け取ってほしいとメールが届い た。相手が私に振り込むための銀行のカードを作っていると言うので信じてしまった。カードを郵送 するために手数料が必要と言われ電子マネーで支払ったが、その後、複数の相手から同様なメールが 届きだし、請求された手続き費用を電子マネーやプリペイドカードで合計200万円も支払ってしま った。騙された。

(アドバイス)

- ◆「有料サイトの料金が未納」「当選したのでお金がもらえる」などの心当たりのないメールや SMS が届いたとの相談がまだまだ多く寄せられています。
- ◆安易に連絡をすると手数料として金銭を要求されたり、個人情報を聞き出されたりするので無視し ましょう。一旦お金を支払ってしまうと、取り戻すことは困難です。

▶ 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県
 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)
 福岡市
 092-781-0999 (第2·第4土曜日も電話相談可)
 北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可) 久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)

飯塚市 0948 - 22 - 0857宗像市 0940 - 33 - 5454大牟田市 0944-41-2623 行橋市広域 0930-23-0999 092-332-2098 筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188(いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供:福岡市消費生活センター、飯塚市消費生活センター



ホットな消費者ニュース ~あなたの地域の危ない商法 2019年11月号



回数券は使えなくなることがあります。 購入前によく考えて!!

(相談事例)

毎週のように利用していた温泉施設が今月末で閉鎖されると聞いた。入浴回数券を100枚買ったばかりで、まだたくさんの回数券が残っている。

使い切れなかった分はどうなるのか?

(アドバイス)

- ◆まずは温泉施設の運営会社に連絡して、未使用の回数券の払い戻しについて尋ねてください。 払い戻しは運営会社が定めた約款などに従うことになりますが、払い戻しが出来ないと定めて いる場合が多く、また、払い戻しが出来たとしても手数料がかかることもあります。
- ◆温泉施設に限らず、スポーツ施設、マッサージ店、整体施設など、回数券を買って利用すれば 割安になる施設やサービスなどがありますが、施設が閉鎖になる以外にも、買った本人が急に 転居することになったり、入院など生活状況が変わったりして、予期せず利用できなくなるこ とも考えられます。
- ◆回数券を購入するときはこのようなリスクまで十分考え、使い切れるのかよく考えて購入しま しょう。

トラブルが多い新聞の購読契約! 先付け契約はしないで!!

(相談事例)

今とっている新聞が9月末で終わると思っていたら、2日前から別の販売店の新聞が入り出した。数年前に複数の販売店が訪問し購読契約を勧められたので、断る事が出来ず書面にサインしたことは覚えているが、どこといつまでの契約を交わしたかまでは覚えていない。最近、テレビやインターネットで情報が入るので、新聞はほとんど読まない。

10月から消費税が上がり、生活が苦しいので新聞の購読契約をすべて解約したい。どのようにしたらいいのか? (60歳代女性)

(アドバイス)

- ◆新聞の購読契約は、その期間新聞を取るという契約なので、解約するには販売店の合意が必要です。自分が契約したと思われる販売店に電話して、契約情報を調べてもらった後、解約する旨を伝え、解約条件等の話し合いをしましょう。
- ◆事例のように先付け契約をすると、家庭の事情が変わるなどで契約を実行できない場合があります。契約する時は先付け契約を避けるようにしましょう。
- ◆新聞の契約書は、契約期間が終わるまで大事に保管しましょう。
- * 先付け契約とは、新聞が入るのが契約した日より数年先になる契約のことです。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可)福岡市 092-781-0999(第2·第4土曜日も電話相談可) 北九州市 093-861-0999(土曜日も相談可)久留米市 0942-30-7700(第2日曜日も相談可)

飯塚市0948-22-0857宗像市0940-33-5454大牟田市0944-41-2623行橋市広域 0930-23-0999糸島市092-332-2098筑紫野市092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します) ※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供:久留米市消費生活センター、宗像市消費生活センター



ホットな消費者ニュース ~あなたの地域の危ない商法 2019年12月号



フリマアプリでのトラブルは個人間で解決!

(相談事例)

スマホのフリマアプリを利用し、ブランドの中古バッグを28,000円で購入した。 代金はアプリ運営業者が提供している決済サービスを利用し、コンビニで支払った。翌日、出品 者から「フリマアプリのアカウントを削除されたので、昨日の取引はキャンセルする」とメール が届き、私も取引中止の手続きをした。しかし、その後出品者から「別のアカウントを登録した ので、再度取引したい」と連絡があったが、アカウントを削除されるような出品者とは関わりた くない。取引中止の手続きをしたので代金を返金してほしいとアプリ運営業者にメールを送った が、「双方が中止を申告しなければ代金は返金できない。あなたと出品者で話し合うように」と 返信がきた。出品者が取引中止を申告しなければ代金は返ってこないので不安だ。

(アドバイス)

- ◆フリマアプリでの商品売買は、基本的に個人間取引(出品者と購入者の双方が消費者個人)です。利用規約では、取引におけるトラブルにアプリ運営業者は介入せず、当事者間で解決するように求められていることをよく理解しておきましょう。
- ◆このケースは、出品者も取引中止をして解決しましたが、当事者間で話し合おうにも、出品者 と連絡が取れなくなるケースも見られます。利用する際は、利用規約をよく読み、サービスの 仕組みや禁止行為等についても理解し、慎重に取引することが大切です。

ふるさと納税の偽サイトにご注意ください!

昨年、地方公共団体のふるさと納税を装った「偽サイト」が多数開設されていました。 ふるさと納税の申し込みをする前に、受付サイトの内容を十分に確認しましょう。 インターネットによる地方公共団体のふるさと納税受付サイトは、地方公共団体ごとに、指定されています。

¥

インターネットサイトの内容をチェックしましょう!チェックがつきますか?

□ 地方公共団体の住所、連絡先、メールアドレスなどの記載がある。	
□ 寄附金額を割引することや値引きすることの宣伝文句はない。 ※ふるさと納税を受けた地方公共団体が返礼品を送ることはありますが、	
寄附金額を割引することや値引きすることはありません。	0

- ◆偽サイトの手口は巧妙になりつつあり、大きな被害を受ける可能性があります。 インターネットで申込みをする場合は、受付サイトの内容を十分に確認しましょう。
- ◆怪しいと感じた場合は、寄附先の地方公共団体に確認しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可)福岡市 092-781-0999 (第2·第4土曜日も電話相談可) 北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可) 久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)

飯塚市0948-22-0857宗像市0940-33-5454大牟田市0944-41-2623行橋市広域 0930-23-0999糸島市092-332-2098筑紫野市092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します) ※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供:大牟田市消費生活センター、福岡県消費生活センター



ホットな消費者ニュース

2020年1月号



不審な通知は無視して! ご相談は消費生活センターへ!!

~弁護士事務所などをかたった架空請求に注意しましょう

郵便受けには弁護士事務所をかたった「未納料金のお支払いのお願い」という圧着ハガキや法務局を かたった「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキ。

スマホには「重要なお知らせ」という宅配業者や通信業者、金融機関をかたったSMS(ショートメッセージサービス)。

昔からよくある手口はもちろん、スマホを利用した新たな手口も次々と発生しています。

詐欺ハガキはしばらく下火になっていましたが、最近大量に発送されており、問い合わせや相談の電話が 多くなっています。

(相談事例)

「未納料金お支払いのお願い」と記載された圧着八ガキが届いた。内容は、携帯電話で利用した 有料番組サイトの利用料金の支払いが確認できていないため、債権者から債権回収の依頼を受理し たというもので、弁護士事務所の債権回収部門が差出人だった。

折しも、ひと月ほど前、スマートフォンを操作中いきなりアダルト情報サイトに登録され相手の連絡先に電話をかけてしまった。その際、複数回やり取りをしている。このことが原因で弁護士事務所から通知されたのだと思う。

(処理結果)

アダルト情報サイトの登録に関しては、契約は成立していないと考えられ、支払う必要はなく、 対処としては無視すればよかったこと、今後も無視することを助言しました。

今回の弁護士事務所の件では、ハガキに記載の弁護士事務所は同一住所に実在するが、真正の弁護士事務所のホームページに「当事務所に酷似した名をかたり支払いを要求する圧着ハガキにご注意ください」という注意喚起がなされていることを情報提供し、相談者に送付された圧着ハガキは架空請求であることを伝えました。

(アドバイス)

- ◆今回の弁護士事務所をかたった架空請求に限らず、大手の通販事業者、宅配事業者名をかたった 不審なメールも後を絶ちません。
- ◆詐欺ハガキに書かれている連絡先、SMSに書かれている連絡先には決して連絡してはいけません! また、安易にURLを開くことはやめましょう。個人情報を知らないうちに抜き取られ、次々と ニセの弁護士やニセの事業者から電話がかかり、金銭被害に遭うこともあります。
- ◆まずは、その事業者や事務所の公式ホームページやカスタマーサポート窓口、コールセンターに 確認しましょう。
- ◆困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可)福岡市 092-781-0999 (第2·第4土曜日も電話相談可) 北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可) 久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)

 飯塚市
 0948-22-0857
 宗像市
 0940-33-5454

 大牟田市
 0944-41-2623
 行橋市広域 0930-23-0999

 糸島市
 092-332-2098
 筑紫野市
 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します) ※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供:北九州市立消費生活センター、行橋市広域消費生活センター



ホットな消費者ニュース 2020年2月号



(相談事例)

「不用品を何でも買い取る」と女性から電話がかかってきた。訪ねて来たのは男性で、用意して いた品物を見ようともせず、「貴金属はありませんか」としつこく言われた。

怖かったので、使っていないネックレスを見せると、「1,000円で買い取る」と一方的に言われた。 思い出の品だったので売りたくなかったが、怖くて断れなかった。

(アドバイス)

- ◆訪問買い取りは、事前の約束がない勧誘は禁止されています。事例のように、依頼していない 品物の買い取りを要求された場合は、きっぱりと断りましょう。
- ◆断っているのに業者が帰らない場合は、最寄りの交番などに連絡しましょう。
- ◆買い取り契約をする場合は、必ず、契約書面の交付を受けましょう。
- ◆契約書面を受け取った日から8日以内はクーリング・オフができます。 期間中は、品物の引き渡しを拒絶できるので、品物を手元に置いて、本当に売ってもよいか、 よく考えることもトラブル防止の方法です。

消費者金融のアプリの不正使用に気をつけて!

(相談事例)

イベント会場で知り合った人に、「いい儲け話がある。消費者金融のウェブ会員になってくれた ら、自分が勤めている会社からキャッシュバックがある」と言われた。とても気さくな良い人だっ たので信用し、その人のスマホで、2社の消費者金融ウェブ会員の登録をした。身分証明のため運転 免許証を写真に撮られたので、「勝手に借りたりされないですよね」と確認すると「大丈夫」と言 われた。

しかし、後日不安になり、登録した2社に確認すると、合わせて70万円キャッシングされてい ることが分かった。勝手に借りられたのに自分が返済しなくてはいけないのか。

(アドバイス)

- ◆個人情報を勝手に利用されていますが、消費者金融は名義貸しと受け取るため、消費者金融への 返済を求めてくると思われます。
- ◆スマホで申し込みから借入れまで簡単にできるアプリを使ったローンは、登録に必要な個人情 報を不正に入手した他人が、本人になりすまして消費者金融から借入れするトラブルが発生して います。個人情報は責任を持って管理しましょう。
- ◆運転免許証等身分証明に悪用されたものは、発行元に相談することをお勧めします。
- ◆簡単に高額収入を得られることはありません。 SNSやイベント会場等で知り合った人からの儲け話には気をつけてください。
- ◆不安になった時や困った時は、消費生活センター・消費生活相談窓口に相談しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可)福岡市 092-781-0999 (第2:第4土曜日も電話相談可) 北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可) 久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)

宗像市 飯塚市 0948 - 22 - 08570940 - 33 - 5454大牟田市 0944-41-2623 行橋市広域 0930-23-0999

092-332-2098 筑紫野市 092-923-1741 糸島市

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します) ※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供:福岡市消費生活センター、糸島市消費生活センター



ホットな消費者ニュース

2020年3月号



(相談事例)

エステ店で10回の脱毛コースを契約した。高額だったが、お得なサービスや割引があるからと スタッフにすすめられ、料金を現金一括で前払いした。

後日、1回目の施術を受けるためお店に行ったところ、お店が閉まっていて、ドアには「閉店しました」との紙が貼ってあった。

SNSには倒産したらしいと沢山の書き込みがあったが、お金は返してもらえないのか?

(アドバイス)

◆エステ店の美容コースなど継続したサービスを受ける契約では、料金の前払いがほとんどのようですが、途中で事業者が倒産した場合、サービスを受けられなくなり、また、代金の返金もほぼありません。

事業者の倒産を事前に把握することは難しく、長期の契約ではこういったリスクがあることを しっかりと認識しましょう。

◆なお、クレジットを利用し、料金を分割払いにしている場合には、支払いを止めてもらえることがあります。まずは契約しているクレジット会社に相談してみましょう。

オンラインゲームは親子で遊び方を 話し合ってから楽しみましょう!

(相談事例)

クレジット会社から「利用限度額の上限を超えたため、決済できなかった」とお知らせメールが届いた。

最初は不正利用されたと思っていたが、クレジット明細を確認してはじめて、中学生の息子が スマホのゲームアプリで合計50万円程課金していたことを知った。

すぐにスマホを取り上げ、息子のゲームのアカウントに入ると、50万円のクレジット決済のほか、携帯電話のキャリア決済での請求が8万円近くもあることがわかった。 高額なので支払えない。

(アドバイス)

- ◆子どもがオンラインゲームで課金して高額請求を受けるケースでは、親のクレジットカードを 無断で使ってしまうほか、最近では、携帯電話のキャリア決済を勝手に利用しているケースが 増えています。
- ◆保護者は「子どもが遊んでいるゲームは完全に無料なのかどうか」「課金システムがあるならば、どのような料金体系でどのような決済方法があるか」等きちんと知り、理解しておくことが大切です。
- ◆また、親子でゲームの利用についてルールを作るなど、子どもとよく話し合いましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可)福岡市 092-781-0999 (第2·第4土曜日も電話相談可) 北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可) 久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)

飯塚市0948-22-0857宗像市0940-33-5454大牟田市0944-41-2623行橋市広域0930-23-0999糸島市092-332-2098筑紫野市092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します) ※ナビダイヤル通話料金が発生します

事例提供: 久留米市消費生活センター、筑紫野市消費生活センター

Ⅵ 消費生活トラブル注意報!!(令和元年度)

※県内の消費生活相談窓口に寄せられた相談の中から、若者に多い 事例について紹介しています。

第 35 号 (2019 年 4 月)	●自転車による事故に注意!!	
第 36 号 (2019 年 6 月)	●「必ず稼げる」と言われ借金して契約したが、実際は全く儲からず	P66
第 37 号 (2019 年 8 月)	●インターネットで購入したそのチケットは大丈夫??	
第 38 号 (2019 年 10 月)	●なくしたスマホの不正利用に注意!	P68
第 39 号 (2019 年 12 月)	●投資で簡単に儲かる?借金までして契約したけど・・・	P69
番外編 No.5 (2020 年 1 月)	●アンケートモニターのバイトをかたった詐欺に注意!!	P70
第 40 号 (2020 年 2 月)	●「お試し」のつもりでネット注文した商品が定期購入だった!?	P71

消費生活トラブル注意報!!

自転車による事故に注意!!

・・・北九州市立消費生活センター



(相談事例)

自転車のハンドルにかばんをぶら下げた状態で走行していたところ、 かばんが車輪に巻き込まれて、自転車ごと転倒してしまった。

今までもよく、かばんや傘をハンドルにぶら下げていたが、そのような 自転車の使用法は危険だったのだろうか。(10代女子)

「消費者庁イラスト集より」

(アドバイス)

◆ハンドルにものをぶら下げないようにしましょう。

ハンドルに買い物袋やかばん、傘などをぶら下げていると安全な運転ができないばかりか、荷物が車輪に巻き込まれて急停車し、体が投げ出され、大けがをする恐れがあるため大変危険です。荷物はハンドルにぶら下げず、かごに入れるか、荷台にのせてしっかりとしばりましょう。



◆定期的に自転車のメンテナンスをしましょう。

自転車は乗り続けているうちに、各部品の固定に緩み、がたつきが生じるようになります。乗る前にブレーキ、タイヤなどに異常がないかを確認し、不安な点があれば自転車に乗らずに、販売店などに相談しましょう。また、定期的に自転車の整備士の点検を受けるようにしましょう。

◆安全運転を心がけましょう。

交差点などでの安全確認や歩道での歩行者優先など、交通ルールをしっかり 守って交通事故を起こさないように心がけましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3±曜日は13:00まで)

*消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します) ※ナビダイヤル通話料金が発生します

「必ず稼げる」と言われ借金して 契約したが・・・実際は全く儲からず



「消費者庁イラスト集より」

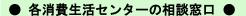
SNS に投稿した写真をきっかけにメッセージが届いた。何度かやり取りをしていた。ネット上で起業するにあたり、集客術等を教えるセミナーが、格安の参加料で開催されるため、参加してみないかと誘われた。

参加したセミナーでは、ネット上で収益を上げている人を紹介して「必ず稼げる」などと説明され、話を聞くうちに自分もやってみたいと思うようになった。担当者から、教材の購入とマンツーマンのコンサルティング料で、30万円が必要だと言われた。「お金がない」と言うと、クレジットカードを作ればよいと言われ、さらに不足分は学生ローンで借金することを勧められ契約した。

実際は、簡単に稼げる内容ではなく、全く儲からない。

アドバイス

- ◆今回の事例のような「情報商材」の内容は中身を見るまで分からないことが 多く、実際に得られる情報が「ネットで手に入るような内容だった」「素人 には難しすぎる内容だった」など思っていたものとは異なる場合があります。
- ◆「必ず稼げる」「簡単に稼げる」などといった問題のある表示を安易に信用 しないようにしましょう。
- ◆SNS 上のアプリを通して知り合った人物に勧誘され、高額な契約をしてトラブルに遭うことがあります。SNS などで知り合った人物などからの突然の勧誘には注意しましょう。
- ◆また、今回の事例のように、契約のためにクレジットカードを作らせたり、 借金することを勧めたりする事業者には十分注意しましょう。
- ◆少しでも不審に思ったら、お住まいの市町村の消費生活センターに相談しま しょう。



福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第36号 2019年6月

事例提供:福岡市消費生活センター 発行:福岡県消費生活センター



インターネットで購入した そのチケットは大丈夫??



「消費者庁イラスト集より」

スマートフォンでコンサートのチケットを申し込んだ後、 公式サイトではなく、海外の転売仲介サイトでの高額な取引 だとわかった。

解約したいがどうしたらよいか。

(10歳代女性(保護者からの相談))



(アドバイス)

- ◆ネット検索で、一番上に公式でないサイトが表示される事例が、多数報告されています。
- ◆チケットを購入する際は、公式チケット販売サイトかどうかよく確かめて購入しましょう。 チケット転売仲介サイトに解約を申し出ても、利用規約により解約できない場合もあります。
- ◆ネットオークションや転売仲介サイトで購入したチケットの中には、入場時の本人確認等で 入場できない場合もあります。また、公演中止・延期の払い戻しの補償が受けられない場合も あります。
- ◆急な理由でチケットを転売したい場合は、公式のリセールサイトを利用しましょう。
- ◆不安に思った場合やトラブルになった場合は、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

参考 : チケット不正転売禁止法がスタートしました

- 〇人気のコンサート等のチケットを、業者や個人が買い占め、ネットオークションや転売仲介サイト等で高額に転売されている 状況があり、チケットを本当に求めている人にとって入手しづらい状況が続いてきました。そこで、チケットの不正転売等を 禁止する法律(通称「チケット不正転売禁止法」)が今年6月14日から施行されました。
- 〇インターネット上での売買を含めてコンサートやスポーツ等のチケットを、興行主等の販売価格(正規価格)を超える価格 で転売することや、転売目的で手に入れることが禁止されました。一定の要件を備えたチケットが対象です。
- 〇違反したときは、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその両方が科されます。
- ○転売仲介サイト業者に対しては、この法律では特に規定はありませんが、不正転売に該当する出品が確認された場合に は、削除等の対応が望まれると考えられます。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

092-632-0999(日曜日も電話相談可)

092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可) 福岡市

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 | 第37号 2019年8月

事例提供:福岡県消費生活センター 発行:福岡県消費生活センター

なくしたスマホの

不正利用に注意!





「消費者庁イラスト集より」

スマホを紛失してしまった。自分がなくしたスマホを 誰かが拾って悪用してないか心配している。

どうしたらいいのだろうか。 (10代女子)

(アドバイス)

◆紛失したスマホを不正に使われるトラブルが増えています。

電子マネーを勝手に使われるなどの金銭的な被害だけでなく、スマホに保存している 写真や連絡先などの個人情報が流失して犯罪に利用される恐れもあります。 また、スマホは高値で取引されるため、売却されてしまうこともあります。

◆日ごろからスマホの紛失や盗難にあった場合に備えておきましょう。

紛失や盗難にあった場合に備えて、日ごろから暗証番号等で端末の利用をロックして おきましょう。必要な連絡先や、利用している SNS 等のアカウントの情報(ID やパ スワードなど)はメモしておきましょう。

◆スマホを紛失した時は、落ち着いて対処しましょう。

スマホを紛失した時は、すぐに紛失した可能性のある場所に問い合わせて、スマホを 探しましょう。

次に、携帯電話会社に連絡して紛失時に利用できるサービス(位置情報検索サービス、本体の遠隔ロック、電話回線の停止など)について確認しましょう。 警察への紛失届の提出も忘れずにしておきましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999(第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

*消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第38号 2019年10月

事例提供:北九州市立消費生活センター 発行:福岡県消費生活センター

投資で簡単に儲かる? 借金までして契約したけど・・・



SNSで副業について検索していて知り合った人と親しくなり、無料通話アプリで話をするようになった。



何度かやり取りをするうちに、FXの自動売買システムを勧められた。 AIで運用するシステムで誰でも簡単に儲けることができると言われ、 後日、直接会って説明を聞くこととなった。



待ち合わせ場所に行くと、事業者が同席しており「必ず儲かる」と勧誘され応諾した。しかし、システムツールが130万円と高額で支払えないと言うと、消費者金融で借金をするように勧められ、3社から借金をして事業者に支払った。また、運用資金として、追加で借金して70万円を準備した。



その後、事業者と契約したシステムを使って資金を運用してみたが、全く 儲からず、最終的に200万円の借金だけが残った。

(アドバイス)

- ◆ S N S をきっかけに知り合った人から儲け話の勧誘を受け、高額な契約を してしまう事例が増加しています。「必ず儲かる」「簡単に稼げる」などといった言葉を安易に信用してはいけません。契約のために、借金してもすぐ取り戻せると勧めたりする事業者には特に注意しましょう。
- ◆知り合ったばかりの人からの儲け話の勧誘には注意し、信頼できる人に相談 することも大切です。少しでも不審に思ったら、お住まいの市町村の消費生 活センターに相談しましょう。

※FXとは、証拠金(保証金)を事業者に預けて、預けた証拠金の何倍もの額の外国通貨の取引を行うものです。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第39号 2019年12月

事例提供:福岡市消費生活センター 発行:福岡県消費生活センター

アンケートモニターのバイトをかたった詐欺に注意!!

(相談事例)

大学の近くで「時給5,000円のアンケートモニターのバイトがある」と知らない男に呼び止められた。ファミレスに移動し、アンケートに答え、その場で5,000円もらった。アンケートの登録に個人情報がいるとのことで、電話番号等を伝え、運転免許証と自分の顔写真も撮られた。5,000円のその他にも追加報酬があり、それは銀行に振り込むと言われたので、銀行口座番号と暗証番号を教えた。すぐに自分の携帯に本人確認の電話がかかり、男が代わって電話に出た。男から、今後かかってくる電話には出なくていいと言われた。

その時は、特にあやしいと思わなかったが、後日、似たような詐欺の手口があると知った。そこで、最初にかかってきた本人確認電話の着信履歴にかけてみると、消費者金融の電話番号だった。確認すると、自分名義で消費者金融に登録していたことが分かり、10万円が借りられていた。登録の解除をしようとしても返済しないと登録解除が出来ないと言われた。 (大学生 男性)

(アドバイス)

- ◆ 「高い時給のアンケートモニターのバイトがある」と声をかけられ、個人情報等を教えたところ、意図せず消費者金融に登録され、ローンを組まれていた、という相談が若者を中心に増えています。
- ◆ 本人が了承していないのに、第三者に勝手に名義を使われて(「名義冒用」といいます。)消費者金融でお金を借りられてしまった場合は、原則として、借金を返済する義務はありません。

ただし、名義を勝手に使われた契約について、本人が支払いを行ったり、事後に了承したりすると、「追認」といって支払義務が発生することもあるので注意が必要です。

- ◆ こういったトラブルを避けるためには、個人情報を安易に人に教えないことが 大切です。
- ◆ 今回の事例では、本人名義での借金については了承していないことから、返済 義務がないことを主張することができますが、相手方と争いになることも考えら れますので、個人で対応するのでなく、消費生活センター・消費生活相談窓口に 相談しましょう。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 番外編 No.5 2020年1月 (改訂版)

事例提供:北九州市立消費生活センター 発行:福岡県消費生活センター

「お試し」のつもりでネット注文した商品が

定期購入だった!?



「消費者庁

高校生の息子が、SNSの広告を見て、親に内緒で、スマホで500円の抑毛ローションを注文していた。2回目の商品が届き、4回の定期購入が条件で、初回のみ500円だとわかった。2回目以降は毎回5,000円の高額な商品のため、未使用の2回目以降の商品を取り消したい。

(アドバイス)

- ◆未成年者が親の承諾なく申し込んだ契約は取り消すことができます。本人もしくは親から業者に未成年者契約の取り消しを申し出るよう助言したところ、契約を取り消せたと報告を受けました。
- ◆インターネット通信販売には、クーリング・オフはありません。 業者には、返品を受ける条件をサイトに表示することが法律で義務付けられています。業者によって条件が異なりますので注意しましょう。
- ◆割引価格の「初回」「お試し価格」は、定期購入が契約条件となっていないか、 通信販売の広告表示をよく確認しましょう。 購入者の都合で返品できるかどうか、返品できる場合の送料負担などの条件は、
- ◆インターネット通販では、最終申込みの意思を伝えるボタンを押す前に、「最終確認画面」で、契約に関する重要な情報を確認しましょう。
- ◆困ったときは、お近くの消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

契約をする時、未成年と成年では違いがあります!

未成年	保護者等の同意を得なければなりません。保護者等の同意を得ないで契約した場合、 未成年者取消権により、契約を取り消すことができます。
成年	自分の意思で契約をすることができます。未成年者取消権はなくなります。

民法が改正され、2022年4月1日から成年の年齢が「18歳」になります。 18歳、19歳でも契約による責任が生じるようになります。 契約をする前に、慎重によく考え、賢い消費者になりましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

表示内容に従うことになります。

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

消費生活トラブル注意報 第40号 2020年2月

事例提供:福岡県消費生活センター 発行:福岡県消費生活センター

参 考 資 料

1	消費者基本計画の概要73
2	消費者行政主要組織図 74
3	福岡県消費者行政関連施策体系 75
4	消費者基本法
5	消費者安全法80
6	福岡県消費生活条例 95
7	福岡県消費生活条例の体系101
8	福岡県消費者行政活性化基金条例 102
9	福岡県生活安全課・消費生活センターの業務103
10	福岡県の消費者行政のあゆみ104
11	令和 2 年度市町村消費者行政担当部署105
12	県内の消費生活センター・相談窓口110

第4期消費者基本計画の概要

【第1章 消費者基本計画について】

- 1. 消費者問題の歴史と消費者基本計画策定までの経緯
- 2. 消費者庁・消費者委員会設置とその後10年間の消費者政策の展開
- 3. 新たな消費者基本計画の策定

【第2章 消費者政策をめぐる現状と課題】 <現状認識>

- 1. ぜい弱な消費者の増加など消費者の多様化
 - ○高齢化の進行等
 - ○成年年齢の引下げ

 - ○世帯の単身化・地域コミュニティの衰退等 ○訪日外国人・在留外国人による消費増加

2. 社会情勢の変化

- ○デジタル化の進展・電子商取引の拡大
- ○自然災害の激甚化・多発化、
- 新型コロナウイルス感染症の拡大
- ○持続可能で多様性と包摂性のある社会 への関心の高まり

<課題分析>

- ○ぜい弱な消費者の増加や一時的弱者の 発生を踏まえ、重層的かつきめ細かな対策 を講じる必要
- ○デジタル化の進展による電子商取引の拡大 を踏まえ、政策面・制度面からの対応が 必要
- ○持続可能な社会の実現に向け、 消費者と事業者との「協働」を促す必要

【第3章 政策の基本方針】

- 1. 消費者政策において目指すべき社会の姿等
 - (1)消費者の安全・安心の確保
 - (2)誰一人取り残さない社会的包摂の実現
- 2. 今期計画における消費者政策の基本的方向 (1)消費者被害の防止
 - ・厳格な法執行等による消費者保護
 - ・消費者が必要な情報を得られる環境整備
 - ・消費者の特性に応じたアプローチ
 - (2)消費者の自立と事業者の自主的取組の加速
 - ・消費者教育その他の普及啓発
 - ・事業者の自主的な取組支援の枠組み構築

(3)未来の創造等に向けた消費生活の実現

(4)多様な主体の連携による重層的な体制の整備

(3)協働による豊かな社会の実現

- 持続可能な社会の形成
- ・消費者と事業者とのWIN-WIN関係の構築
- ・協働を支える地域の枠組みの構築
- (4)デジタル化・国際化に伴う新しい課題への対応
 - デジタル化により実現するSociety5.0への対応
 - 国際化の進展への対応
- (5)災害・感染症拡大など緊急時対応

【第5章 重点的な施策の推進】

(1)消費者被害の防止

- 消費者の安全の確保
- ・取引及び表示の適正化等
- ・ぜい弱性等を抱える消費者の支援
- ・消費者の苦情処理等のための枠組み整備

・その他の持続可能な社会形成に資する取組

・事業活動におけるコンプライアンス向上

(3)消費生活に関連する多様な課題への機動的・ 集中的な対応

- ・デジタル・プラットフォーム等の利用と消費者 利益の保護・増進の両立
- ・国際化の進展への対応
- ・新型コロナ感染症拡大・災害など緊急時対応

(2)消費者による公正かつ持続可能な社会への (4)消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施 参画等を通じた経済・社会構造の変革促進

- 消費者教育の推進

食品ロス削減等 ・消費者政策の啓発活動の推進 ・環境の保全 (5)消費者行政を推進するための体制整備

- 消費者の意見反映・消費者政策の透明性確保
- ・地方における体制整備 ・国等における体制整備

【第4章 政策推進のための行政基盤の整備】

情報

- ・PIO-NETの刷新
- ・事故情報等の一元化
- ・ICTの導入 等

人材

- · 消費生活相談員
- ・見守りネットワーク構成員 (消費生活協力員等)
- ・消費者教育コディーケー

財政

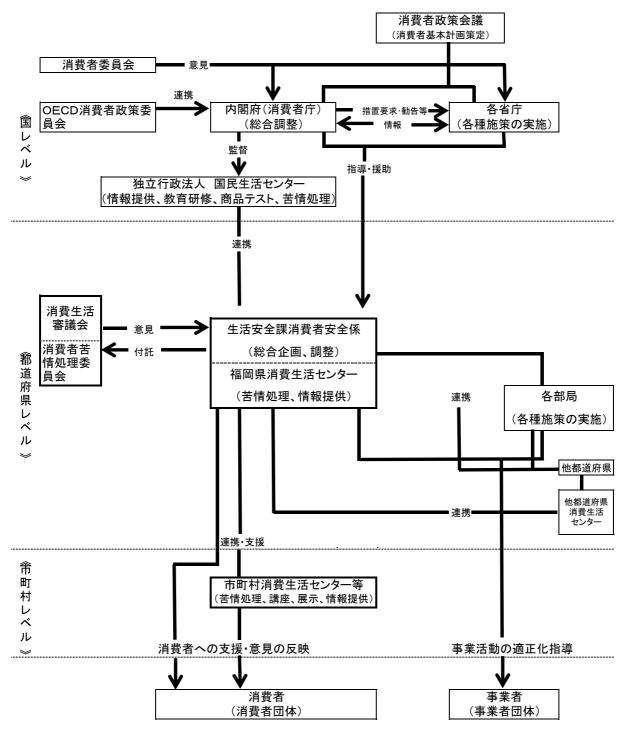
- ・地方への財政支援
- ・地方での自主財源 確保への働きかけ
- ・モデル事業の展開等

法令等

- ・法令、自主規制
- 徳島県に

「新未来創造戦略本部」 を発足 等

消費者行政主要組織図



意見の表明・意見の反映

福岡県消費者行政関連施策体系

		総合調整等(p6)	◎福岡県消費生活審議会の運営 ◎福岡県消費者行政推進事業
消費生活の安定及び向上	消費者行政の企画・調整	消費者行政関係機関等との連 携(p6-7)	◎福岡県消費者安全確保地域協議会◎市町村との連絡会議●福岡県消費者安全確保地域協議会(地域会)★消費者安全確保地域協議会の設置促進○福岡県食品安全・安心委員会○福岡県食品の安全・安心推進会議
	消費生活の安全性の確保	商品・サービスの安全性の確 保 (p7-9)	★消費生活用製品安全法に基づく監視指導 ○生活衛生関係営業施設等の指導 ○食品衛生対策 ○食肉衛生事業 ○有害物資等を含有する家庭用品の監視指導 ○毒物・劇物の監視指導 ○医薬品・医薬部外品・化粧品及び医療機器等の監視指導 ○動物用医薬品・動物用医薬部外品・動物用医療機器等の監視指導 ②県消費生活条例に基づく商品等に係る危害防止 ●危険、危害情報の提供 ○貸金業法に基づく貸金業務の適正な実施 ○農産物の安全性の確保 ○福祉サービス第三者評価事業の推進
		生活環境の安全性の確保 (p9-10)	○高圧ガス関係保安対策○農薬取締○飼料取締○家畜衛生及び人獣共通感染症対策
	消費者取引の適正化	事業活動の適正化(p10-12)	★訪問販売等に関する不当な取引行為の指導取締り ★前払式特定取引業者の指導監督 ★ゴルフ場等の会員契約に関する不当な行為の監視指導 ★不当景品・不当表示の監視指導 ★県消費生活条例に基づく不当な取引行為の監視指導 ◎ニセ電話詐欺対策推進事業 ○適正な計量の実施を確保するための指導取締り ○宅地建物取引業者の適正指導 ○有料老人ホームの指導 ○介護サービス事業者の指導 ○介護員養成研修実施機関の指導 ○障がい福祉サービス事業者の指導 ○旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業の登録事務 ○農産物検査登録検査機関の指導監督
		表示の適正化(p12-13)	★家庭用品品質表示法に基づく監視指導 ○直売所巡回調査 ○食品品質表示巡回員の設置 ○食品表示法(品質表示)情報受付 ○食肉のトレーサビリティの推進 ○米のトレーサビリティの推進 ○食品の栄養表示に関する指導及び普及啓発
		価格監視・需給の安定(p13)	●生活関連商品等の価格動向等の調査 ○野菜価格安定対策 ○畜産物の価格安定対策
	生活相談体制の充実・整備	消費生活相談体制(p14)	●県消費生活センターにおける消費生活相談への対応●巡回相談及び経由相談による市町村支援●法律相談事業●消費生活相談に伴う商品テスト⑥消費者苦情処理に係る調停⑥消費者訴訟資金の貸付け
		各種生活相談体制 (p15-18)	○男女共同参画センターにおける相談事業 ○福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)○家計改善支援事業 ○福岡県国民健康保険団体連合会における介護保険苦情処理事業 ○福岡県運営適正化委員会における福祉サービス苦情解決事業 ○再生エネルギー・コージェネレーション総合相談窓口 ○福岡県医療相談支援センター ○県民相談 ○住宅相談 ○耐震・バリアフリーアドバイザー派遣事業
		多重債務問題への取組(p18)	◎福岡県消費者安全確保地域協議会(多重債務問題対策部会)◎ヤミ金融対策のための連携強化
	主体的・自立的な消費者になるための支援	消費者への情報提供の充実 (p19-20)	●多様な媒体(インターネット等)による消費者情報の提供・啓発資料の作成 ●消費者サロンの設置・活用 ●高齢者向け情報提供 ●消費者被害の最新情報の提供 ○介護サービス情報の公表 ○地域密着型サービス外部評価 ○医薬品等に関する知識の普及 ○住宅情報提供推進 ○モデル住宅の展示 ○住宅の品質確保の促進に関する情報提供 ○太陽光発電のメンテナンスに関する情報提供 ○自主広報媒体等による情報提供
		消費者教育・啓発の推進(p21)	◎消費者教育推進連絡会議の運営●巣立ち応援事業 ●大学等との連携による学生向け啓発事業●学校指導者用教材・カリキュラム作成事業 ●大学・専門学校職員向け研修●消費者教育人材育成研修 ●消費生活サポーター育成事業
		消費者組織の活動推進(p22)	◎消費生活協同組合の監督・育成
		物価情報提供(p22) 環境に配慮した生活スタイル	○各種物価関係の統計調査 ○再生可能エネルギー・コージェネレーションに関する情報の提供
		の推進(p22-23)	○自主的な環境保全の取組の促進○地球温暖化対策推進○ごみ減量化促進対策○食品ロス削減の推進

★は生活安全課・消費生活センター所管 ◎は生活安全課所管 ●は消費生活センター所管

消費者基本法

昭和43年5月30日法律第78号 (最終改正) 平成24年8月22日法律第60号

第1章 総則(第1条-第10条の2)

第2章 基本的施策(第11条-第23条)

第3章 行政機関等(第24条-第26条)

第4章 消費者政策会議等(第27条-第29条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。
- 2 消費者の自立の支援に当たつては、消費者の安全の 確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が 図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮 されなければならない。
- 3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的 確に対応することに配慮して行われなければならな い。
- 4 消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならない。
- 5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費 者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念 にのつとり、消費者政策を推進する責務を有する。

(地方公共団体の青務)

第4条 地方公共団体は、第2条の消費者の権利の尊重 及びその自立の支援その他の基本理念にのつとり、国 の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社 会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務 を有する。

(事業者の責務等)

- 第5条 事業者は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。
 - 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を 確保すること。
 - 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理 するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を 適切に処理すること。
 - 五 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力 すること。
- 2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の 保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について 品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守す べき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保 するよう努めなければならない。
- 第6条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。
- 第7条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、 必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自 主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない
- 2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。
- 第8条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(消費者基本計画)

- 第9条 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、 消費者政策の推進に関する基本的な計画(以下「消費 者基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 長期的に講ずべき消費者政策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な 推進を図るために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議の 決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、消費者基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準 用する。

(法制上の措置等)

- 第10条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な 関係法令の制定又は改正を行なわなければならない。
- 2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条の2 政府は、毎年、国会に、政府が講じた消費 者政策の実施の状況に関する報告書を提出しなければ ならない。

第2章 基本的施策

(安全の確保)

第11条 国は、国民の消費生活における安全を確保する ため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び 確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による 回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務 に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるも のとする。

(消費者契約の適正化等)

第12条 国は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(計量の適正化)

第13条 国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(規格の適正化)

第14条 国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の 合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正 な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ず るものとする。

2 前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費 生活の向上等に応じて行なうものとする。

(広告その他の表示の適正化等)

第15条 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

(公正自由な競争の促進等)

- 第16条 国は、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講ずるものとする
- 2 国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及 び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可そ の他の国の措置が必要とされるものについては、これ らの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十 分に考慮するよう努めるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

- 第17条 国は、消費者の自立を支援するため、消費生活 に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する 啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたつ て消費生活について学習する機会があまねく求められ ている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その 他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。
- 2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

(意見の反映及び透明性の確保)

第18条 国は、適正な消費者政策の推進に資するため、 消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当 該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を 整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(苦情処理及び紛争解決の促進)

- 第19条 地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と 消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適 切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理 のあつせん等に努めなければならない。この場合にお いて、都道府県は、市町村(特別区を含む。)との連 携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地 への配慮を必要とする苦情の処理のあつせん等を行う ものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に 対応するよう努めなければならない。
- 2 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切

かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及 び資質の向上その他の必要な施策(都道府県にあつて は、前項に規定するものを除く。)を講ずるよう努め なければならない。

3 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(高度情報通信社会の進展への的確な対応)

第20条 国は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、 消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に 対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解 決の促進等に当たつて高度情報通信社会の進展に的確 に対応するために必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保)

第21条 国は、消費生活における国際化の進展に的確に 対応するため、国民の消費生活における安全及び消費 者と事業者との間の適正な取引の確保、苦情処理及び 紛争解決の促進等に当たつて国際的な連携を確保する 等必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全への配慮)

第22条 国は、商品又は役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に対する啓発活動及び教育の推進等に当たつて環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。

(試験、検査等の施設の整備等)

第23条 国は、消費者政策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行う施設を整備し、役務についての調査研究等を行うとともに、必要に応じて試験、検査、調査研究等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

第3章 行政機関等

(行政組織の整備及び行政運営の改善)

第24条 国及び地方公共団体は、消費者政策の推進につき、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

(国民生活センターの役割)

第25条 独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあつせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第26条 国は、国民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第4章 消費者政策会議等

(消費者政策会議)

- 第27条 内閣府に、消費者政策会議(以下「会議」という。)を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 消費者基本計画の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、 消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況 を検証し、評価し、及び監視すること。
- 3 会議は、次に掲げる場合には、消費者委員会の意見 を聴かなければならない。
 - 一 消費者基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第2号の検証、評価及び監視について、それ らの結果の取りまとめを行おうとするとき。

第28条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 内閣府設置法 (平成11年法律第89号) 第11条の2 の規定により置かれた特命担当大臣
 - 二 内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置 法第9条第1項に規定する特命担当大臣(前号の特 命担当大臣を除く。)のうちから、内閣総理大臣が 指定する者
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理 大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を 助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に 関し必要な事項は、政令で定める。

(消費者委員会)

第29条 消費者政策の推進に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)第6条の定めるところにより、消費者委員会において行うものとする。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年12月2日法律第78号)

- 1 この法律(第1条を除く。)は、昭和59年7月1日 から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定によ

り置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は 国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律 の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の 規定により置かれることとなるものに関し必要となる 経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定 又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定める ことができる。

附 則(平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施 行する。
 - 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第 23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成16年6月2日法律第70号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 消費者政策の在り方については、この法律の施行後 5年を目途として検討が加えられ、その結果に基づい て必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成20年5月2日法律第27号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成21年6月5日法律第49号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法 (平成21年法律第49号)の施行の日から施行する。た だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日 から施行する。
 - 一 附則第9条の規定 この法律の公布の日

(罰則の適用に関する経過措置)

第8条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附 則においてなお従前の例によることとされる場合にお けるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用 については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、

この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する 経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則(平成24年8月22日法律第60号)

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

消費者安全法

平成21年6月5日法律第50号 (最終改正) 平成26年6月13日法律第71号

第1章 総則(第1条-第5条)

第2章 基本方針(第6条・第7条)

第3章 消費生活相談等

第1節 消費生活相談等の事務の実施(第8条-第 9条)

第2節 消費生活センターの設置等(第10条-第11 条)

第3節 地方公共団体の長に対する情報の提供(第 11条の2)

第4節 消費者安全の確保のための協議会等(第11 条の3-第11条の8)

第5節 登録試験機関(第11条の9-第11条の26)

第4章 消費者事故等に関する情報の集約等(第12条 -第14条)

第5章 消費者安全調査委員会による消費者事故等の 調査等

第1節 消費者安全調查委員会(第15条-第22条)

第2節 事故等原因調査等(第23条-第31条)

第3節 勧告及び意見の陳述(第32条・第33条)

第4節 雑則(第34条-第37条)

第6章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置(第38条-第45条)

第7章 雑則 (第46条-第50条)

第8章 罰則(第51条-第57条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「消費者」とは、個人(商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。)をいう。

- 2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者(個人にあっては、当該事業を行う場合におけるものに限る。)をいう。
- 3 この法律において「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいう。
- 4 この法律において「消費安全性」とは、商品等(事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。)又は役務(事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。)の特性、それらの通常予見される使用(飲食を含む。)又は利用(以下「使用等」という。)の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。
- 5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げ る事故又は事態をいう。
 - 一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの(その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。)
 - 二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による 使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故 が発生するおそれがあるものとして政令で定める要 件に該当するもの
 - 三 前2号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態
- 6 この法律において「生命身体事故等」とは、前項第 1号に掲げる事故及び同項第2号に掲げる事態をい う
- 7 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる 事故又は事態をいう。
 - 第5項第1号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの
 - 二 第5項第2号に掲げる事態のうち、前号に掲げる 事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定 める要件に該当するもの
- 8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、 第5項第3号に掲げる事態のうち、同号に定める行為

に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

- 一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、 役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものと著しく異なるもの
- 二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益 を侵害することとなる不当な取引であって、政令で 定めるもの

(基本理念)

- 第3条 消費者安全の確保に関する施策の推進は、専門 的知見に基づき必要とされる措置の迅速かつ効率的な 実施により、消費者事故等の発生及び消費者事故等に よる被害の拡大を防止することを旨として、行われな ければならない。
- 2 消費者安全の確保に関する施策の推進は、事業者に よる適正な事業活動の確保に配慮しつつ、消費者の需 要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に 適確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを 旨として、行われなければならない。
- 3 消費者安全の確保に関する施策の推進は、国及び地 方公共団体の緊密な連携の下、地方公共団体の自主性 及び自立性が十分に発揮されるように行われなければ ならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第4条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念 (以下この条において「基本理念」という。) にのっ とり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定 し、及び実施する責務を有する。
- 2 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する 施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費 生活について専門的な知識、技術又は経験を有する者 の能力を活用するよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する 施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費 者事故等に関する情報の開示、消費者の意見を反映さ せるために必要な措置その他の措置を講ずることによ り、その過程の透明性を確保するよう努めなければな らない。
- 4 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、施策効果(当該施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が消費者の消費生活、社会経済及び行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。第6条第2項第4号において同じ。)の把握及びこれを基礎とする評価を行った上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならな

V)

- 5 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)、第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センター、都道府県警察、消防機関(消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条各号に掲げる機関をいう。)、保健所、病院、教育機関、第11条の7第1項の消費生活協力団体及び消費生活協力員、消費者団体その他の関係者の間の緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、消費者教育を推進し、及び 広報活動その他の活動を行うことを通じて、消費者安 全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力 を得るよう努めなければならない。

(事業者等の努力)

- 第5条 事業者及びその団体は、消費者安全の確保に自 ら努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する消 費者安全の確保に関する施策に協力するよう努めなけ ればならない。
- 2 消費者は、安心して安全で豊かな消費生活を営む上で自らが自主的かつ合理的に行動することが重要であることにかんがみ、事業者が供給し、及び提供する商品及び製品並びに役務の品質又は性能、事業者と締結すべき契約の内容その他の消費生活にかかわる事項に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するよう努めなければならない。

第2章 基本方針

(基本方針の策定)

- 第6条 内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。) を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 消費者安全の確保の意義に関する事項
 - 二 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事 項
 - 三 他の法律(これに基づく命令を含む。以下同じ。) の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実 施についての関係行政機関との連携に関する基本的 事項
 - 四 消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握 及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に 関する重要事項
- 3 基本方針は、消費者基本法(昭和43年法律第78号) 第9条第1項に規定する消費者基本計画との調和が保 たれたものでなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、

あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、並びに消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴かなければならない。

- 5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞な く、これを公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県知事による提案)

- 第7条 都道府県知事は、消費者安全の確保に関する施 策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第1項 各号に掲げる事務の実施を通じて得られた知見に基づ き、基本方針の変更についての提案(以下この条にお いて「変更提案」という。)をすることができる。こ の場合においては、当該変更提案に係る基本方針の変 更の案を添えなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、 消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴い て、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更(変更提 案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を 実現することとなる基本方針の変更をいう。次項にお いて同じ。)をする必要があると認めるときは、遅滞 なく、基本方針の変更をしなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、 消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴い て、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必 要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその 理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなけ ればならない。

第3章 消費生活相談等

第1節 消費生活相談等の事務の実施

(都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の 実施)

- 第8条 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - 一 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する必要な助言、協力、情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 二 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事 務を行うこと。
 - イ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の うち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的 な見地を必要とするものに応じること。
 - ロ 事業者に対する消費者からの苦情の処理のため のあっせんのうち、その実施に各市町村の区域を 超えた広域的な見地を必要とするものを行うこ と。
 - ハ 消費者事故等の状況及び動向を把握するために 必要な調査又は分析であって、専門的な知識及び 技術を必要とするものを行うこと。

- ニ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- 三 市町村との間で消費者事故等の発生に関する情報 を交換すること。
- 四 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。
- 五 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。
- 2 市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。
- 一 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者 からの苦情に係る相談に応じること。
- 二 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者 からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。
- 三 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、 及び住民に対し提供すること。
- 四 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- 五 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整 を行うこと。
- 六 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。
- 3 都道府県は、市町村が前項各号に掲げる事務を他の 市町村と共同して処理しようとする場合又は他の市町 村に委託しようとする場合は、関係市町村の求めに応 じ、市町村相互間における必要な調整を行うことがで きる。
- 4 第1項各号に掲げる事務に従事する都道府県の職員 若しくはその職にあった者又は第2項各号に掲げる事 務に従事する市町村の職員若しくはその職にあった者 は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはなら ない。

(消費生活相談等の事務の委託)

- 第8条の2 都道府県は、前条第1項第1号に掲げる事務(市町村相互間の連絡調整に係る部分を除く。)及び同項第2号から第5号までに掲げる事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 2 市町村は、前条第2項各号に掲げる事務の一部を、 その事務を適切に実施することができるものとして内 閣府令で定める基準に適合する者に委託することがで きる
- 3 前2項の規定により事務の委託を受けた者若しくは その役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、 当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らして はならない。

(国及び国民生活センターの援助)

第9条 国及び国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、第8条第1項各号及び第2項各号に掲げる事務の実施に関し、情報の提供、当該事務に従事する人材に対する研修その他の必要な援助を行うものとす

第2節 消費生活センターの設置等

(消費生活センターの設置)

- 第10条 都道府県は、第8条第1項各号に掲げる事務を 行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を 設置しなければならない。
 - 一 消費生活相談員を第8条第1項第2号イ及びロに 掲げる事務に従事させるものであること。
 - 二 第8条第1項各号に掲げる事務の効率的な実施の ために適切な電子情報処理組織その他の設備を備え ているものであること。
 - 三 その他第8条第1項各号に掲げる事務を適切に行 うために必要なものとして政令で定める基準に適合 するものであること。
- 2 市町村は、必要に応じ、第8条第2項各号に掲げる 事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は 機関を設置するよう努めなければならない。
 - 一 消費生活相談員を第8条第2項第1号及び第2号 に掲げる事務に従事させるものであること。
 - 二 第8条第2項各号に掲げる事務の効率的な実施の ために適切な電子情報処理組織その他の設備を備え ているものであること。
 - 三 その他第8条第2項各号に掲げる事務を適切に行 うために必要なものとして政令で定める基準に適合 するものであること。
- 3 前項の規定により同項の施設又は機関を設置する市 町村以外の市町村は、第8条第2項第1号及び第2号 に掲げる事務に従事させるため、消費生活相談員を置 くよう努めなければならない。

(消費生活センターの組織及び運営等)

- 第10条の2 都道府県及び前条第2項の施設又は機関を 設置する市町村は、次に掲げる事項について条例で定 めるものとする。
 - 一 消費生活センター(前条第1項又は第2項の施設 又は機関をいう。次項及び第47条第2項において同 じ。)の組織及び運営に関する事項
 - 二 第8条第1項各号又は第2項各号に掲げる事務の 実施により得られた情報の安全管理に関する事項 三 その他内閣府令で定める事項
- 2 都道府県又は消費生活センターを設置する市町村が 前項の規定により条例を定めるに当たっては、事業者 に対する消費者からの苦情が適切かつ迅速に処理され るための基準として内閣府令で定める基準を参酌する ものとする。

(消費生活相談員の要件等)

第10条の3 消費生活相談員は、内閣総理大臣若しくは 内閣総理大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機 関」という。)の行う消費生活相談員資格試験に合格

- した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を 有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者で なければならない。
- 2 消費生活相談員は、消費生活を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、消費生活相談(第8条第1項第2号イ及びロ又は第2項第1号及び第2号の規定に基づき都道府県又は市町村が実施する事業者に対する消費者からの苦情に係る相談及びあっせんをいう。以下同じ。)に関する知識及び技術の向上に努めなければならない。
- 3 第1項の消費生活相談員資格試験(以下単に「試験」 という。)は、消費生活相談を行うために必要な知識 及び技術を有するかどうかを判定することを目的と し、次に掲げる科目について行う。
 - 一 商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商 品等及び役務の消費安全性に関する科目
 - 二 消費者行政に関する法令に関する科目
 - 三 消費生活相談の実務に関する科目
 - 四 その他内閣府令で定める科目
- 4 試験(登録試験機関の行うものを除く。)を受けよ うとする者は、内閣府令で定めるところにより、手数 料を国に納付しなければならない。
- 5 前2項に定めるもののほか、試験の受験手続その他の実施細目は、内閣府令で定める。

(指定消費生活相談員)

第10条の4 都道府県知事は、市町村による消費生活相談の事務の実施に関し援助を行うため、試験に合格し、かつ、内閣府令で定める消費生活相談員としての実務の経験を有する都道府県の消費生活相談員の中から、市町村が行う第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務の実施に関し、同条第1項第1号に規定する助言、協力、情報の提供その他の援助を行う者を指定消費生活相談員として指定するよう努めなければならない。

(消費生活相談等の事務に従事する人材の確保等)

第11条 都道府県及び市町村は、消費生活相談員の適切な処遇、研修の実施、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、消費生活相談員その他の第8条第1項各号又は第2項各号に掲げる事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

第3節 地方公共団体の長に対する情報の提供

- 第11条の2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、消費生活上特に配慮を要する購入者に関する情報その他の内閣府令で定める情報で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。
- 2 地方公共団体の長は、内閣府令で定めるところによ

- り、他の地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者 安全の確保のために必要な限度において、当該他の地 方公共団体の長に対し、消費生活相談の事務の実施に より得られた情報で、当該他の地方公共団体の住民に 関するものを提供することができる。
- 3 国民生活センターの長は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談の業務の実施により得られた情報で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

第4節 消費者安全の確保のための協議会等

(消費者安全確保地域協議会)

- 第11条の3 国及び地方公共団体の機関であって、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの(以下この条において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 前項の規定により協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、病院、教育機関、第11条の 7第1項の消費生活協力団体又は消費生活協力員その 他の関係者を構成員として加えることができる。

(協議会の事務等)

- 第11条の4 協議会は、前条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとする。
- 2 協議会の構成員(次項において単に「構成員」という。)は、前項の協議の結果に基づき、消費者安全の 確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適 当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要 な取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を 行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う 消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から 要請があった場合その他の内閣府令で定める場合にお いて必要があると認めるときは、構成員に対し、消費 生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、 意見の表明その他の必要な協力を求めることができ る。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

(秘密保持義務)

第11条の5 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第11条の6 前三条に定めるもののほか、協議会の組織 及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(消費生活協力団体及び消費生活協力員)

- 第11条の7 地方公共団体の長は、消費者の利益の擁護 又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人 のうちから、消費生活協力団体又は消費生活協力員を 委嘱することができる。
- 2 消費生活協力団体及び消費生活協力員は、次に掲げる活動を行う。
 - 一 消費者安全の確保に関し住民の理解を深めること。
 - 二 消費者安全の確保のための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
 - 三 消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共 団体に提供することその他国又は地方公共団体が行 う施策に必要な協力をすること。
 - 四 前3号に掲げるもののほか、地域における消費者 安全の確保のための活動であって、内閣府令で定め るものを行うこと。
- 3 地方公共団体の長は、消費生活協力団体及び消費生活協力員に対し、前項各号に掲げる活動に資するよう、 研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第11条の8 消費生活協力団体の役員若しくは職員若しくは消費生活協力員又はこれらの者であった者は、前条第2項各号に掲げる活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第5節 登録試験機関

(登録試験機関の登録)

第11条の9 第10条の3第1項の登録試験機関に係る登録(以下単に「登録」という。)は、試験の実施に関する業務(以下「試験業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

- 第11条の10 内閣総理大臣は、前条の規定により登録の申請をした者(次条第1項において「登録申請者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。
 - 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、刑 に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなった日から2年を経過しない者
 - 二 第11条の22の規定により登録を取り消され、その 取消しの日から2年を経過しない者
 - 三 その業務を行う役員のうちに第1号に該当する者 があるもの

(登録の要件等)

- 第11条の11 内閣総理大臣は、登録申請者が次に掲げる 要件の全てに適合しているときは、その登録をしなけ ればならない。この場合において、登録に関して必要 な手続は、内閣府令で定める。
 - 一 第10条の3第3項各号に掲げる科目について試験 を行うこと。
 - 二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を 有する試験委員が問題の作成並びに受験者が消費生 活相談員として必要な知識及び技術を有するかどう かの判定を行うこと。
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学において民事法学、行政法学若しくは経済学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者
 - ロ 国又は地方公共団体の職員又は職員であった者で、第10条の3第3項各号に掲げる科目について 専門的な知識を有する者
 - ハ 消費生活相談に5年以上従事した経験を有する 者
 - ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び 経験を有する者
 - 三 試験の信頼性の確保のための専任の管理者及び試 験業務の管理を行う専任の部門が置かれているこ と。
 - 四 債務超過の状態にないこと。
- 2 登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏 名
 - 三 登録を受けた者が行う試験業務の内容
 - 四 登録を受けた者が試験業務を行う事業所の所在地
 - 五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事 項

(登録の更新)

- 第11条の12 登録は、5年以上10年以内において政令で 定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間 の経過によって、その効力を失う。
- 2 前3条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(信頼性の確保)

- 第11条の13 登録試験機関は、試験業務の管理(試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。)に関する文書の作成その他の内閣府令で定める試験業務の信頼性の確保のための措置を講じなければならない。
- 2 登録試験機関は、第10条の3第5項の試験の実施細 目に従い、公正に試験を実施しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第11条の14 登録試験機関は、第11条の11第2項第2号 から第5号までに掲げる事項を変更しようとするとき は、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を 内閣総理大臣に届け出なければならない。

(試験業務規程)

- 第11条の15 登録試験機関は、試験業務に関する規程(以下「試験業務規程」という。)を定め、試験業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 試験業務規程には、試験業務の実施方法、試験の信頼性を確保するための措置、試験に関する料金その他の内閣府令で定める事項を定めておかなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、第1項の認可をした試験業務規程 が試験の公正な実施上不適当となったと認めるとき は、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更す べきことを命ずることができる。

(試験業務の休廃止)

第11条の16 登録試験機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

- 第11条の17 登録試験機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第57条において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間、その事務所に備えて置かなければならない。
- 2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。
 - 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されている ときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府 令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写 の書求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第12条第4項にお

いて同じ。) であって内閣府令で定めるものにより 提供することの請求又は当該事項を記載した書面の 交付の請求

(試験委員)

- 第11条の18 登録試験機関は、試験委員を選任したとき は、遅滞なく、内閣総理大臣にその旨を届け出なけれ ばならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 内閣総理大臣は、試験委員が、この法律、この法律 に基づく命令若しくは処分若しくは試験業務規程に違 反する行為をしたとき、又は試験業務の実施に関し著 しく不適当な行為をしたときは、登録試験機関に対し、 当該試験委員の解任を命ずることができる。
- 3 前項の規定による命令により試験委員の職を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、試験委員となることができない。

(秘密保持義務等)

- 第11条の19 登録試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあった者は、試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 試験業務に従事する登録試験機関の役員又は職員 は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用 については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第11条の20 内閣総理大臣は、登録試験機関が第11条の 11第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認める ときは、当該登録試験機関に対し、これらの規定に適 合するため必要な措置をとるべきことを命ずることが できる。

(改善命令)

第11条の21 内閣総理大臣は、登録試験機関が第11条の 13の規定に違反していると認めるときは、当該登録試 験機関に対し、同条の規定に従って試験業務を行うべ きこと又は試験の方法その他の業務の方法の改善に関 し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

- 第11条の22 内閣総理大臣は、登録試験機関が第11条の 10第1号又は第3号に該当するに至ったときは、その 登録を取り消さなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれ かに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間 を定めて試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずる ことができる。
 - 第11条の14、第11条の16、第11条の17第1項又は 次条の規定に違反したとき。
 - 二 第11条の15第1項の認可を受けた試験業務規程によらないで試験業務を行ったとき。
 - 三 第11条の15第3項、第11条の18第2項又は前2条

の規定による命令に違反したとき。

- 四 正当な理由がないのに第11条の17第2項各号の規 定による請求を拒んだとき。
- 五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第11条の23 登録試験機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、試験業務に関し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告、立入調査等)

- 第11条の24 内閣総理大臣は、試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、試験業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該登録試験機関の事務所に立ち入り、試験業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。
- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分 を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、 これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(内閣総理大臣による試験業務の実施)

- 第11条の25 内閣総理大臣は、登録をしたときは、試験 業務を行わないものとする。
- 2 内閣総理大臣は、登録を受けた者がいないとき、第 11条の16の規定による試験業務の全部又は一部の休止 又は廃止の許可をしたとき、第11条の22の規定により 登録を取り消し、又は同条第2項の規定により登録試 験機関に対し試験業務の全部若しくは一部の停止を命 じたとき、登録試験機関が天災その他の事由により試 験業務の全部又は一部を実施することが困難となった とき、その他必要があると認めるときは、試験業務の 全部又は一部を自ら行うことができる。
- 3 内閣総理大臣が前項の規定により試験業務の全部又 は一部を自ら行う場合における試験業務の引継ぎその 他の必要な事項については、内閣府令で定める。

(公示)

- 第11条の26 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
 - 一 登録をしたとき。
 - 二 第11条の14の規定による届出があったとき。
 - 三 第11条の16の規定による許可をしたとき。
 - 四 第11条の22の規定により登録を取り消し、又は同 条第2項の規定により登録試験機関に対し試験業務 の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 - 五 前条の規定により内閣総理大臣が試験業務の全部 若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら 行っていた試験業務の全部若しくは一部を行わない こととするとき。

第4章 消費者事故等に関する情報の集約等

(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

- 第12条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国 民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情 報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣 府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故 等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなけれ ばならない。
- 2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等(重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、その通知をすべき者が次の各号の いずれかに該当するときは、適用しない。
 - 一次のイから二までに掲げる者であって、それぞれ イから二までに定める者に対し、他の法律の規定に より、当該消費者事故等の発生について通知し、又 は報告しなければならないこととされているもの
 - イ 行政機関の長 内閣総理大臣
 - ロ 都道府県知事 行政機関の長
 - ハ 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事
 - ニ 国民生活センターの長 行政機関の長
 - 二 前2項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事 故等の発生に係る通知をしなければならないことと されている他の者から当該消費者事故等の発生に関 する情報を得た者(前号に該当する者を除く。)
 - 三 前2号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で 定める者(前2号に該当する者を除く。)
- 4 第1項又は第2項の場合において、行政機関の長、 都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、 これらの規定による通知に代えて、全国消費生活情報 ネットワークシステム(行政機関の長、地方公共団体 の機関、国民生活センターその他内閣府令で定める者 の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続 した電子情報処理組織であって、消費生活に関する情報を蓄積し、及び利用するために、内閣府令で定める ところにより国民生活センターが設置し、及び管理するものをいう。)への入力その他内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。
- 5 国及び国民生活センターは、地方公共団体に対し、

第1項及び第2項の規定による通知の円滑かつ確実な 実施に関し、助言その他の必要な援助を行うものとす る。

(消費者事故等に関する情報の集約及び分析等)

- 第13条 内閣総理大臣は、前条第1項又は第2項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会に報告するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第1項の規定により取りまとめた 結果を公表しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、国会に対し、第1項の規定により 取りまとめた結果を報告しなければならない。

(資料の提供要求等)

- 第14条 内閣総理大臣は、前条第1項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者(第35条及び第38条第2項において「関係行政機関の長等」という。)に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。
- 2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関して必要な報告を求めることができる。

第5章 消費者安全調査委員会による消費者事故 等の調査等

第1節 消費者安全調査委員会

(調査委員会の設置)

第15条 消費者庁に、消費者安全調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第16条 調査委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 生命身体事故等(運輸安全委員会設置法(昭和48年法律第113号)第2条第2項に規定する航空事故等、同条第4項に規定する鉄道事故等及び同条第6項に規定する船舶事故等を除く。第4号及び第33条を除き、以下同じ。)の原因及び生命身体事故等による被害の原因(以下「事故等原因」と総称する。)を究明するための調査(以下「事故等原因調査」と

いう。)を行うこと。

- 二 生命身体事故等について、他の行政機関(運輸安全委員会を除く。)による調査若しくは検査又は法律(法律に基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定による地方公共団体の調査若しくは検査(法律の規定によりこれらの調査又は検査の全部又は一部を行うこととされている他の者がある場合においては、その者が行う調査又は検査を含む。以下「他の行政機関等による調査等」という。)の結果について事故等原因を究明しているかどうかについての評価(以下単に「評価」という。)を行うこと。
- 三 事故等原因調査又は他の行政機関等による調査等の結果の評価(以下「事故等原因調査等」という。)の結果に基づき、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣に対し勧告すること。
- 四 生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。
- 五 前各号に掲げる事務を行うために必要な基礎的な 調査及び研究を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、法律に基づき調査委 員会に属させられた事務

(職権の行使)

第17条 調査委員会の委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

- 第18条 調査委員会は、委員7人以内で組織する。
- 2 調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 調査委員会に、専門の事項を調査させるため必要が あるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

- 第19条 委員及び臨時委員は、調査委員会の所掌事務の 遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができる と認められる者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を 有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

- 第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に 関する調査審議が終了したときは、解任されるものと する。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に

関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

- 第21条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により 選任する。
- 2 委員長は、調査委員会の会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名す る委員が、その職務を代理する。

(職務従事の制限)

- 第22条 調査委員会は、委員長、委員、臨時委員又は専門委員が事故等原因調査等の対象となる生命身体事故等に係る事故等原因に関係があるおそれのある者であると認めるとき、又はその者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長、委員、臨時委員又は専門委員を当該事故等原因調査等に従事させてはならない。
- 2 前項の委員長、委員又は臨時委員は、当該事故等原 因調査等に関する調査委員会の会議に出席することが できない。

第2節 事故等原因調査等

(事故等原因調査)

- 第23条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止(生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止をいう。以下同じ。)を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。ただし、当該生命身体事故等について、消費者安全の確保の見地から必要な事故等原因を究明することができると思料する他の行政機関等による調査等の結果を得た場合又は得ることが見込まれる場合においては、この限りでない。
- 2 調査委員会は、事故等原因調査を行うため必要な限度において、次に掲げる処分をすることができる。
 - 一 事故等原因に関係があると認められる者(次号及び第30条において「原因関係者」という。)、生命身体事故等に際し人命の救助に当たった者その他の生命身体事故等の関係者(以下「生命身体事故等関係者」という。)から報告を徴すること。
 - 二 生命身体事故等の現場、原因関係者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、商品等、帳簿、書類その他の生命身体事故等に関係のある物件(以下「関係物件」という。)を検査し、又は生命身体事故等関係者に質問すること。
 - 三 生命身体事故等関係者に出頭を求めて質問すること。

- 四 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し その提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。
- 五 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し その保全を命じ、又はその移動を禁止すること。
- 六 生命身体事故等の現場に、公務により立ち入る者 及び調査委員会が支障がないと認める者以外の者が 立ち入ることを禁止すること。
- 3 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員長、 委員又は専門委員に前項各号に掲げる処分をさせるこ とができる。
- 4 前項の規定により第2項第2号に掲げる処分をする 者は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、生命身 体事故等関係者の請求があるときは、これを提示しな ければならない。
- 5 第2項又は第3項の規定による処分の権限は、犯罪 捜査のために認められたものと解してはならない。

(他の行政機関等による調査等の結果の評価等)

- 第24条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認める場合において、前条第1項ただし書に規定する他の行政機関等による調査等の結果を得たときは、その評価を行うものとする。
- 2 調査委員会は、前項の評価の結果、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、当該他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長に対し、当該生命身体事故等に係る事故等原因の究明に関し意見を述べることができる。
- 3 調査委員会は、第1項の評価の結果、更に調査委員 会が消費者安全の確保の見地から当該生命身体事故等 に係る事故等原因を究明するために調査を行う必要が あると認めるときは、事故等原因調査を行うものとす る
- 4 第1項の他の行政機関等による調査等に関する事務 を所掌する行政機関の長は、当該他の行政機関等によ る調査等に関して調査委員会の意見を聴くことができ る。

(調査等の委託)

- 第25条 調査委員会は、事故等原因調査等を行うため必要があると認めるときは、当該事故等原因調査等に係る調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。
- 2 前項の規定により事務の委託を受けた者若しくはそ の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当 該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしては ならない。
- 3 第1項の規定により事務の委託を受けた者又はその

役員若しくは職員であって当該委託に係る事務に従事 するものは、刑法その他の罰則の適用については、法 令により公務に従事する職員とみなす。

(生命身体事故等の発生に関する情報の報告)

第26条 内閣総理大臣は、第12条第1項又は第2項の規定により生命身体事故等の発生に関する情報の通知を受けた場合その他生命身体事故等の発生に関する情報を得た場合においては、速やかに調査委員会にその旨を報告しなければならない。

(内閣総理大臣の援助)

- 第27条 調査委員会は、事故等原因調査を行うために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、生命身体事故等についての事実の調査又は物件の収集の援助その他の必要な援助を求めることができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による援助を求められた場合において、必要があると認めるときは、その職員に第23条第2項第2号に掲げる処分をさせることができる。
- 3 内閣総理大臣は、生命身体事故等が発生したことを 知った場合において、必要があると認めるときは、生 命身体事故等についての事実の調査、物件の収集その 他の調査委員会が事故等原因調査を円滑に開始するこ とができるための適切な措置をとらなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による措置をとるため 必要があると認めるときは、その職員に第23条第2項 各号に掲げる処分をさせることができる。
- 5 第23条第4項及び第5項の規定は、第2項又は前項 の規定により職員が処分をする場合について準用す る

(事故等原因調査等の申出)

- 第28条 何人も、生命身体被害の発生又は拡大の防止を 図るために事故等原因調査等が必要であると思料する ときは、調査委員会に対し、その旨を申し出て、事故 等原因調査等を行うよう求めることができる。この場 合においては、内閣府令で定めるところにより、当該 申出に係る生命身体事故等の内容及びこれに対する事 故等原因調査等の必要性その他内閣府令で定める事項 を記載した書面を添えなければならない。
- 2 調査委員会は、前項の規定による申出があったとき は、必要な検討を行い、その結果に基づき必要がある と認めるときは、事故等原因調査等を行わなければな らない。
- 3 被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹(以下この項において「被害者等」という。)が第1項の規定により申出をした場合において、当該申出が、自ら負傷若しくは疾病を被り、又は配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹が死亡し若

しくは負傷若しくは疾病を被った第2条第7項第1号に掲げる事故に該当するものに係るものであるときは、調査委員会は、事故等原因調査等を行うこととしたときはその旨を、行わないこととしたときはその旨及びその理由を、速やかに、当該被害者等に通知しなければならない。

(申出を受けた場合における通知)

- 第29条 調査委員会は、前条第1項の規定による申出により重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。
- 2 調査委員会は、前条第1項の規定による申出により 生命身体事故等(重大事故等を除く。)が発生した旨 の情報を得た場合であって、当該生命身体事故等の態 様、当該生命身体事故等に係る商品等又は役務の特性 その他当該生命身体事故等に関する状況に照らし、当 該生命身体事故等による被害が拡大し、又は当該生命 身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等が発 生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に 対し、内閣府令で定めるところにより、当該生命身体 事故等が発生した旨及び当該生命身体事故等の概要そ の他内閣府令で定める事項を通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、調査委員会が、第12条第1項又は 第2項の規定による通知をしなければならないことと されている者から前条第1項の規定による申出を受け た場合には、適用しない。

(原因関係者の意見の聴取)

第30条 調査委員会は、事故等原因調査を完了する前に、 原因関係者に対し、意見を述べる機会を与えなければ ならない。

(報告書等)

- 第31条 調査委員会は、事故等原因調査を完了したとき は、当該生命身体事故等に関する次の事項を記載した 報告書を作成し、これを内閣総理大臣に提出するとと もに、公表しなければならない。
 - 一 事故等原因調査の経過
 - 二 認定した事実
 - 三 事実を認定した理由
 - 四 事故等原因
 - 五 その他必要な事項
- 2 調査委員会は、前項の報告書を作成するに当たり、 少数意見があるときは、当該報告書にこれを付記する ものとする。
- 3 調査委員会は、事故等原因調査を完了する前においても、当該事故等原因調査を開始した日から1年以内に事故等原因調査を完了することが困難であると見込まれる状況にあることその他の事由により必要があると認めるときは、事故等原因調査の経過について、内

閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

第3節 勧告及び意見の陳述

(内閣総理大臣に対する勧告)

- 第32条 調査委員会は、事故等原因調査等を完了した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、内閣総理大臣に対し、生命身体被害の発生又は拡大の防止のため講ずべき施策又は措置について勧告することができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告に基づき講 じた施策又は措置について調査委員会に通報しなけれ ばならない。

(意見の陳述)

第33条 調査委員会は、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

第4節 雑則

(情報の提供)

第34条 調査委員会は、事故等原因調査等の実施に当たっては、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、これらの者に対し、当該事故等原因調査等に関する情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。

(関係行政機関等の協力)

第35条 調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、資料の提供、意見の表明、事故等原因の究明のために必要な分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第36条 この法律に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(不利益取扱いの禁止)

第37条 何人も、第23条第2項若しくは第3項若しくは 第27条第2項若しくは第4項の規定による処分に応ず る行為をしたこと又は第28条第1項の規定による申出 をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱 いを受けない。

第6章 消費者被害の発生又は拡大の防止のため の措置

(消費者への注意喚起等)

第38条 内閣総理大臣は、第12条第1項若しくは第2項 又は第29条第1項若しくは第2項の規定による通知を 受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

- 2 内閣総理大臣は、第12条第1項若しくは第2項又は 第29条第1項若しくは第2項の規定による通知を受け た場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た 場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図 るために相当であると認めるときは、関係行政機関の 長等に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に資す る情報を提供することができる。
- 3 内閣総理大臣は、第1項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法(平成14年法律第123号)第44条第1項の規定によるほか、国民生活センターに対し、第1項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に関し必要な措置をとることを求めることができる。
- 4 独立行政法人国民生活センター法第44条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求)

- 第39条 内閣総理大臣は、第12条第1項若しくは第2項 又は第29条第1項若しくは第2項の規定による通知を 受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を 得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止 を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置 があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図 るため、当該措置が速やかに実施されることが必要で あると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を 所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求め ることができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の措置の速 やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、その 措置の実施状況について報告を求めることができる。

(事業者に対する勧告及び命令)

第40条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合(当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生(以下「重大生命身体被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を

- 含む。以下この項において同じ。)又は役務を供給し、 提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等 又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使 用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要 な措置をとるべき旨を勧告することができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 内閣総理大臣は、重大生命身体被害の発生又は拡大 の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実 施し得るに至ったことその他の事由により前項の命令 の必要がなくなったと認めるときは、同項の規定によ る命令を変更し、又は取り消すものとする。
- 4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合(当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生(以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 6 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の命令の必要がなくなったと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。
- 7 内閣総理大臣は、第2項若しくは第5項の規定による命令をしようとするとき又は第3項若しくは前項の 規定による命令の変更若しくは取消しをしようとする ときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなけ ればならない。
- 8 内閣総理大臣は、第2項若しくは第5項の規定による命令をしたとき又は第3項若しくは第6項の規定による命令の変更若しくは取消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

(譲渡等の禁止又は制限)

- 第41条 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合(重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、重大生命身体被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、6月以内の期間を定めて、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。)を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限することができる。
- 2 内閣総理大臣は、重大生命身体被害の発生又は拡大 の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実 施し得るに至ったことその他の事由により前項の禁止 又は制限の必要がなくなったと認めるときは、同項の 規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除するも のとする。
- 3 内閣総理大臣は、第1項の規定による禁止若しくは 制限をしようとするとき又は前項の規定による禁止若 しくは制限の全部若しくは一部の解除をしようとする ときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなけ ればならない。
- 4 第1項の規定による禁止若しくは制限又は第2項の 規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解 除は、内閣府令で定めるところにより、官報に告示し て行う。

(回収等の命令)

第42条 内閣総理大臣は、事業者が前条第1項の規定による禁止又は制限に違反した場合においては、当該事業者に対し、禁止又は制限に違反して譲渡し、又は引き渡した商品又は製品の回収を図ることその他当該商品等による重大生命身体被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(消費者委員会の勧告等)

- 第43条 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。
- 2 消費者委員会は、前項の規定により勧告をしたとき は、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措 置について報告を求めることができる。

(都道府県知事による要請)

第44条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内におけ

- る消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要が あると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者安 全の確保に関し必要な措置の実施を要請することがで きる。この場合においては、当該要請に係る措置の内 容及びその理由を記載した書面を添えなければならな い。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請(以下この 条において「措置要請」という。)を受けた場合にお いて、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために 実施し得る他の法律の規定に基づく措置があるとき は、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に同 項の書面を回付しなければならない。
- 3 前項の規定による回付を受けた大臣は、内閣総理大臣に対し、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施することとするときはその旨を、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施する必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、通知しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたと きは、その内容を、遅滞なく、当該措置要請をした都 道府県知事に通知しなければならない。

(報告、立入調査等)

- 第45条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。
- 2 第11条の24第2項及び第3項の規定は、前項の場合 について準用する。

第7章 雑則

(財政上の措置等)

第46条 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(権限の委任)

- 第47条 内閣総理大臣は、第45条第1項の規定による権限その他この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。
- 2 前項の規定により消費者庁長官に委任された第45条 第1項の規定による権限に属する事務の一部は、政令 で定めるところにより、都道府県知事又は消費生活セ ンターを置く市町村の長が行うこととすることができ る。

(事務の区分)

第48条 前条第2項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(内閣府令への委任)

第49条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施 のため必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

第50条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第8章 罰則

- 第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下 の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを 併科する。
 - 一 第41条第1項の規定による禁止又は制限に違反し た者
 - 二 第42条の規定による命令に違反した者
- 第52条 第40条第2項又は第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第53条 第8条第4項、第8条の2第3項、第11条の5、 第11条の19第1項又は第25条第2項の規定に違反して 秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下 の罰金に処する。
- 2 第11条の22第2項の規定による試験業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第54条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合 においては、その違反行為をした登録試験機関の役員 又は職員は、50万円以下の罰金に処する。
 - 第11条の16の許可を受けないで試験業務の全部を 廃止したとき。
 - 二 第11条の23の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿 に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は 帳簿を保存しなかったとき。
 - 三 第11条の24第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 2 第45条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚 偽の報告をし、又は同項の規定による立入り、調査若

しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは 質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした 者は、50万円以下の罰金に処する。

- 第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - 一 第23条第2項第1号若しくは第3項又は第27条第 4項の規定による報告の徴取に対して虚偽の報告を した者
 - 二 第23条第2項第2号若しくは第3項若しくは第27 条第2項若しくは第4項の規定による検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質 間に対して虚偽の陳述をした者
 - 三 第23条第2項第3号若しくは第3項又は第27条第 4項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者
 - 四 第23条第2項第4号若しくは第3項又は第27条第 4項の規定による処分に違反して物件を提出しない 者
 - 五 第23条第2項第5号若しくは第3項又は第27条第4項の規定による処分に違反して物件を保全せず、 又は移動した者
- 第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
 - 一 第51条及び第52条 1億円以下の罰金刑
 - 二 第53条第2項及び前2条 各本条の罰金刑
- 第57条 第11条の17第1項の規定に違反して財務諸表等 を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載 せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がな いのに同条第2項各号の規定による請求を拒んだ者 は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平 成21年法律第48号)の施行の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後3年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、前項に定める事項のほか、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(平成24年9月5日法律第77号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成24年10月1日から施行する。 ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行 する。

(経渦措置)

第2条 第1条の規定による改正後の消費者安全法の規定は、この法律の施行前に発生した生命身体事故等にも適用する。

(検討)

第3条 政府は、この法律(第2条の規定については、 当該規定。以下この条において同じ。)の施行後5年 を経過した場合において、この法律の規定の施行の状 況について検討を加え、必要があると認めるときは、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (平成26年6月13日法律第71号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 次条及び附則第5条の規定 公布の日
 - 二 第1条中不当景品類及び不当表示防止法第10条の 改正規定及び同法本則に1条を加える改正規定、第 2条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並び に附則第3条及び第7条から第11条までの規定 公 布の日から起算して2年を超えない範囲内において 政令で定める日
 - 三 第2条中消費者安全法第10条の次に3条を加える 改正規定(第10条の4に係る部分に限る。) 公布 の日から起算して5年を超えない範囲内において政 令で定める日

(消費者安全法の一部改正に伴う経過措置)

- 第3条 第2条の規定(附則第1条第3号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に第2条の規定による改正前の消費者安全法第8条第1項第2号イ及びロ又は第2項第1号及び第2号に掲げる事務その他これに準ずるものとして内閣府令で定める事務に従事した経験を有する者(事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に適切に応じることができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に限る。)は、第2条の規定による改正後の消費者安全法第10条の3第1項の消費生活相談員資格試験(次項において単に「試験」という。)に合格した者とみなす。
- 2 前項に規定する場合のほか、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の指定する者が実施する講習会の課程を修了した者(事業者に対する消費者からの苦

情に係る相談に適切に応じることができるものとして 内閣府令で定める基準に適合する者に限る。)は、第 2条の規定の施行後5年内に限り、試験に合格した者 とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適 用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第5条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行 に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第6条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

福岡県消費生活条例

昭和52年3月28日福岡県条例第8号 (最終改正) 平成18年3月31日福岡県条例第16号

- 第1章 総則(第1条-第9条)
- 第2章 安全の確保 (第10条-第15条)
- 第3章 規格、表示等の適正化(第16条-第19条)
- 第4章 不当な取引行為の禁止(第20条-第22条)
- 第5章 生活関連商品等に関する施策(第23条-第30条)
- 第6章 消費者の啓発活動及び教育等(第31条-第33 条)
- 第7章 消費者の申出(第34条)
- 第8章 消費者苦情の処理及び訴訟援助(第35条-第 37条)
- 第9章 福岡県消費生活審議会(第38条)
- 第10章 公表 (第39条)
- 第11章 雑則 (第40条・第41条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量、交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、県及び事業者の果すべき責務並びに消費者の果すべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、県、事業者及び消費者の相互の信頼を基調とし、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利の確立を図ることを基本とするものとする。
 - 一 商品等により、生命、身体及び財産が侵されない こと。
 - 二 適正な表示等に基づいて商品等を適切に選択する 機会が確保されること。
 - 三 商品等の取引について、不当な取引条件を強制されず、不当な取引行為から保護されること。
 - 四 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得 し、主体的に行動するため、消費者教育の機会が提 供されること。
 - 五 商品等及びこれらの取引行為について必要な情報 を速やかに提供されること。
 - 六 消費生活に関する消費者の意見が消費者施策に適 切に反映されること。

- 七 商品等及びこれらの取引行為により、不当に受けた被害から適切かつ速やかに救済されること。
- 2 消費者施策の推進は、消費者が自らの利益の擁護及 び増進のため自主的かつ合理的に行動することができ るよう消費者の自立を支援することを基本とするもの とする。
- 3 消費者の自立の支援に当たつては、消費者の安全の 確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が 図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮 されなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展及び 消費生活における国際化の進展に的確に対応すること に配慮して行わなければならない。
- 5 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行わな ければならない。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 消費者 事業者が供給する商品等を使用し、又は 利用して生活する者をいう。
 - 二 事業者 商品等を供給する事業を行う者をいう。
 - 三 商品等 商品、役務、権利その他の消費者が消費 生活を営む上において使用し、又は利用するものを いう。

(県の責務)

- 第4条 県は、経済社会の発展に即応して、消費者施策 を策定するとともに、これを実施するものとする。
- 2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たつては、消費者の意見を反映することができるよう必要な措置を 講ずるものとする。

(市町村との連携等)

- 第5条 県は、市町村と連携を図り、消費者施策を実施 するものとする。
- 2 県は、市町村が消費者施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(事業者の青務)

- 第6条 事業者は、第2条に規定する消費者の権利の確立、その自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、流通の円滑化及び価格の安定に努めるとともに、次に掲げる責務を有する。
 - 一 消費者の安全の確保並びに規格、表示等及び取引 行為の適正化その他必要な措置を講じ、消費者との 取引における公正を確保すること。
 - 二 消費者に対して必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、 財産の状況等に配慮すること。
 - 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理

するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を 適切に処理すること。

- 五 県が実施する消費者施策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品等について、環境の保 全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を 向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準 を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう 努めなければならない。

(事業者団体の青務)

第7条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動を行うよう努めるものとする。

(消費者の役割)

- 第8条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するとともに、自主的かつ合理的に行動することによつて、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 2 消費者は、消費生活に関し、環境保全及び知的財産 権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならな い。

(消費者団体の役割)

第9条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動を行うように努めるものとする。

第2章 安全の確保

(安全の確保)

第10条 事業者は、消費者の消費生活における安全を害し、又は害するおそれがある商品等を供給してはならない。

(安全の確保に関する調査等)

- 第11条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の消費生活における安全を害する疑いがあると認めるときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。
- 2 知事は、前項の規定による調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等の安全性について、資料の提出若しくは説明を求め、又はその職員をして、当該事業者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

- 4 知事は、第2項の調査を実施し、なお商品等が消費者の消費生活における安全を害する疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等が安全であることの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。
- 5 知事は、事業者が前項の資料の提出を行わない場合でその理由がないと認めたとき、又は同項の資料の提出によっては商品等が安全であることを十分に確認することができないと認めたときは、当該事業者に対し、再度前項の資料の提出を求めるものとする。

(危害防止勧告)

- 第12条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の消費生活における安全を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、当該安全を確保するため、当該事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、速やかに、その旨について消費者への周知を図るものとする。
- 2 前項の場合において、知事は必要があると認めると きは、福岡県消費生活審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告をした場合において、当該事業者に対し、当該勧告に基づいてとつた措置及びその結果について報告を求めることができる。

(緊急安全確保措置)

第13条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の生命又は身体について、重大な危害を発生させ、又は発生させるおそれがあると認める場合で、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該商品等の名称、当該商品等を供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他の必要な情報を消費者に提供することができる。

(試験、検査等の機能の整備等)

第14条 知事は、消費者の消費生活における安全を確保 するため、商品等の試験、検査等を行う機能を整備す るとともに、必要に応じて、その実施した試験、検査 等の結果を消費者に提供するものとする。

(自動販売機等の管理)

- 第15条 事業者は、商品等を自動販売機その他これに類似する機械(以下「自動販売機等」という。)により供給するときは、消費者の見やすい箇所に管理責任者の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡に必要な事項を表示するとともに、自動販売機等の設置の安全に努めなければならない。
- 2 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認め るときは、当該自動販売機等の管理について、必要な 措置をとるべきことを勧告することができる。

第3章 規格、表示等の適正化

(規格、表示等の適正化)

- 第16条 事業者は、消費生活の安定及び向上を図るため、 その供給する商品等について、次に掲げる事項を推進 するように努めなければならない。
 - 一 品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するよう 適正な規格を定めること。
 - 二 消費者が選択又は使用若しくは利用を誤ることがないよう品質、機能、量目、製造年月日、消費期限その他の期限、原産地(外国産の商品にあつては、原産国)、事業者の氏名又は名称及び住所等を適正に表示するとともに、虚偽の又は誇大な表示を行わないようにすること。
 - 三 消費者の選択を容易にするよう販売価格又は利用 料金及び単位当たりの価格又は料金を当該商品又は 店内の見やすい場所に表示すること。
 - 四 虚偽の、誇大な、その他消費者に選択を誤らせる 広告又は宣伝をしないこと。
 - 五 消費者が不利益を被ることがないよう適正な計量 をすること。
 - 六 消費者が誤認し、又はその負担が著しく増大する ことのないよう過大な又は過剰な包装を行わないよ うにすること。
 - 七 消費者への供給後における修理、交換その他の方 法によるアフターサービスの向上を図ること。

(自主基準の設定)

- 第17条 事業者は、規格、表示等の適正化に関し、必要 な基準(以下「自主基準」という。)を定めるよう努 めなければならない。
- 2 事業者は、自主基準を定めたときは、速やかに、当 該自主基準を知事に届け出なければならない。これを 変更し、又は廃止したときも、同様とする。
- 3 知事は、事業者に対し、自主基準の設定及び変更並 びに遵守について、必要な指導又は助言を行うことが できる。

(県の基準の設定)

- 第18条 知事は、規格、表示等の適正化に関し特に必要があると認めるときは、商品等について、事業者が遵守すべき規格、表示等に関する基準(以下「県の基準」という。)を定めることができる。
- 2 知事は、県の基準を定めようとするときは、あらか じめ福岡県消費生活審議会の意見を聴かなければなら ない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、 同様とする。
- 3 知事は、県の基準を定めたときは、速やかに、告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(県の基準の遵守義務)

第19条 事業者は、県の基準が定められたときは、これ

- を遵守しなければならない。
- 2 知事は、事業者が県の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう勧告することができる。

第4章 不当な取引行為の禁止

(不当な取引行為の禁止)

- 第20条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に 関し、次のいずれかに該当する行為であつて規則で定 めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行つ てはならない。
 - 一 消費者に対し、商品等の売買又は提供に係る契約 (以下「商品売買契約等」という。)の締結につい て勧誘しようとして、消費者に迷惑を及ぼし、又は 消費者を欺いて消費者に接触する行為
 - 二 消費者に対し、商品等に関する重要な情報を提供 せず、誤信を招く情報を提供し、又は将来における 不確実な事項について断定的な判断を提供して、商 品売買契約等の締結を勧誘し、又は商品売買契約等 を締結させる行為
 - 三 消費者を威迫し、若しくは困惑させ、又は消費者 の知識、能力若しくは経験の不足に乗じて、商品売 買契約等の締結を勧誘し、又は商品売買契約等を締 結させる行為
 - 四 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不 当に不利益となる内容の商品売買契約等を締結させ る行為
 - 五 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等の不当な手段を用いて、商品売買契約等(当該契約の成立、存続又は内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる行為
 - 六 商品売買契約等に基づく債務の履行を不当に拒否 し、又は正当な理由なく遅延させる行為
 - 七 消費者との商品売買契約等に関し、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しを不当に妨げ、又は契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しによつて生ずる債務若しくは契約が無効であることに基づく債務の履行を拒否し、若しくは不当に遅延させる行為
 - 八 商品売買契約等に伴う立替払、資金の貸付、債務 の保証その他の消費者への信用の供与又は保証の受 託を業として行う者が、信用の供与の契約又は保証 を受託する契約(以下「与信契約等」という。)に 関し、当該商品売買契約等に係る事業者の不当な取 引行為を知つていた、若しくは知り得べきであつた にもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若し くは締結させる行為又は法令の規定若しくは与信契 約等に基づく消費者の権利の行使を妨げるおそれが

ある行為

2 知事は、前項の規定による規則を制定し、又は改正 しようとするときは、あらかじめ福岡県消費生活審議 会の意見を聴かなければならない。

(不当な取引行為に関する調査及び勧告)

- 第21条 知事は、事業者が不当な取引行為を行つている 疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行 うものとする。
- 2 知事は、前項の規定による調査に必要な限度において、当該事業者に対し、その取引の仕組み、実態等についての資料の提出又は説明を求めることができる。
- 3 知事は、事業者が不当な取引行為を行つていると認 めるときは、当該事業者に対し、その取引に関して改 善するよう勧告することができる。
- 4 前項の場合において、知事は必要があると認めたと きは、福岡県消費生活審議会の意見を聴くものとする。

(不当な取引行為に関する情報提供)

- 第22条 知事は、不当な取引行為による被害の発生及び 拡大を防止するため必要があると認めるときは、速や かに当該不当な取引行為の方法及び内容その他の必要 な情報を消費者に提供するものとする。
- 2 知事は、次に掲げる場合にあつては、速やかに前項 に規定する情報のほか、事業者の氏名又は名称その他 の当該事業者を特定する情報を消費者に提供すること ができる。
 - 不当な取引行為に関する苦情の申出が相当多数あり、かつ、当該不当な取引行為について消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合
 - 二 前号に掲げる場合のほか、不当な取引行為により 消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあ ると認める場合
- 3 知事は、前項の規定による情報の提供をしようとす るときは、あらかじめ、当該情報の提供に係る者の意 見を聴かなければならない。

第5章 生活関連商品等に関する施策

(情報の収集及び提供)

- 第23条 知事は、県民の消費生活との関連性が高い商品及び役務(以下「生活関連商品等」という。)の需給及び価格の動向について、情報を収集するとともに、必要な情報を県民に提供するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、前項の規定による情報の収集に協力しなければならない。

(供給等の要請)

第24条 知事は、生活関連商品等の流通の円滑化及び価格の安定を図るため必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連商品等の供給その他の必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

(指定生活関連商品等の指定)

- 第25条 知事は、生活関連商品等の需給又は価格の動向 が消費生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれ があると認めるときは、当該生活関連商品等を特別の 調査を要する生活関連商品等として指定することがで きる。
- 2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めると きは、同項の規定による指定を解除するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により生活関連商品等を指定 したときは、速やかに、その旨を告示しなければなら ない。これを解除したときも、同様とする。

(特別調査)

第26条 知事は、前条第1項の規定により指定した生活 関連商品等(以下「指定生活関連商品等」という。) の需給及び価格の動向について、必要な調査を行うも のとする。

(売渡し勧告)

第27条 知事は、指定生活関連商品等の販売を行う者(以下「関係事業者」という。)が、買占め又は売惜しみにより、当該指定生活関連商品等を多量に保有していると認めるときは、当該関係事業者に対し、当該指定生活関連商品等の売渡しを勧告することができる。

(価格の引下げ勧告)

第28条 知事は、関係事業者が指定生活関連商品等を著しく不当な価格で販売していると認めるときは、当該関係事業者に対し、その価格の引下げを勧告することができる。

(立入調査等)

第29条 知事は、前2条の規定の施行に必要な限度において、当該関係事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員をして、当該関係事業者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、指定生活関連商品等に関し、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(物価監視員)

- 第30条 第23条、第26条及び前条の規定による情報の収 集、特別調査及び立入調査等を行わせるための職員と して、物価監視員を置く。
- 2 物価監視員は、前条の規定による立入調査等をする 場合には、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提 示しなければならない。

第6章 消費者の啓発活動及び教育等

(消費者の啓発活動及び教育の促進)

第31条 知事は、消費者が自ら消費生活の安定及び向上を図ることができるよう消費者の自立を支援するため、商品等に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を

推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の 様々な場を通じて消費生活に関する教育の充実に努め るものとする。

(消費者団体の活動の促進)

第32条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図る ため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進され るよう助言、指導その他の必要な施策を講ずるものと する。

(消費者への情報提供)

第33条 知事は、この条例の他の規定に定めるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供するものとする。

第7章 消費者の申出

(消費者の申出)

- 第34条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、又はこの条例の規定に基づく措置がとられていないことにより、第2条第1項各号に掲げる消費者の権利が侵され、又は侵されるおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該申出の内容が事実であると認める場合で、県民の消費生活に重大な影響を与えるものと認めるときは、この条例の規定に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため 必要があると認めるときは、第1項の規定による申出 の内容並びに処理の経過及び結果を県民に提供するも のとする。

第8章 消費者苦情の処理及び訴訟援助

(消費者苦情の処理)

- 第35条 知事は、消費者から事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた旨(以下「消費者苦情」という。)の申出があつたときは、速やかに、その内容を調査し、当該消費者苦情を解決するための助言、あつせんその他の措置を講じなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による調査に当たつて必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の規定による助言、あつせんその他の措置を講じた場合において、消費者苦情の解決が著しく困難であると認めるとき、又は県民の消費生活に著しい影響を与えると認めるときは、福岡県消費生活審議会の調停に付することができる。

(消費者訴訟の援助)

- 第36条 知事は、消費者と事業者の間で訴訟(訴訟に準ずるもので知事が別に定めるもの及び民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停を含む。)が行われる場合において、当該訴訟が次の各号のいずれにも該当する消費者苦情に係るものであるときは、福岡県消費生活審議会の意見を聴いて、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付け、その他訴訟活動に必要な援助を行うことができる
 - 一 前条第3項の調停に付されたもの
 - 二 同一又は同種の被害が多数発生し、又は多数発生 するおそれがあるもの
 - 三 1件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの

(貸付金の返還等)

- 第37条 消費者訴訟に要する資金の貸付けを受けた者 は、当該訴訟が終了したときは、当該貸付けに係る資 金を返還しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、規則で定めると ころにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の 返還を猶予し、又は免除することができる。

第9章 福岡県消費生活審議会

(福岡県消費生活審議会)

- 第38条 県に福岡県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属する 事項について調査審議し、及び調停を行うほか、知事 の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要 な事項を審議する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は、学識経験のある者、消費者を代表する者、事業者を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
- 4 審議会は、第2項の調停のため必要があると認める ときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者 に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることがで きる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営 に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 公表

(公表)

- 第39条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者の氏名又は名称及び住所、事由、 経過その他必要な事項の概要を公表することができる。
 - 一 第11条第5項の規定による資料の提出をせず、又 は虚偽の資料を提出したとき。
 - 二 第12条第1項、第15条第2項、第19条第2項、第

21条第3項、第27条又は第28条の規定による勧告に 従わなかつたとき。

- 三 第21条第2項、第35条第2項又は前条第4項の規 定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽 の資料の提出若しくは説明をしたとき。
- 四 第29条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条による調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするとき は、あらかじめ、当該公表に係る者に弁明の機会を与 えなければならない。

第11章 雑則

(国等への要請)

第40条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国又は関係地方公共団体に対し、適切な措置をとるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行 に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

(福岡県消費生活安定緊急対策に関する条例の廃止)

2 福岡県消費生活安定緊急対策に関する条例(昭和49 年福岡県条例第21号)は、廃止する。

附 則(平成4年条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない 範囲内において規則で定める日から施行する。

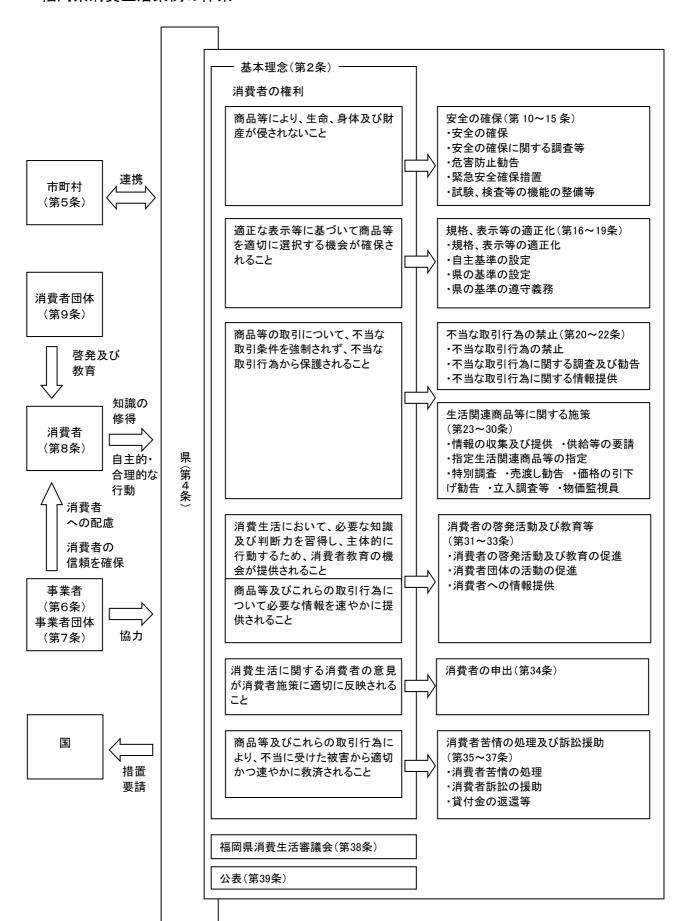
(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の福岡県民の消費生活の 安定及び向上に関する条例の規定により知事が福岡県 消費者苦情処理委員会の調停に付した行為は、改正後 の福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の 規定により福岡県消費生活審議会に付した行為とみな す。

附 則 (平成18年条例第16号)

この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 31 条第 3 項の改正規定中「35 人」を「20 人」に改める部分は、平成 19 年 9 月 16 日から施行する。

福岡県消費生活条例の体系



福岡県消費者行政活性化基金条例

平成21年3月30日福岡県条例第10号 (最終改正) 平成30年3月30日福岡県条例第11号 附 則(平成27年条例第34号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第11号) この条例は、公布の日から施行する。

(設置)

第1条 消費生活相談の複雑化及び高度化が進む中、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、福岡県消費者行政活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出 予算に定める額とする。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他 最も確実かつ有利な方法により保管しなければなら ない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有 利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳 出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 知事は、第1条の目的を達成するため、基金の 全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関 し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成33年12月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成23年条例第1号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第4号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第2号) この条例は、公布の日から施行する。

福岡県生活安全課・消費生活センターの業務

消費者行政については、平成27年度までは生活安全課の内部組織である消費生活センター (総務企画班、相談啓発班、事業者指導班)が担ってきたが、悪質商法被害の深刻化など消費者行政の重要性が高まる中、執行体制の強化を図るため、平成28年度から消費生活センターを出先機関として独立させ、また総合企画などの事務については生活安全課消費者安全係が担うこととなった。

1 基本的な考え方

• 生活安全課

消費者施策の企画立案、相談・消費者啓発等の総括、法施行事務のうち県民生活に特に影響の大きな事務等を消費生活センターと共同で取り扱う。

・消費生活センター

直接県民と接する相談・苦情の処理、消費者啓発の実務、法施行事務のうち迅速な現場対 応が求められる事務を取り扱う。

2 業務内容

業務内]谷	
		福岡県消費生活センター
	生活安全課	(相談啓発課、事業者指導課)
	(消費者安全係)	否 (相談) 092-632-0999
	7 092-643-3193	☎(相談啓発課) 092-632-1600
	FAX 092-613-3169	☎(事業者指導課) 092-651-0567
		FAX 092-632-0322
	○消費者行政の総合企画及び調整	※本庁からの求めに応じ付随的な業務を
	・企画、立案	実施
	・予算、議会	
	・消費生活審議会	
	• 市町村調整 等	
	○相談の総括	○相談、苦情の処理のためのあっせん
	○消費者啓発の総括、消費者教育の推進	○消費者啓発・教育の実施
		・啓発チラシ等の作成、配付
事		・各種講座、研修の実施 等
	○法施行事務	○法施行事務
務	・消費生活協同組合法	※所掌しない
	・割賦販売法	・割賦販売法
分	•家庭用品品質表示法	・家庭用品品質表示法
	・不当景品類及び不当表示防止法	・不当景品類及び不当表示防止法
掌	消費生活用製品安全法	• 消費生活用製品安全法
	・生活関連物資等の買い占め等緊急措置法	※所掌しない
	・国民生活安定緊急措置法	
	• 石油需給適正化法	
	・特定商取引に関する法律	・特定商取引に関する法律
	・ゴルフ場等会員契約適正化法	・ゴルフ場等会員契約適正化法
	・消費者安全法	・(消費者安全法)
	・福岡県消費生活条例	・福岡県消費生活条例
	○県民の権利義務に影響が大きい行政処分	○迅速な現場対応が必要なもの
	・業務停止命令、勧告、公表等	- し加速は現場対応が必要はもの - 調査
権	・生活協同組合の設立認可、監督等	
作	・生活励问程での設立認可、監督 寺 ○非常時に高度な政策的判断が必要とされ	- * 報
限	○升市時に同及な政東的刊刷が必要とされ るもの	・ 立八便宜
PIX	・生活関連物資等の買い占め等緊急措置法	現代近山叩口 守
	・国民生活安定緊急措置法等	

福岡県の消費者行政のあゆみ

昭和41年2月 消費者保護行政を推進するため、商工水産部商工第一課に消費者保護係 を設置

昭和43年9月 商工水産部に消費生活課を設置

昭和43年12月 県商品テスト室設置(県婦人会館3階-福岡市博多区博多駅前4丁目)

昭和44年1月 消費者行政の庁内連絡調整のため、福岡県消費者行政連絡協議会を設置 (福岡県行政組織規則第64条に規定する部内協議機関で、会長副知事、 関係21課長をもって構成)

昭和44年 消費者情報提供テレビ放送開始

昭和44年9月 「消費者ニュース」創刊

昭和45年3月 福岡県消費生活センター開設(県婦人会館3階、県商品テスト室を吸収)

昭和45年3月 (財) 福岡県消費者協会設立

昭和45年5月 県下に400人の消費生活相談員(平成4年4月よりくらしのアドバイザーと改称)設置

昭和46年12月 移動消費生活センター事業を開始

昭和 48 年 12 月 福岡県物価緊急対策本部設置

昭和49年1月 商工水産部に消費生活局を設置、消費生活課・生活物資課の2課制とする。

昭和49年1月 消費生活協同組合の事務が社会課より消費生活課へ移管される。

昭和49年11月 「くらしと物価」創刊

昭和50年1月 福岡ものを大切にする県民運動推進会議発足

昭和50年4月 久留米市、飯塚市に消費生活センター開設(2ヶ所とも市立、県より広 域事業委託)

昭和50年6月 消費生活センター、出先機関として独立

昭和51年6月 生活物資課調査係が消費生活課へ移管、指導係を調査指導係とする。

昭和52年4月 「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」施行

昭和53年5月 「消費者の日」設定される。

昭和54年6月 福岡県石油対策本部設置

昭和55年5月 福岡県合成洗剤対策推進要綱制定

昭和60年4月 消費生活課と生活物資課を統合し、一局一課制となる。

昭和 61 年 4 月 商工部消費生活局廃止、企画振興部県民生活局が設置され、消費生活課 が移管される。

昭和61年6月 消費生活センターに全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET) を導入

昭和63年5月 「消費者月間」が設定される。

昭和63年12月 「不当な取引方法の禁止」に係る事業者名等の公表制度施行

平成3年9月 「福岡県消費者教育推進連絡会議」を設置

平成4年9月 「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例」施行

平成5年4月 福岡県消費生活センターを県吉塚合同庁舎内に移転(福岡市博多区吉塚本町13-50)

平成5年4月 「消費者ニュース」と「くらしと物価」を統合して「暮しっく福岡」に 改名

平成 10 年 3 月 福岡県石油対策本部廃止

平成10年4月 省資源・省エネルギー関連事業を環境生活部リサイクル推進室に移管

平成10年4月 消費生活課と生活文化課を統合し、環境生活部県民生活局生活文化課となる。

平成12年4月 県民生活局と労働部との統合に伴い、生活労働部生活文化課となる。

平成14年4月 消費者係とくらし情報係を統合し、消費者係となる。

平成 14 年 4 月 福岡県消費生活情報ネットワーク (新 PIO-NET) 発足

平成17年4月 PIO-NETに係る「消費生活相談カード直接入力システム」を導入

平成 18 年 3 月 「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」を改正し「福岡県 消費生活条例」として公布。平成 18 年 7 月施行

平成18年4月 「消費者係」が組織変更により「消費者班」となる。

平成 18 年 6 月 日曜電話相談開始

平成20年4月 機構改革により生活文化課消費者班と消費生活センターが統合され、新社会推進部生活安全課の内部組織として消費生活センターが発足する。

平成21年3月 「福岡県消費者行政活性化基金条例」施行

平成21年4月 悪質事業者に対し迅速かつ強力に指導する「事業者指導班」の設置

平成21年9月 福岡県消費生活センターについて消費者安全法第10条第3項の規定による公示を行う。

平成21年11月 福岡県消費者行政連絡協議会の改組拡充(訓令第21号)

平成25年3月 (財)福岡県消費者協会の解散

平成25年3月 久留米市及び飯塚市における福岡県消費生活センターのサブセンター業務の終了

平成26年6月 「福岡県消費者教育推進計画」の策定

平成27年3月 福岡県消費者行政連絡協議会の廃止(訓令第7号)

平成28年4月 「福岡県消費生活センター条例」施行

平成28年4月 組織変更により「福岡県消費生活センター」が出先機関として独立し、 総合調整の組織として生活安全課内に「消費者安全係」が発足。

平成31年3月 「福岡県消費者教育推進計画(第2次)」の策定

令和2年度市町村消費者行政担当部署

番号	市町村名	担当課•係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
ク				電子メールアドレス	FAX番号
1	北九州市	市民文化スポーツ局 安全・安心推進部	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた7階	093-871-0428
		消費生活センター		shi-shouhi@city.kitakyushu.lg.jp	093-871-7720
2	福岡市	市民局生活安全部 消費生活センター	810-0073	福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号 あいれふ7階	092-712-2929
				shohiseikatsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp	092-712-2765
3	大牟田市	市民部市民生活課	836-8666	大牟田市有明町2丁目3番地 大牟田市役所 2階	0944-41-2601
		広聴相談担当		shiminseikatu01@city.omuta.lg.jp(※1)	0944-41-2621
4	久留米市	協働推進部 消費生活センター	830-0037	久留米市諏訪野町1830-6	0942-30-7700
	10月上10 レンノ			shouhi@city.kurume.lg.jp(※1)	0942-30-7715
5	直方市	産業建設部 商工観光課	822-8501	直方市殿町7番1号	0949-25-2156
	商業観光係			n-shoko@city.nogata.lg.jp(※1)	0949-25-2158
6	飯塚市	市民協働部地域振興課	820-8501	飯塚市新立岩5番5号	0948-22-5500 (内線1436)
		市民交流係		chiikishinkou@city.iizuka.lg.jp	0948-22-5526
7	田川市			田川市中央町1番1号	0947-85-7126
		自立支援係		syouhisya@lg.city.tagawa.fukuoka.jp	0947-44-2123
8	柳川市	産業経済部商工・ブランド振興課	839-0293	柳川市大和町鷹ノ尾120番地 大和庁舎	0944-77-8763
		商工•企業誘致推進係		syoushin@city.yanagawa.lg.jp	0944-76-1170
9	八女市	総務部 防災安全課	834-8585	八女市本町647番地	0943-24-8146
		生活安全係		seikatsuanzen@city.yame.lg.jp	0943-23-2583
10	筑後市	市民生活部 消費生活センター	833-8601	筑後市大字山ノ井898番地	0942-65-7021
				sseikatu@city.chikugo.lg.jp	0942-53-1589
11	大川市	インテリア課 おおかわセールス係	831-8601	大川市大字酒見256番地1	0944-85-5570
				okwsales_k@city.okawa.lg.jp	0944-88-1776
12	行橋市	産業振興部 商業観光課	824-8601	行橋市中央1丁目1番1号	0930-25-1111 (内線1222)
		地域商業活性係		syougyoukankou@city.yukuhashi.lg.jp	0930-25-7817
13			828-8501	豊前市大字吉木955	0979-82-1111 (内線1263)
		商業活性係		syogyo@city.buzen.lg.jp	0979-82-9334
14	中間市	建設産業部産業振興課	809-8501	中間市中間1丁目1番1号	093-246-6235
		商工企業誘致係		sangyoushinkouka@city.nakama.lg.jp	093-244-1342
15	小郡市	環境経済部 商工·企業立地課	838-0198	小郡市小郡255番地1	0942-72-2111 (内線142)
	商工観光係			shoko@city.ogori.lg.jp	0942-72-5050

番号	市町村名	担当課•係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
ク				電子メールアドレス	FAX番号
16			818-8686	筑紫野市石崎1丁目1番1号 筑紫野市役所 4階	092-923-1111 (内線221)
		生活安全·防犯担当		anan@city.chikushino.fukuoka.lg.jp(※1)	092-923-5391
17	春日市	地域生活部 安全安心課	816-8501	春日市原町3丁目1番地5	092-707-1177
	防犯安全担当			anzen@city.kasuga.fukuoka.jp	092-584-1143
18	大野城市	危機管理部 安全安心課	816-8510	大野城市曙町2丁目2番1号	092-580-1897
		生活安全担当		daianzen@city.onojo.fukuoka.jp	092-572-8432
19	宗像市	総務部 消費生活センター	811-4183	宗像市土穴3丁目1番45号	0940-33-5454
		1万兵工111 年7 /		munakata-shousen@fukuoka.email.ne.jp	0940-33-5469
20	太宰府市	観光経済部 産業振興課	818-0198	太宰府市観世音寺1丁目1番1号	092-921-2121 (内線440)
		商工•農政係		sangyo-s@city.dazaifu.lg.jp	092-921-1601
21			811-3192	古賀市駅東1丁目1-1	092-942-1176
		商業観光係		shoukou@city.koga.fukuoka.jp	092-942-3758
22	福津市	地域振興部地域振興課	811-3293	福津市中央1丁目1番1号 福津市役所別館2 階	0940-62-5014
		商工振興係		shoko@city.fukutsu.lg.jp	0940-43-9003
23	うきは市	うきはブランド推進課 商工振興係	839-1401	うきは市浮羽町朝田582番地1	0943-76-9095
				UC000652@city.ukiha.lg.jp	0943-77-5557
24	宮若市	産業観光課 商工振興係	823-0011	宮若市宮田29番地1	0949-32-0519
				syoukou@city.miyawaka.lg.jp	0949-32-9420
25	嘉麻市	産業振興課 商工係	820-0292	嘉麻市岩崎1180番地1	0948-42-7450
				shoko@city.kama.lg.jp	0948-42-7096
26	朝倉市	農林商工部商工観光課	838-1398	朝倉市宮野2046番地1	0946-28-7862
		商工労働係		syoukou@city.asakura.lg.jp	0946-52-1510
27	みやま市	環境経済部 商工観光課 商工観光係	835-8601	みやま市瀬高町小川5番地	0944-64-1523
				shoukou@city.miyama.lg.jp	0944-64-1546
28	糸島市	産業振興部 商工観光課 帝工党係係	819-1192	糸島市前原西1丁目1番1号	092-332-2080
		商工労働係		shokokanko@city.itoshima.lg.jp	092-324-2351
29	那珂川市	都市整備部 産業課 帝業振興担当	811-1224	那珂川市大字安徳702-1	092-408-9864
		産業振興担当		sangyo@city-nakagawa.fukuoka.jp	092-953-4563
30	宇美町	危機管理課 防災防犯係	811-2192	糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号	092-933-5500
		NA 70.7 AZ		kikikanri@town.umi.lg.jp	092-934-2275

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
方	, , , , , ,			電子メールアドレス	FAX番号
31	篠栗町	産業観光課 商工観光係	811-2492	糟屋郡篠栗町中央1丁目1番1号	092-947-1217
		[17] 二二年九 7日 7六		shoukou@town.sasaguri.lg.jp	092-947-7977
32	志免町	生活安全課 安全安心係	811-2292	糟屋郡志免町志免中央1丁目1番1号	092-935-1181
		女主女心'际		anzen@town.shime.lg.jp	092-935-2694
33	須恵町	地域振興課 産業振興係	811-2193	糟屋郡須恵町大字須恵771番地	092-932-1438
		<u> </u>		chiikishinkou@town.sue.lg.jp	092-931-1827
34	新宮町	産業振興課 商工観光担当 811-0192		糟屋郡新宮町緑ケ浜1丁目1番1号	092-962-0238
	間上観尤担ヨ		sangyo@town.shingu.fukuoka.jp(※1)	092-962-0725	
35	久山町	産業振興課 商工•観光係	811-2592	糟屋郡久山町大字久原3632番地	092-976-1111 (内線565)
		四二 既儿小		sangyou@town.lg.jp	092-976-2463
36	都市政策部 86 粕屋町 地域振興課		811-2392	糟屋郡粕屋町駕与丁1丁目1番1号	092-938-0194
		地域振興係		chiiki@town.kasuya.lg.jp(※1)	092-938-3150
37	芦屋町	環境住宅課 地域振興·交通係	807-0198	遠賀郡芦屋町幸町2番20号	093-223-3539
				tiiki@town.ashiya.lg.jp	093-223-3927
38	水巻町	産業環境課 産業振興係 807-8501		遠賀郡水巻町頃末北1丁目1番1号	093-201-4321 (内線266)
				syoukou@town.mizumaki.lg.jp	093-201-4423
39	岡垣町	総務部地域づくり課	811-4233	遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号	093-282-1211 (内線285)
		安全安心係		chiiki@town.okagaki.lg.jp	093-282-1310
40	遠賀町	まちづくり課 産業振興係	811-4307	遠賀郡遠賀町遠賀川1丁目6番5号	093-293-8233
				ekimae@town.onga.lg.jp	093-293-8234
41	小竹町	企画調整課 商工観光係	820-1192	鞍手郡小竹町大字勝野3349番地	09496-2-1214
				kikaku@town.kotake.lg.jp	09496-2-1140
42	鞍手町	地域振興課 商工振興係	807-1392	鞍手郡鞍手町大字中山3705番地	0949-42-2111 (内線343)
		向工派类队		chiiki@town.kurate.lg.jp	0949-42-5693
43	桂川町	産業振興課 商工統計係	820-0696	嘉穂郡桂川町大字土居424番地1 桂川町役場1階	0948-65-1106
				shokotokei@town.keisen.lg.jp(※1)	0948-65-3424
44	筑前町	農林商工課特産振興係	838-0298	朝倉郡筑前町篠隈373番地	0946-42-6614
				nourin@town.chikuzen.fukuoka.jp	0946-42-2011
45	東峰村	農林観光課 商工観光係	838-1792	朝倉郡東峰村大字宝珠山6425	0946-72-2313
		P4] 土 野山ノロ VN		norin@vill.toho.fukuoka.jp	0946-72-2370

			1	<u> </u>	
番号	市町村名	担当課•係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
ケ				電子メールアドレス	FAX番号
46	産業課 6 大刀洗町 農政商工係	830-1298	三井郡大刀洗町大字富多819	0942-77-6201	
		灰烬阳上怀		nosei@town.tachiarai.lg.jp(※1)	0942-77-3063
47	大木町	産業振興課 商工観光係	830-0416	三潴郡大木町大字八町牟田255-1	0944-32-1063
	阿 工			syoukou@town.ooki.lg.jp	0944-32-1054
48	広川町	協働推進課 安全安心係	834-0115	八女郡広川町大字新代1804-1	0943-32-1196
	女主女心'你			anzen@town.hirokawa.lg.jp	0943-32-4287
49	香春町	産業振興課 商工観光係	822-1492	田川郡香春町大字高野994番地 香春町役 場 4番窓口	0947-32-8406
		P4 - T- F9U / U VN		shokoukankou@town.kawara.lg.jp(※1)	0947-32-4815
50	添田町	地域産業推進課 商工業振興係	824-0691	田川郡添田町大字添田2151番地	0947-82-5962
		H <u> </u>		chisan@town.soeda.lg.jp(※1)	0947-82-2869
51	糸田町	地域振興課 消費者行政係	822-1392	田川郡糸田町1975番地1	0947-26-4025
				chiiki@town.itoda.lg.jp	0947-26-1651
52	川崎町	商工観光課 商工観光係	827-8501	田川郡川崎町大字田原789-2	0947-72-3000 (内線 225•226)
		四工第25下		syoukou@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp	0947-72-6453
53	大任町	産業経済課	824-0512	田川郡大任町大字大行事3067番地	0947-63-3001
				sankei2@town.oto.lg.jp(※1)	0947-63-3813
54	赤村	産業建設課 産業振興係	824-0432	田川郡赤村大字内田1188番地	0947-62-3000 (内線311)
				aka-s.sansin@vill.aka.lg.jp	0947-62-3007
55	福智町	まちづくり総合政策課 地域振興係	822-1292	田川郡福智町金田937番地2	0947-22-7766
				fg0500@town.fukuchi.lg.jp	0947-22-3500
56	苅田町	防災・地域振興課 くらし安全担当	800-0392	京都郡苅田町富久町1丁目19番地1	093-588-1037
				bosai-chiikishinkoka@town.kanda.lg.jp	093-436-3014
57	みやこ町	観光まちづくり課 商工観光係	824-0892	京都郡みやこ町勝山上田960番地	0930-32-2512
		— 50,001.		kankou@town.miyako.lg.jp	
58	吉富町	地域振興課 産業振興係	871-8585	築上郡吉富町大字広津226番地1	0979-24-1177
		1		chiiki@town.yoshitomi.lg.jp	0979-24-3219
59	上毛町	開発交流推進課開発交流推進係	871-0992	築上郡上毛町大字垂水1321番地1	0979-72-3111 (内線233)
				pad@town.koge.lg.jp	0979-72-4664
60	築上町	産業課 商工係	829-0192	築上郡築上町大字築城1096番地 築上町役場 築城支所内	0930-52-0001 (内線180·181)
()		MI回線対かたのメール学	<u></u>	syoukou@town.chikujo.lg.jp	0930-52-0023

(※1)LGWAN回線外からのメール送信時は本表記載のアドレスと異なる。

県内の消費生活センター・相談窓口 (消費生活相談に関する専門資格又は専門知識を持つ相談員が配置されている施設・時間帯)

	名称	所在場所	電話	f(相談用) • FAX	相談日	受付時間
		福岡市博多区吉塚本町13-50	電話	092-632-0999	·電話·来所相談 月~金	(月~金) 9:00~16:30
1	福岡県消費生活センター	福岡坦吉塚仝同庁全 1 陛		092-632-0322	・電話相談のみ 日	(日) 10:00~16:00
	리스트 III + NV # 4- VT 1- X - P	北九州市戸畑区汐井町1-6	電話	093-861-0999	нг	8:30~16:45
2	北九州市立消費生活センター	ウェルとばた 7階	FAX	093-871-7720	月~土	(第3土は 8:30~13:00)
3	小倉北相談窓口	北九州市小倉北区大手町1-1 小倉北区役所西棟 1階		093-582-4500 093-582-4411	月・水・金	8:30~16:45
4	小倉南相談窓口	北九州市小倉南区若園5-1-2 小倉南区役所 3階		093-951-3610 093-951-3615	火·木	8:30~16:45
5	八幡西相談窓口	北九州市八幡西区黒崎3-15-3 八幡西区役所コムシティ4階		093-641-9782 093-641-9763	月~金	8:30~16:45
6	福岡市消費生活センター	福岡市中央区舞鶴2-5-1	電話	092-781-0999	·電話·来所相談 月~金	(月~金) 9:00~17:00
Ü	四四川川四東 上山 CV /	あいれふ 7階		092-712-2765	・電話相談のみ 第2、4 土	(第2、4 土) 10:00~16:00
7	大牟田市消費生活センター	大牟田市有明町2丁目3番地 大牟田市役所 2階		0944-41-2623 0944-41-2621	月~金	8:30~17:15
8	久留米市消費生活センター ^{※1} (久留米、うきは、大刀洗、大木、広川)	久留米市諏訪野町1830-6		0942-30-7700 0942-30-7715	月~金、 第2日曜	8:30~17:00
9	直鞍広域消費生活センター ^{※2} (直方、宮若、小竹、鞍手)	直方市殿町7-1 直方市役所 5階	電話	0949-25-2162 0949-25-2158	月~金	8:30~12:15 13:00~17:00
10	飯塚市消費生活センター ^{※3} (飯塚、嘉麻、桂川)	飯塚市吉原町6-1 あいタウン 2階 市民交流プラザ内	電話	0949-25-2158 0948-22-0857 0948-22-0897	月~金	8:30~17:00
11	田川市消費生活相談窓口	田川市中央町1番1号 田川市役所本庁舎1階	電話	0947-85-7127 0947-44-2123	月~金	8:30~12:15 13:00~16:30
12	柳川・みやま消費生活センター ^{※4} (柳川・みやま)	柳川市大和町鷹/尾120 柳川市役所大和庁舎 1階	電話	0944-76-1004 0944-76-1022	月~金	9:00~12:15 13:00~16:30
13	八女市消費生活センター	八女市本町600番地1 八女市保健センター 1階		0943-23-1183	月~金	8:30~12:00 13:00~16:30
14	筑後市消費生活センター	筑後市大字山ノ井898 筑後市役所本庁舎1階		0942-65-3737 0942-53-1589	月・火・木・金	8:30~12:00 13:00~17:15
15	大川市消費生活相談窓口	大川市大字小保614-6	電話 FAX	0944-86-5105	火·金	9:00~13:00 14:00~16:30
16	行橋市広域消費生活センター ^{※5} (行橋、みやこ、築上)	行橋市西宮市2-1-39		0930-23-0999 0930-23-4422	月~金	9:00~17:00
17	豊前市消費生活相談窓口	豊前市大字吉木955	電話	0070-99-1111	月·木	10:00~12:15 13:00~15:00
18	中間市消費生活センター	中間市中間1-1-1 中間市役所別館 2階		093-246-5110 093-244-1342	月~金	8:30~12:00 13:00~16:30
19	小郡市消費生活相談室	小郡市小郡283-13	電話	0942-27-5188 0942-72-5050	月~金	9:00~12:00 13:00~16:00
20	筑紫野市消費生活センター	筑紫野市石崎1-1-1 筑紫野市役所 2階	電話	092-923-1741 092-921-8666	月~金	9:00~11:45 13:00~16:30
21	春日市消費生活センター	春日市光町1丁目73番地 春日 市男女共同参画・消費生活セン ター1階	電話	092-584-1155 092-584-1143	月~金	10:00~12:15 13:00~16:00

大野城市役所和館 4階	月~金 月~金 月~金・士 月~金 月~金 月~金 月~金	$9:30 \sim 12:00$ $13:00 \sim 16:30$ $8:30 \sim 17:00$ $9:30 \sim 12:00$ $13:00 \sim 16:00$ $10:00 \sim 12:15$ $13:00 \sim 15:30$ $9:00 \sim 16:00$ $10:00 \sim 16:00$ $9:00 \sim 12:00$ $13:00 \sim 17:00$ $9:30 \sim 12:00$ $13:00 \sim 16:00$	
元禄市消費生活センター 元禄市主代3-1-45 元本 元本 元本 元本 元本 元本 元本 元	月~金 水·金·土 月~金 月~金	$9:30 \sim 12:00$ $13:00 \sim 16:00$ $10:00 \sim 12:15$ $13:00 \sim 15:30$ $9:00 \sim 16:00$ $10:00 \sim 16:00$ $9:00 \sim 12:00$ $13:00 \sim 17:00$ $9:30 \sim 12:00$	
24 太宰府市消費生活センター 太宰府市役所 2階 消費生活相 談室 <td colo<="" color="2" rowspan="2" td=""><td>水·金·士 ·水·金 月~金 月~金</td><td>$13:00 \sim 16:00$ $10:00 \sim 12:15$ $13:00 \sim 15:30$ $9:00 \sim 16:00$ $10:00 \sim 16:00$ $9:00 \sim 12:00$ $13:00 \sim 17:00$ $9:30 \sim 12:00$</td></td>	<td>水·金·士 ·水·金 月~金 月~金</td> <td>$13:00 \sim 16:00$ $10:00 \sim 12:15$ $13:00 \sim 15:30$ $9:00 \sim 16:00$ $10:00 \sim 16:00$ $9:00 \sim 12:00$ $13:00 \sim 17:00$ $9:30 \sim 12:00$</td>	水·金·士 ·水·金 月~金 月~金	$13:00 \sim 16:00$ $10:00 \sim 12:15$ $13:00 \sim 15:30$ $9:00 \sim 16:00$ $10:00 \sim 16:00$ $9:00 \sim 12:00$ $13:00 \sim 17:00$ $9:30 \sim 12:00$
25 古質市消費生活センター 古質市新原1051-6 FAX 092-410-4084 月・ 26 福津市消費生活相談窓口 福津市中央1-1-1 福話 0940-43-8106 FAX 0940-43-9003 月・ 27 朝倉市消費生活センター 朝倉市宮野2046-1 電話 0946-52-1128 FAX 0946-52-1193 28 糸島市消費生活センター 糸島市前原西1-1-1 第二庁舎 TFAX 092-332-2098 FAX 092-324-2531 29 那珂川市消費生活相談窓口 那珂川市大字安徳702-1		·水·金 月~金 月~金	$13:00\sim15:30$ $9:00\sim16:00$ $10:00\sim16:00$ $9:00\sim12:00$ $13:00\sim17:00$ $9:30\sim12:00$
26 福津市消費生活相談窓口 福津市役所本館2階 FAX 0940-43-9003 27 朝倉市消費生活センター 朝倉市宮野2046-1 電話 0946-52-1128 FAX 0946-52-1193 28 糸島市消費生活センター 糸島市前原西1-1-1 第二庁舎 1階 電話 092-332-2098 FAX 092-324-2531 29 那珂川市消費生活相談窓口 那珂川市大字安徳702-1 電話 092-953-0733	月~金月~金月・水・金	$10:00 \sim 16:00$ $9:00 \sim 12:00$ $13:00 \sim 17:00$ $9:30 \sim 12:00$	
27 朝倉市消費生活センター 朝倉市宮野2046-1 FAX 0946-52-1193 28 糸島市消費生活センター 糸島市前原西1-1-1 第二庁舎 1階 電話 092-332-2098 FAX 092-324-2531 29 那珂川市消費生活相談窓口 那珂川市大字安徳702-1 電話 092-953-0733	月~金月・水・金	9:00~12:00 13:00~17:00 9:30~12:00	
28 糸島市消貨生活センター 1階 FAX 092-324-2531 29 那珂川市消費生活相談窓口 那珂川市大字安徳702-1 電話 092-953-0733 月	・水・金	13:00~17:00 9:30~12:00	
	A D		
30 かすや中南部広域消費生活センター ^{※6} 糟屋郡志免町志免中央1-10 電話 092-936-1594 FAX 092-936-1610 であり、 であり、 であり、 であり、 であり、 であり、 であり、 であり、	万一金	10:00~15:30	
31 新宮町消費生活相談室 糟屋郡新宮町緑ケ浜1-1-1 電話 092-410-2182 FAX FAX FAX FAX FAX TAX T	火·金	10:00~13:00 14:00~16:00	
32 久山町消費生活相談室 糟屋郡久山町大字久原3632 電話 092-976-1111 (内線) 317 FAX 092-976-2463 第	毎月 52、4 水	10:00~12:15 13:00~15:30	
遠賀郡芦屋町幸町2-20 芦屋 電話 093-223-3543 町役場1階 環境住宅課地域振 FAX 093-223-3927	月~金	9:00~12:00 13:00~17:00	
34 水巻町消費生活センター 遠賀郡水巻町頃末北1-1-1 電話 (内線) 268 FAX (093-201-4423)	月~金	9:00~12:00 13:00~16:30	
35 岡垣町消費生活相談窓口 遠賀郡岡垣町野間1-1-1 岡垣 電話 093-282-1211 町役場 2階 地域づくり課内 FAX 093-282-1310	月~金	8:30~12:00 13:00~17:15	
36 遠賀町消費生活相談窓口 遠賀郡遠賀町遠賀川1-6-5 電話 093-293-7783 FAX 093-293-8234	月~金	9:00~12:00 13:00~16:30	
37 筑前町消費生活センター 朝倉郡筑前町篠隈373 電話 0946-42-6619 FAX 0946-42-3124	火~金	9:00~12:00 13:00~16:00	
38 果啤剂 消貨生活相談窓口	51金曜、 第3水曜	10:00~12:00 13:00~16:00	
田川郡消費者センター ^{※7} 田川郡福智町赤池970-1 電話 0947-28-9300 FAX 0947-28-9302 ロリアスモス保健センター内 では、0947-28-9302 ロリアスモス保健センター内 では、0947-28-9302 ロリアスモス保健センター内 では、0947-28-9302 ロリアスモス保健センター内 では、0947-28-9302 ロリアスモス保健センター内 では、0947-28-9302 ロリアスモストロスティアスティアスティアスティアスティアスティアスティアスティアスティアスティア	火·木	9:00~12:00 13:00~16:00	
40 苅田町消費生活相談窓口 京都郡苅田町富久町1-19-1 電話 093-434-3352 FAX 093-436-3014	・水・金	9:00~12:00 13:00~17:00	
41吉富・上毛消費生活相談窓口**8築上郡吉富町大字広津351-2電話 0979-33-7051(吉富、上毛)吉富町ふるさとセンター内FAX 0979-33-7052	火·金	9:00~12:00 13:00~16:00	

- ※1 久留米市消費生活センターは、久留米市、うきは市、大刀洗町、大木町及び広川町の住民からの相談に対応している。
- ※2 直鞍広域消費生活センターは、直方市、宮若市、小竹町及び鞍手町の住民からの相談に対応している。
- ※3 飯塚市消費生活センターは、飯塚市、嘉麻市及び桂川町の住民からの相談に対応している。
- ※4 柳川・みやま消費生活センターは、柳川市及びみやま市の住民からの相談に対応している。
- ※5 行橋市広域消費生活センターは、行橋市、みやこ町及び築上町の住民からの相談に対応している。
- ※6 かすや中南部広域消費生活センターは、志免町、篠栗町、字美町、須恵町及び粕屋町の住民からの相談に対応している。
- ※7 田川郡消費者センターは、福智町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町及び赤村の住民からの相談に対応している。
- ※8 吉富・上毛消費生活相談窓口は、吉富町及び上毛町の住民からの相談に対応している。 なお、相談者の居住地に応じて相談用電話番号が異なる。(吉富町:0979-33-7051 上毛町:0979-33-7052)

令和2年度 消費者行政の概要 令和2年7月発行

発 行 福岡県人づくり・県民生活部生活安全課

消費者安全係

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3193

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課(消費者安全係)

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 (電話番号) 092-643-3193 (FAX) 092-643-3169

福岡県消費生活センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎1階

電話番号 (相談専用)

092 - 632 - 0999

 ○受付時間 月~金
 9:00~16:30

 日曜日
 10:00~16:00

(日曜日は電話相談のみ対応します。) (事務室) 092-632-1600 (F A X) 092-632-0322福岡県消費生活センター ホームページ 福岡県消費生活センター https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shouhiseikatsu.html 博多サンヒルズホテル 福岡県消費生活センター (福岡県吉塚合同庁舎1階) 地下鉄 「馬出九大病院前」 吉塚駅前 博多税務署 バス停 県警本部前・九大 病院入口バス停 R吉塚 駅 部 東公園 福 岡 人づくり・県民生活部生活安全課 県庁前バス停 (交通安全係・地域防犯推進係・ 消費者安全係)

福岡県行政資料			
分類記号	所属コード		
J С	5200513		
登録年度	登録番号		
令和2年度	0 0 0 1		